

官報號外

明治二十九年三月十九日

木曜日 内閣官報局

○第九回衆議院議事速記録第四十一號
帝國議會

明治二十九年三月十八日(水曜日)午後一時二十七分開議

議事日程

第四十一號 明治二十九年三月十八日

午後一時開議

第一船舶検査法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第二船舶職員法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第三船舶職員懲戒法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第四馬匹ノ調査及検査ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第五國界變更法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第六府縣農事試驗場國庫補助法案

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第七商法中改正法律案(小室重弘君外一名提出)

第一讀會

第八正追加法律案(大田信一君外四名提出)

第一讀會

第九日本銀行課稅法案(石田貫之助君外三名提出)

第一讀會

第十日本銀行條例中改正法律案(石田貫之助君外三名提出)

第一讀會

第十一日本銀行課稅法案(阿部與人君外三名提出)

第一讀會

第十二家祿賞典祿處分法案(深山聳崎君外三十五名提出)

第一讀會

第十三藤陸三君外二十八名提出)

第一讀會

第十四輸入羊毛海關稅免除法律案(松尾寛三君外七名提出)

第一讀會

第十五大坂府兵庫縣境界變更法律案(守屋此助君外二名提出)

第一讀會

第十六社寺林地保管法案

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第十七岡山縣廣島縣境界變更並廣島縣下郡界變更法律案(守屋此助君外二名提出)

第一讀會

第十八廣島縣下郡界變更法律案(井上角五郎君外三名提出)

第一讀會

第十九蠶種檢查法案(朝倉親爲君外三名提出)

第一讀會

○第二十輸出羽二重検査所法案(松田吉三郎君外六名提出)

第一讀會

○第二十一清國及朝鮮國在留日本人取締法案(鈴木充美君外一名提出)

第一讀會

○議長(楠本正隆君)諸君、是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル

(佐脇書記官朗讀)

江藤新作君外四名提出ニ係ル朝鮮國居留臣民保護ニ關スル質問ニ對シ外務大臣臨時代理西園寺文部大臣ヨリ答辯アリ

衆議院議員江藤新作君外四名ヨリ提出朝鮮國居留臣民保護ニ關スル質問ニ對シ外務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回答候也

明治二十九年三月十八日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員江藤新作君外四名ヨリ提出ノ質問書ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治二十九年三月十四日

外務大臣臨時代理

文部大臣侯爵西園寺公望

(別紙) 衆議院議長楠本正隆殿

本年二月十一日朝鮮國ニ於ル事變以來帝國臣民ニシテ該國暴民ノ爲メニ殺害セラレタル者アルニ付各地駐在ノ領事及京城駐劄公使ヨリ朝鮮國當該官廳ニ對シ嚴重ナル照會ヲ爲シ目下交渉中ナリ又右事變ノ報ニ接スルヤ政府ハ各地ニ警察官ヲ増派シ其他種々ノ手段ニ依リ居留帝國臣民ノ生命財産ニ關シ其保護ヲ怠リタルコトナシ

右及答辯候也

貴族院ニ於テ獸疫豫防法案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

蠶種檢查法案

提出者 小畑岩次郎君 平島松尾君

和田彦次郎君

高田早苗君

大竹貫一君、藤田達芳君、中野廣太郎君ヨリ排水器試験ノ建議ニ關スル件ニ付真下珂十郎君ヨリ臘虎臘乳獸ノ獵獲ニ關スル件ニ付政府ニ質問書ヲ提

出セラレタリ
特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

(甲)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ニ關スル法律案外五件
審查特別委員長 同理事

京都府下郡廢置法律案審查特別委員長

同理事

特別委員左ノ通り指名セリ
臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案外一件審查特別委員

望月右内君

武市彰一君

石原半右衛門君

谷澤龍藏君

鈴木充美君 肥塚龍君 直原守次郎君
小川虎一君 佐藤里治君 廣瀬貞文君
松尾寛三君 山本隆太郎君 兼至君
北海道鐵道敷設法案審查特別委員

大野龜三郎君 福田久松君 改野耕三君
石坂昌孝君 望月右内君 鹿島秀麿君
西村甚右衛門君 工藤行幹君 堤猷久君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第八議會ニ於テ本院ノ議決ヲ以テ政府ニ致シタル排水器試驗ノ建議ニ對シ
左ノ事項ヲ質問ス

第八議會ニ於テ本院ノ議決ヲ以テ政府ニ致シタル排水器試驗ノ建議ニ對シ
左ノ事項ヲ質問ス

排水器試驗ノ建議ニ關スル質問題意書
第八議會ニ於テ本院ノ議決ヲ以テ政府ニ致シタル排水器試驗ノ建議ニ對シ
左ノ事項ヲ質問ス
本建議ニ對シ未タ政府ニ於テ何等ノ施設ナキハ其要ナシト見認メタルニ由
ル哉若シ果シテ然ラハ其理由如何

排水器ノ效用如何ハ學理上或ハ明確ナルモノナルヘシト雖トモ我國ニ於テ
ハ實用上未タ其經驗ニ乏シク且此種ノ起業ヲ爲セシモノ多クハ皆失敗ニ歸
セシト農家ハ自然保守的ナルトニ由リ進シテ其業ヲ企圖者少ク隨ツテ幾
多有益ノ土地ヲシテ空シク不毛ニ委セシム然ルモ尙政府ハ實驗ヲ示シテ以
テ誘導開示スルノ意ナキ哉如何

政府カ國家ノ富源ヲ開發スヘキ如此緊要ナル建議ヲ忽視シタルハ蓋シ國利
ヲ稽查スルノ念ニ乏シキト農業家ノ實況ヲ觀察スルノ粗ナルトニ依ルモノ
ト信ス故ニ本員等ハ切ニ政府ノ一層深キ注意ヲ用ヒ本院ノ議決ニ満足ヲ與
ヘンコトヲ懇望ス而モ尙政府ハ熟考シテ其議ヲ容ルヽノ意ナキ哉如何

右答辯ヲ望ム

明治二十九年三月十六日

提出者 大竹貫一

藤田達芳

賛成者

中野廣太郎

石原半右衛門

外三十名

質問書

千島沿海ニ於ケル臘虎脣肭獸ノ獵獲ハ實ニ夥シキ數ニシテ千島ノ内アライ
ト、バラムシロ、占守、フンネコタン、シンシル、ウルップノ如キ其棲息
地タルハ各人ノ唱導スル所ニシテ英國スノ一ハ明治三年以來獵船數百ヲ率
ヰテ我近海ニ出沒シ其ノ獵獲ノ數モ實ニ巨万ニ達セリト云フ昨二十八年臘
虎船ノ函館ニ來港スルモノイーウエブスター號、ウヰークアード号、ジ
セフヒン號、アーチチック號其他數艘何レモ千島近海ヨリ引上ケタルモノ
ノ如シ而シテ北太平洋臘虎獵業概況ト題シ
北太平洋ニ於ケル臘虎獵業ノ概況ニ附キヴァンクーヴァル駐在帝國二等領
事能勢辰五郎ヨリ昨二十八年十一月二十九日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ
昨冬(二十七年)以來北太平洋海岸ニ於テ臘虎獵ニ從事セル船舶ハ前月ヲ以
テ悉ク本州ヴ[#]クトリア府ニ歸航シタリ今同府稅關ニ於テ精査シタル報告
ニ據レバ本年度ニ於テ英領哥倫比亞州所屬臘虎船ノ該獵ニ從事シタルモノ
總テ六十三隻(外ニ休業三隻)噸數三千八百九十二噸ニシテ乘組洋人七百八
十八名土人八百五十四名本邦人ハ僅ニ五十六名ニ過キス而シテ其日本海岸
ニ來リシ者二十二隻他ハ本州西北岸ヨリアラスカ海岸ニ沿ヒテベーリング
海峽ニ出没セルモノトス本年ハ海上穩ナラス我占守島竝ニ函館沖ニテ難破
セル者二隻洋上ニテ全船覆没セルモノ一隻アリ本年度ノ捕獲數、本州海岸一
万二千百十四枚日本海岸一万八千九百七十九枚アラスカ地方七千四百七枚ベ
ーリング海峽三万五千六百二十四枚合計七万四千二百二十四枚ニシテ昨年ニ
比シ三万三百五十枚ヲ減少シタリ本年ハ春來引續キ海上風波強キト日本及
露國海岸ニ於ケル警防嚴重ナリシカ爲メ一般ニ捕獲高十分ナラス本州海岸
ニテ四百十一枚アラスカ海岸ニ於テ三千枚ヲ減シ就中日本海岸ニテハ三万十
四枚ヲ減シ昨年ノ捕獲高ニ比シ幾ント三分ノ一ヲ減シタレトモ獨リベーリン
グ海峽ニ於テハ九千二百八十三枚ヲ增加シタリ又ベーリング海峽ニ於テ捕獲
セシモノ、中牡皮一万五千九百十四枚牝皮一万九千七百十枚ナリシト云フ
本年度ニ於ケル臘虎船持主ハ勿論乗員等ニ至ルマテ收支僅カニ相償タルノ
ミニシテ就モ失望セルモノ、如シ前年度ノ如キ一隻ニシテ四千餘枚ヲ獲タ
ルモノアリシニ本年ハ「トライアンフ」號ノ分二千二百七枚ニ上リ他ハ二
三百枚ヨリ千七八百枚ノ間ヲ往來ス百枚ニ足ラサルモノ四隻アリ之ヲ平均
スレハ毎隻千百枚内外ナリシ而シテ本年不漁ノ最モ甚タシキハ本州海岸ニ
シテ數週間ニ一頭ヲモ目撃セサルコトアリタレハ明春ハ該地方ニテ從事ス
ルモノ一隻タモナカルヘク從テ本州所屬臘虎船中從來專ラ本州海岸ニ出獵
セルモノ三十五隻ハ明年六月頃マテハ全ク休業スルニ至ルヘシ該業ニ多年
ノ經驗ヲ有スルヴ[#]クトリア府ノカピティン、ジエー、ジー、コックスノ說
ニ據レハ本州海岸ノ臘虎獵ハ毎年四月中旬ヨリ五月下旬マテ好季節トス
レトモ五月ハ禁獵季節ナルヲ以テ僅ニ四月中旬ヨリ下旬ニ至ル十餘日間ニ
於テセサルヘカラス而シテ該時期ニハ常ニ風波甚シク捕獲十分ナラサレハ

將來本州海岸ハ好獵地ト認ムルコト能ハサルヘシ日本地方ニ往漁ノ船隻ハ次年度ニ於テ二十餘隻ヲ下ラスシテ本年十二月下旬ヨリ來年一月頃マテニ本州ヲ出帆スルナラント云フ從來本州所屬臘虎船ノ出獵方向ニ二方アリテ其日本ニ出獵スルモノハ毎年十二月下旬ヨリ翌年一月十五日前後マテニ^{*}クトリア府ヲ出帆シ一月下旬ヨリ二三月ノ交大吠沖合ニ達シ四月中旬前後金華山沖ニ至リ五月下旬北海道厚岸ヨリ目道沿海ニ出没シ八月上旬ヨリ九月末マテ露領沿岸ニ往來シテ本州及アラスカ沿岸ヲ航海シ六月一旦歸港シ更ニ七月上旬ヨリ二十五六日頃マテニベーリング海峡ヲ出没シ九、十月ノ交歸港スルモノトス本州ニテ專業者ハ十數人ニ下ラサルモ其重ナルモノヲ^{*}クトリア府ノリセツト、マーピン及ホールノ三名トス該業ニ從事スル獵船ハ皆小「スクーナー」形帆船ニシテ「アグネス、マグドナード」號「アンニーシームーア」號「ブレング」號「サッフィカ」號ノ四隻ヲ除クノ外ハ三十噸以上九十噸以下ニシテ一噸ノ新造費概々米金三十弗内外ニ過キス所有主ハ合資又ハ合名營業ノ者多キニ居レトモ近頃^{*}クトリア府ニ於テ創立セルモノハ有限^{*}クトリア臘虎捕獲及販賣株式會社ト稱シ米金十万弗ノ資本ヲ以テ盛ニ業務ニ從事スヘシト云フ該會社ノ所有船ハ目下六隻ナレトモ追々他ノ獵船ヲモ買收シ二十餘隻ニ達セシムヘキ見込ナリト云フ在^{*}クトリア當業者マーピン商會員カビテイン、ジエー、ジー、コックスハ該業上頗ル經驗ヲ有シ毎年五月頃日本ニ赴キ十月頃歸港スルヲ常トス今同人ノ說ヲ聞クニ該業モ數年前ハ頗ル利益アリシモ巴里條約實施以來獵域及獵法ヲ制限セラレ日本及露領海上ニ於ケル警防ノ嚴ナルト同業者増加シ獵船ノ數ハ幾ント加倍シタルニ反シ近年婦人ノ衣類ニ獸皮ヲ用ユルコト多カラサルヨリ倫敦相場ノ下落セル等都テ該業ノ利益ヲ削減セルモノ、如シトモ該業ノ有利地方ニ尙ホ日本近海トベーリング海峽ニ存スレハ明年度ニ於テモ日本近海ニ進入スルモノ其數ヲ減スルコトナカルヘシト云フ

船長以下ノ給料ハ逐年其額ヲ減シ本年度ニ於テハ船長ハ米金五六十弗ノ間ニシテ外ニ捕獲ノ獸皮ニ應シテ若干ヲ得又獵手ハ其捕獲ノ獸皮一枚毎ニ米金二三弗ヲ得ルモノトス又日本人水夫ハ月給米金十五弗ト外ニ獸皮一枚毎ニ米金二十五仙ツ、ヲ得ルモノトス兩三年前マテハ日本人ノ本州ニテ雇入ラル、者百人内外アリシカ本年ニ至リ減シテ五十餘名ト爲リタリ然ルニ其多數ハ函館ニ下船シ其^{*}クトリア府ニ歸港セル者僅ニ二十名ニ過キサリシカ此輩モ前月中^{*}クトリア市ニ在ル獵船水夫宿主齋藤東市ナル者ト共ニ悉ク歸朝ノ途ニ就キタリ此輩ハ外國獵船ノ給料逐年減少スルヲ以テ寧日本邦ニ赴キ本邦人ト組合ヒ獨立營業セントノ目的ナリ本邦人ハ水夫トシテハ體力技能共ニ申分ナキモ獵手トシテハ未タ不十分ニシテ其技ニ於テ本邦土人ニ及ハサルコト遠キハ頗ル遺憾ナリトス

毛皮ノ價格ハ毎年十二月三、四日頃倫敦ニ於ケル新皮賣出相場ニ依リテ一定セラル、モノナリ本年十一月中同地ノ相場ハ海狸(ビーバル)ハ本年一月中ト變動ナク海獺(オッター)黃鼬(マーテン)ハ同三月中ニ同シク其他ハ三月中ニ比シ孰レモ下落ノ方ニテ赤狐ハ一割五分海狼(ヴォルベリン)ハ長耳猫(リシクス)里熊ハ共ニ二割五分赤熊ハ二割白熊ハ三割五分狼ハ二割方ノ下落ナレトモ本年獵獲ノ減少セルト品質ノ上等ナルトニ依リ多少勝貴シト云フ獸皮ハ獵獲地方ト其季節ニ據り品質ニ優劣アレトモ又其鹽漬法ノ適否ニ於テ大ニ價格ヲ增減スルコトアレハ當業者ハ此點ニ於テ大ニ注意ヲ要スト云フ

左ニ本年度(二十八年)ニ於ケル獵船竝ニ獵區獵獲明細表ヲ掲ク

船	名	出帆月日	歸港月日	捕獲地方及數量			
				亞哥倫比	日本	アラスベーリン	合計
「アグネス、マクドナード」	「アイエコ」	六月十四日	十月十五日	三三五	一	一、二三一	一、九七二
「アマチューア」	「アーヴィス」	六月二十四日	四月三十日	大五	一〇五	一、五四五	一、三九四
「アンニームーア」	「アンニーベイント」	七月八日	十月十五日	一〇八	一	一、二二四	一、二二四
「アンドリュー」	「アーヴィス」	一月二十八日	九月二十七日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ブレンダ」	「アオロラ」	六月十四日	十月十五日	一〇八	一	一、二二四	一、二二四
「シードーランド」	「ビアトリース」	六月十二日	十月十八日	一一〇	一	一、二二四	一、二二四
「カーロッタ、コツ」	「ビアトリース」	七月四日	九月九日	一	一	一、二二四	一、二二四
「カスコ」	「ボリアリス」	一月四日	十月十一日	一	一	一、二二四	一、二二四
「シチー、サンチャゴ」	「ブレンダ」	一月十四日	九月二十五日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ダイアナ」	「カーロッタ、コツ」	一月十七日	十月十日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ダイラクトル」	「ボリアリス」	一月十八日	九月二十五日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ドラ、ステワード」	「アーヴィス」	一月十九日	九月二十五日	一	一	一、二二四	一、二二四
「エイビン、マーピン」*	「アンドリュー」	一月二十日	九月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
「エンタルブライス」	「アンドリュー」	一月二十一日	九月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
「フォーン」	「アーヴィス」	一月二十二日	九月二十七日	一	一	一、二二四	一、二二四
「フジシャー、メイド」	「アンドリュー」	一月二十三日	九月二十七日	一	一	一、二二四	一、二二四
「フロレンス、スマス」	「アンドリュー」	一月二十四日	九月二十八日	一	一	一、二二四	一、二二四
「フオルチユナ」	「アンドリュー」	一月二十五日	九月二十八日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ゼネバ」	「アンドリュー」	一月二十六日	十月十四日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ヘンリエタ」	「アンドリュー」	一月二十七日	十月二十二日	一	一	一、二二四	一、二二四
「アイダエツタ」	「アンドリュー」	一月二十八日	十月二十二日	一	一	一、二二四	一、二二四
「ケート」	「アンドリュー」	二月一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
「カザリーン」	「アンドリュー」	二月二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
「フェボライ特」	「アンドリュー」	二月三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
「キルメニ」	「アンドリュー」	二月四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
二月六日	二月六日	二月六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
五月七日	五月七日	五月七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月六日	六月六日	六月六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十四日	六月十四日	六月十四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十五日	六月十五日	六月十五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十六日	六月十六日	六月十六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十七日	六月十七日	六月十七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十八日	六月十八日	六月十八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月十九日	六月十九日	六月十九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月二十日	六月二十日	六月二十日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月三十日	六月三十日	六月三十日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿九日	六月廿九日	六月廿九日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿日	六月廿日	六月廿日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿一日	六月廿一日	六月廿一日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿二日	六月廿二日	六月廿二日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿三日	六月廿三日	六月廿三日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿五日	六月廿五日	六月廿五日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿六日	六月廿六日	六月廿六日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿七日	六月廿七日	六月廿七日	十月二十六日	一	一	一、二二四	一、二二四
六月廿八日	六月廿八日	六月廿八日	十月二十六日	一</td			

「アラドール」 六月二十二日
 「リップイ」 六月十三日
 「メーリーイーレン」 十月九日
 「メーリーテイラー」 二十七年十二月二十八日
 「マスコット」 二月四日
 「モードエス」 六月十四日
 「メイベール」 六月十七日
 「マイメイド」 一月八日
 「シンニイ」 六月十七日
 「マウチ、チーフ」 二月四日
 「オシアンベル」 一月四日
 「オスカーハツティ」 六月十四日
 「オクトウ」 一月二十四日
 「バクエリス」 二月四日
 「ベネーブ」 二月二十四日
 「バニール」 二月二十二日
 「ロージー、オルセン」 二月二十七日
 「サジタルベル」 三月三日
 「サツフライヤ」 九月二十八日
 「サツブンド」 十月二日
 「サーゼー」 十月十日
 「ソーシラス」 十月十四日
 「シェルビイ」 二月二十九日
 「サウスベンド」 五月二十九日
 「テレサ」 五月二十九日
 「トライアンフ」 五月二十九日
 「アムブリナ」 五月二十九日
 「ウベラ」 五月二十九日
 「ゲオクリア」 五月二十九日
 「ウバイ」 五月二十九日
 「ウォルターポール」 五月二十九日
 「ワルタリーツチ」 五月二十九日
 「ウマンデラ」 五月二十九日
 「土人捕獲獨木舟ニテ獨立營業スルモノナリ」 五月二十九日
 「米國船ノ捕獲ニシテ本州ニ陸揚シタルモノ」 五月二十九日
 合計 三七八
 昨年分 三七八
 本年増減 三七八

期ノ如キハ嚴ニ取締ルト聞ケリ況シヤ我千島ノ如キハ島嶼羅列シ其棲息地モ亦之ニ胚胎スルニ於テヲヤ目下既ニ其獵期ニ向フテ以テ我横濱ニハ外國ノ獵船繫留セリト果シテ然ラハ本年ハ千島沿岸ヲシテ十分ナル警戒ヲ加ヘシムルヤ否ヤ

右議院法第四十八條ニ據リ及質問候也 明治二十九年三月十七日

質問者 真下珂十郎
賛成者 佐々木高榮
外二十九人

○議長楠木正隆君 是ヨリ會議ヲ開キマスル——質問ノ辯明ガアリマスル 一、藤田達芳君

(藤田達芳君演壇ニ登ル)

○藤田達芳君(六十四番) 排水器試験ノ建議案、是ハ昨年第8議會ニ於キマシテ、大竹貫一君外數氏ヨリ此案ヲ當院ニ提出シマシタノデ、ソレデ詳細ナ理由ハ昨年既ニ御聽デゴザイマスカラ、諸般ノ問題モアリマスルカラシテ、單簡ニ一二言質問ノ要領ヲ述ベマス、ソレデ戰後ノ經營ノ今日ニ方リマシテハ、最モ財源ノ擴張ヲ必要トシマセニヤナラヌノデゴザイマスルガ、昨年政府ハ此案ノ院議ト爲リマシテ反省ヲ請ヒマシタニモ拘ラズ、今日ニ至リマスマデ排水試験ノ著手ニ至リマセヌノハ、敢テ攻擊ヲ致スノデハアリマセヌ、即チ種々國家ノ事情ヨリシテ、今日ニ至ルマテ此事ノ運ニナシテ居ラヌノデアラウト考ヘマスル、ソレデ此沮洳ノ地、即チ濕氣ノ多イ所ノ水ヲ排斥シマシテ、沃野良田ヲ國家ノタメニ開拓スル上ニ就キマシテハ、沿海ノ地方及高低アル地方、河川ノ下流ニ面シテ居ル沮洳卑濕ノ地ニ屬スル處ヲ、全國ニ於キマシテ私共ノ概略調査スル所ニ依リマスルト七十万町程、此水ヲ排斥シマシテ良田沃野タラシムル土地ガアリマスル、其他新ニ乾燥ノ地ハ此器械ヲ用ヒマシテ水利ノ便ヲ與ヘマスル所ノ土地ガ三十万町アリマスルノデ、概略之ヲ合シマスルト云フト一百万町ノ沃野良田ヲ開墾スルコトガ出來ルノデアリマス、ソレデ現在ノ排水器ノタメニ、是等ノ新ニ生ズル所ノ國家ノ財源ト爲リマスル所ノモノハ、一百万町ニ對シマシテ一段歩二百石ト致シマシテ、二千万石ノ收穫ヲ得ルノデアリマス、ソレデ此地價金ガ一億六千万圓デアリマシテ、耕作費ト云フモノヲ概算四千万圓減シマシテモ、是ヨリ生ジマスル所ノ利益ト言ヒマスルモノハ、民益ニ屬スル、即チ人民ノ利益ニ屬シマスルモノハ一億一千二百五十萬圓餘、是ヨリシテ納ムル所ノ地租ニテ七百五十萬圓ノ財源ヲ得ルコトニナリマス、此國家ニ納ムル所ノ地租ト、人民ノ新ニ得ベキ所ノ利益ト合算スルト合計一億二千万餘圓ノ財源ヲ新ニ得ルノデゴザイマスルカラ、今日戰後ノ經營ノ事アリトモ、是等ノ財源ハ國家ノタメニ政府ハ大ニ注意シナケレバナラヌノデゴザイマス、況ヤ戰後ノ經營、最モ財源ヲ要シマス今日ニ方ッテ、彼ノ新ニ得マシタ臺灣ニ就イテハ收益アリト見タ所リテ然ルカ各國政府ハ常ニ軍艦二三艘ヲ泛ヘテ之カ巡邏ニ從事シ最モ孕胎

(備考) 本表中※印アルモノハベーリング及アラスカ海岸ニ於テ一万八千九百七十九枚ヲ捕獲セリト稱セリ
 テ米國巡邏船ニ拿捕セラレ審問ニ付セラレタルモノナリ
 云フニ拘ハラス日本海岸ニ於テ一万八千九百七十九枚ヲ捕獲セリト稱セリ
 而シテ政府ハ昨二十八年臘虎臘臘獸獵法ヲ發布シ本年一月ヨリ之レヲ實施スルモノ、如シ然ルニ各國獵船ノ近海ニ競集スルニ當リ政府ハ葛城艦一
 艦ヲ發遣シ纔ニ一回ノ巡航ニ止メ敢テ介意セサルモノハ抑モ何ノ憑ル所ア
 リテ然ルカ各國政府ハ常ニ軍艦二三艘ヲ泛ヘテ之カ巡邏ニ從事シ最モ孕胎一

ガ、却テ是等ノタメニ國家ガ暫クノ間ハ損失ヲシテ往カナケレバナラヌ有様
デアル、一方ニハ軍備擴張ノ如キ、國民ニ對シテ非常ナ負擔ヲ負ハナケレバナ
ラヌ場合ニアリマスルカラ、年々一億二千万圓以上ノ財源ヲ發見シ得ベキ排
水器試験ノ法デゴザイマスルカラ、願クハ政府モ國家財源開發ノタメニ、一
日モ早ク是等ノ試験方法ヲ定メラレントヲ切望スルノデゴザイマス
○議長(楠本正隆君) 次ハ真下珂十郎君
○議長(楠本正隆君) 議事日程ノ第一、船舶検査法案第一讀會ノ續
第一 船舶検査法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)
第二 船舶職員法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)
第三 船舶職員懲戒法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)
○宮崎榮治君(一百八十一番) 委員長ハ少々病氣デゴザイマシテ、又理事ハ
差支ガアリマスカラ、本員ヨリ報告致シマス、尙ホ此場合ニ於テ三案同時ニ
審査ヲ致シマシタ譯ニアリマスルカラ、願ハクハ同時ニ報告ヲ致シタイ
○議長(楠本正隆君) 宮崎榮治君
(宮崎榮治君演壇ニ登ル)
○議長(楠本正隆君) 第三マデ併テ報告ヲ請ヒマス
○宮崎榮治君(二百八十二番) 私ハ委員長ニ代リマシテ、此三法案ノ審査ノ
経過及結果ヲ御報告致シマスル、本案ノ特別委員長及理事ノ選舉ハ三月六日
ニ行ヒマシタ、此委員長ニハ西山志澄君、理事ニハ南島間作君ガ當選セラレ
マシタノデゴザイマス、而シテ本案ノ審査ハ三月ノ十日、十二日、十四日、
十六日ト四回審査會ヲ開キマシテ、結了致シマシタノデゴザイマス、其結了
致シマシタモノハ即チ諸君ノ御手許ニ配付ニ爲ツテ居リマス所ノモノデゴ
ザイマシテ、大體船舶検査法ニ於キマシテハ、貴族院修正ノ通ニ議決ヲシ、船
舶職員法案ニ於キマシテハ第十五條ヲ一つ加ヘマシテ、其他ハ皆貴族院ノ修
正通ニ決シタノデ、船舶職員懲戒法案ニ於キマシテハ總テ貴族院修正ノ通ニ
議決致シマシタノデゴザイマス、尤モ諸君ニ配付ニ爲ツテ居リマス所ノモノ
ヘ中ニ少シ誤字ガアリマスカラ、是ハ御訂正ヲ願ヒマスル、此十五條ノ中ニ
「此法律執行」トゴザイマスルノハ「施行」トナケリヤナラヌ筈デゴザイマス、
此執ノ字ハ「施」ノ字ノ誤リデゴザイマスカラ御訂正ヲ願ヒマスル、然ルニ
此船舶検査法案ノ審査ノ模様ヲ申上ダマスレバ、種々政府委員ニ向ツテ質問ヲ
致シマシタデアリマスルガ、今日ニ於テ此改正ヲ要シマスル重モナル點ヲ舉
ゲマスレバ今日ノ船舶検査ニ用ヒテ居リマスル所ノ規則ハ、明治十七年ノ制

定ニ係リマシテ、其以後ニ在リテハ我國ノ航海事業ハ非常ニ進歩ヲ致シテ居
リマスルノデアリマスルガ、此規則ハ今日ノ場合ニ至リマシテハ種々不完全
ナ點ガアルト申スコトデゴザイマシテ、其中ノ重ナルモノハ何デアルカト申
シマスレバ、現行ノ規則ニ於キマシテ西洋形船舶ノミ検査ノ效力ヲ及シマシ
テ、日本形ノ船舶ヲ検査スルト云フコトハナイノデゴザイマス、併シ航海ノ
安全ヲ圖ルト云フ目的ニアリマスレバ、船ノ構造如何ニ依リテ區別ノアル
譯ハナイト云フコトガ一ツデゴザイマス、又現行ノ規則ニ依リマスレバ、検査
上ニ於キマシテモ萬誤ナイト云フコトハ保タレマセヌノデアリマスガ、其途
ヲ設ケテナイノデゴザイマス、又現行ノ規則ニ依リマスレバ、外國ノ船籍ニ
在リマスル船ハ、検査ノ效力ヲ及スコトガ出來ヌヤウニ爲ツテ居リマス、併
シ外國船ヲ我國ノ人ガ借入レマシテ航海サセマスル場合ニ至リマシテハ、此
航海ノ安全ヲ圖ルト云フコト、生命財産ノ安全ヲ圖ルト云フ點カラ致シマ
スレバ、是ヲモ検査シナケレバナラヌト云フノハ當然ノ事アリ、斯様ナ
點ガ今日ノ規則ニハ完全致シテ居ラナイカラシテ此改正ヲ要スルト云フコ
トデゴザイマスル、就キマシテハ種々委員會ニ就キマシテモ審議ヲ盡シマシ
タガ、中ニ意見ノアルアリマシタモノハ、此第二條中ノ汽船ハ遠洋航海、近
海航船、沿海航船、平水航船ト四種ニ分ツテ居リマスル中ニ、此遠洋航船ト
近海航船ハ一ツニシテ宜シイ、之ヲ別ニスル必要ハナイト云フ説モ出マシタ
ノデアリマスガ、其採決ニ爲リマシテ少數デ否決致シマシテゴザイマス、其
次ニハ此第四條ニ於テ貴族院ニ於テ修正セラレマシタル航行期間ニアリマ
シテ、汽船ハ三箇月以上一箇年以内、帆船ハ六箇月以上三箇年以内トアリマ
スル所ヘ、汽船ハ三箇月以上二箇年以内、帆船ハ六箇月以上五箇年以内ト修
正スル説モ出マシテゴザイマスケレドモ、是モ少數デ否決致シマシテゴザ
イマス、其他ハ總テ貴族院ノ修正通ニ可決致シマシタノデゴザイマス、此船
舶職員法案ニ至リマシテハ、種々質問審議ヲ盡シマシタ所デ、第一條ノ第
二項ニ機關長、運轉士、機關士トアリマスル處ニ於キマシテ、機關長ト云フ
スル方ガ宜カラウト云フ説モ出マシテゴザイマスケレドモ、是モ少數デ否決
致シマシタ、此第十四條ノ次ニ至リマシテ、五百噸未満ノ汽船及二百噸以上
ノ汽船ニハ、二等機關士ノ免狀ヲ有スル者ニ機關長ノ職ヲ執ラシメ、又一等
機關士ヲ乗込マシメザルコトヲ得、施行後一箇年ノ間斯様ナ取除ノ場合ヲ設
ケテ置ク方ガ便利デアラウト云フ説ガ出マシタガ、是ハ採決ニ至リマシテ、
可否同數ニ相成リマシテ、委員長ニ於キマシテハ此第十五條ヲ加ヘルト云フ
コトニ同意ヲ表セラレマシタ故ニ、委員會ニ於テハ此第十五條ヲ加ヘルコト

ニ至リマシタノデゴザイマス、此一條ヲ加ヘマスト云フ所以ノモノハ、此改正案ニ依テ見マスレバ、近海航船ニシテ登記噸數五百噸未満ノモノモ、沿海航船ニシテ登簿噸數汽船二百噸以上ノモノモ、機關長、一等機關士ト云フモノヲ一人乗込マセナケレバナラヌト云フコトニ爲シテ居リマスルノデゴザイマス、然ルニ今日ノ實際ハ如何デアルカト申シマスレバ、今日ノ所ハ何レモ一人デ濟ムコトニ爲シテ居リマスル、就キマシテハ當業者ニ於テハ斯様ニ規定セラレマシテハ、大ニ實際上困難ノ趣ヲ訴ヘマシテゴザイマス、ソレハ近海航船ニシテ五百噸未満ノモノハ現在百七艘居リマスノデ、又沿海航船ニシテ二百噸以上ノモノハ現在八艘居リマス、此百七艘ニ八艘ヲ加ヘマスレバ百十五艘ゴザイマス、是マテ機關手一人デ濟ミマシタモノガ、此場合ニ二人乗込マセルコトニ相成リマスレバ、丁度百十五人ノ不足ヲ來スコトニ相成リマスカラシテ、當業者ニ於キマシテハ困難ヲ感ジマス趣ヲ訴ヘマシタ、然ルニ政府委員ニ於キマシテハ、其百十五艘ノ中二十五艘ト云フモノハ、現ニ一人乗込マセテ宜イ所ニ二人乗込マセテアルノデアル、其二十五艘引キマスレバ、残クテ九十艘ニナルノデアル、九十艘ノ中ニモ現ニ海員ノ餘リガアルカラシテ格別ノ不足ハ來サナイノデアル、殊ニ年々海拔免狀ヲ渡ス所ノ者モ澤山アルカラ致シテ、決シテ不足ハ來サヌノデアルト云フノ答辯デゴザイマス、若シ内國人ニ於テ不足ヲ來ス場合ガアツテモ、外國人ニシテ免狀ヲ有スル所ノ者モ百有餘人アルカラ致シテ、之ヲ以テ補フモ差支ナインデアルト云フ答辯デゴザイマス、委員ニ於キマシテハ深ク審査ヲ盡シマシタ所ニハ、ドウモ今日ノ場合ニ於テ政府委員ノ答辯ニ依シテ見マシテモ、果シテ過分ノモノデアルカ否ヤト云フコトハ、確ニ之ヲ認ムルコトガ出來ナイト云フ結果ヨリ致シマシテ、此場合ニ於テハ此第十五條ノ取除ノ場合ヲ、一箇年設ケタ方ガ便宜デアラウト云フコトニ相成リマシテ、此一條ヲ追加致シマシタ譯デゴザイマス、ソレヨリ尙ホ委員會ニ於キマシテ此沿海航船ノ欄ニ於キマシテ、百噸未満ノモノヲ二百噸未満トシ、二百噸未満トシ、五百噸未満トシ、二百

スルガ、是モ其採決ニ至リマシテ可否同數ニ相成リマシタ、委員長ハ原案ノ儘ニ据置クコトニ同意致シマシタカラ、其修正説ハ否決致シマシタ譯デゴザイマス、斯様ナ譯デ此船舶職員法案第十五條ヲ更ニ一條ヲ加ヘルト云フダケニ至リマシテ、其他ハ貴族院修正通ニ決シマシテゴザイマス、船舶職員懲戒法案ニ至リマシテハ、全部貴族院修正通ニ同意ヲ表シマシタノデゴザイマス、是ダケヲ御報告致シマス

○佐藤忠望君（二百三十五番） 一寸其誤字ノ處ヲ今一應——此議案ニ誤字ノアルト云フコトデ……

○宮崎榮治君（二百八十二番） 此更ニ一條ヲ加ヘマスル中ニ、此法律執行ノ日ヨリトアリマスルノガ、此法律施行ノ日ヨリト「執」ノ字ハ「施」ノ字ノ誤デアリマス

○議長（楠本正隆君） 決議ヲ採リマスル、此職員懲戒法マデハ三案共ニ連續スルモノト心得マスカラ、御異議ガナクバ三案ヲ併セテ、一時ニ決議ヲ採リマス

「〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長（楠本正隆君） 二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立

○議長（楠本正隆君） 多數

○吉本榮吉君（八十二番） 直チニ二讀會ヲ……

○議長（楠本正隆君） 吉本榮吉君ノ動議、三案共ニ直チニ二讀會ヲ開クベキモノト決シマレタ

○吉本榮吉君（八十二番） 直チニ二讀會ヲ開クコト御異議ゴザイマスカ

〔贊成々々〕ノ聲起ル

船舶検査法案（政府提出貴族院送付）

第二讀會

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（楠本正隆君） 然ラバ、直チニ二讀會ヲ開イテ、船舶検査法ヲ以テ議題ト爲シテ決議ヲ採リマス、御動議ナクバ全部決議トシテ宜シウゴザイマスカラシテ、若シ内國人ニ於テ不足ヲ來ス場合ガアツテモ、外國人ニシテ免狀ヲ有スル所ノ者モ百有餘人アルト云フノ答辯デゴザイマス、若シテ免狀ヲ有スル所ノ者モ澤山アルカラ致シテ、決シテ不足ハ來サヌノデアルト云フノ答辯デゴザイマス、若シ内國人ニ於テ不足ヲ來ス場合ガアツテモ、外國人ニシテ免狀ヲ有スル所ノ者モ百有餘人アルカラ致シテ、之ヲ以テ補フモ差支ナインデアルト云フ答辯デゴザイマス、委員ニ於キマシテハ深ク審査ヲ盡シマシタ所ニハ、ドウモ今日ノ場合ニ於テ政府委員ノ答辯ニ依シテ見マシテモ、果シテ過分ノモノデアルカ否ヤト云フコトハ、確ニ之ヲ認ムルコトガ出來ナイト云フ結果ヨリ致シマシテ、此場合ニ於テハ此第十五條ノ取除ノ場合ヲ、一箇年設ケタ方ガ便宜デアラウト云フコトニ相成リマシテ、此一條ヲ追加致シマシタ譯デゴザイマス、ソレヨリ尙ホ委員會ニ於キマシテ此沿海航船ノ欄ニ於キマシテ、百噸未満ノモノヲ二百噸未満トシ、二百

噸以上ノモノヲ五百噸以上ノモノト修正ヲ致スト云フ説ガ出マシテゴザイマスルガ、是モ其採決ニ至リマシテ可否同數ニ相成リマシタ、委員長ハ原案ノ儘ニ据置クコトニ同意致シマシタカラ、其修正説ハ否決致シマシタ譯デゴザイマス、斯様ナ譯デ此船舶職員法案第十五條ヲ更ニ一條ヲ加ヘルト云フダケニ至リマシテ、其他ハ貴族院修正通ニ決シマシテゴザイマス、船舶職員懲戒法案ニ至リマシテハ、全部貴族院修正通ニ同意ヲ表シマシタノデゴザイマス、是ダケヲ御報告致シマス

○議長（楠本正隆君） 第十四條マデハ御異議ナキヲ以テ原案通決シマス、五十條ノ一條ヲ委員會ニ於テ挿入ニナクテ居リマス、是ヲ以テ議題ト爲シマス

〔原案贊成〕又ハ〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

船舶職員法案（政府提出貴族院送付）

第二讀會

○議長（楠本正隆君） 船舶職員法案十五條、委員ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長（楠本正隆君） 大多數、因テ委員會ノ修正通決シマス、以下ハ原案ニ御異議ナシト認メマス、次ハ海員懲戒法案全部ヲ議題ト爲シテ決議ヲ採リマス

ス

船舶職員懲戒法案（政府提出貴族院送付）

第二讀會

○議長（楠本正隆君） 御動議ナケレバ、是レ亦原案ノ通可定致シマシタ、而シテ此案ハ三案共ニ直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ナシト認メマス、因テ

直チニ二讀會ヲ開キマス

リ論シマスレバ、此境界ヲ變更セントスル理由モ一理アルヤウデゴザイマスガ、併シ爰ニ最上川ト云フ河ヲ境界トシテ割イタ所ヲ見テモ、是亦大ニ最上川ノ界トシテ國ヲ分ツト云フコトハ大ニ理由ノアル事デゴザイマシテ、詰リ此一點ニ就イテハ山嶽ヲ界トシテ國ヲ分ツカ、或ハ最上川ヲ界トシテ國ヲ分ツカト云フコトハ、詰リ利害相半バスルコト、思ヒマス、併ナガラ此國界變更ニ就イテハ、更ニ行政區畫ニ就イテハ影響ガナイト云フコトデアル、行政區畫ニ於テ更ニ利害ノ相分ル、所ノナキモノヲ、殊更ニ三十年來ノ歴史慣習ト云フモノヲ棄テ、北國ノ境界ヲ變更スル必要ハ毫モ見出スコトハ出來ヌノデアリマス、若シ行政上ニ便利アリト云フナラバ已ムヲ得マセヌガ、更ニ其便利ノナキノミナラズ、從ツテ公ケノ役所ニ於テ國名ヲ變ズルト云フコトニナレバ、ソレく煩ハシキ手數ヲ要スルコトデアリマセウシ、又一私人ニ於テモ國名ヲ變ズルニ就イテハ從ツテ煩雜ノ手數モ生ズルコト、思ヒマスカラ、毫モ行政上ニ差支ガナイト云フナレバ、三十年來ノ慣習歷史ヲ打破ツテ之ヲ變更スルノ必要ハナイト思ヒマス、故ニ本案ハ二讀會ヲ開カズシテ廢案ニ至ランコトヲ希望スル次第アリマス

○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採リマス、該案ノ二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數ト認メマス

○齊藤良輔君(二百九十九番) 異議ヲ申立テマス
(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 確ニ少數デアリマス、因テ該案ハ二讀會ヲ開クベカラザルモノト決シマシタ、次ハ日程ノ第六、府縣農事試驗場國庫補助法案第一讀會ノ續、——松尾寛三君

第六 府縣農事試驗場國庫補助法案 第一讀會ノ續(特別委員)

(松尾寛三君演壇ニ登ル)

○松尾寛三君(百五十五番) 私ハ農事試驗場國庫補助法案ニ就キマシテ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、委員長ハ少數意見トシテ報告ヲ致サレマスカラ、私ハ委員長ニ代ツテ委員會ノ結果ヲ報告致シマス次第デゴザイマス、委員會ハ三月三日ヨリ同ジク五日、九日、十一日ト四回開キマシタ、四回開キマシタ所、多數ヲ以テ既ニ配付ヲ致シテ居リマスル所ノ修正案ニ可決致シタノデゴザイマス、其ノ修正致シマシタ所ノ次第ヲ通り報告致シマス、第一條ニ「毎年十五万圓」トアッタノヲ「十万圓」ト修正致シマシタ、是ハ第二條ノ——第三條ノ「府縣ノ負擔額ノ半額以上」ト云フ結果ニ依ツテ減削シタノデゴザイマス、其他第三條ノ「府縣ノ負擔額ト同額以内」トアッタノヲ「半額以内」ト更正致シマシタノハ、是ハ餘リ多過ギルト云フ所カラ、半額以内ト云フコトニ致シマシタ、其他ハ字句ノ改正等デゴザイマス

シテ、別段説明ヲ致シマセヌガ、第五條ノ七箇年ヲ一期ト致シマストシタハ、此試驗的ノ事業ト云フモノハ、御承知ノ通、成業年ヲ逐フテ參リマセヌケレバ結果ヲ奏スルコトガ分リマセヌ、故ニ五箇年デハ短イト云フ所カラ七箇年ト云フコトニシタ、第六條ニ於キマシテ農事講習所ト云フモノヲ加ヘマシタノハ、府縣ノ狀況ニ依リマシテハ、試驗場ヨリモ講習所ノ方却テ宜シキヲ得ルト云フヤウナ場合モアリマスノデ、即チ府縣農事講習所ニモ、此法案ニ依ツテ補助ヲスルト云フコトノ議論ヨリシテ茲ニ至ツメノデアリマス、故ニ或ハ農事試驗場ト講習所ト一緒ニ其府縣ニ置クコトモゴザイマセウト思ヒマス、其他ハ別段説明ヲ要スルコトモ、修正ニ就イテハゴザイマセヌ、抑法案ハ委員會ニ於テ多數ノ意見デ確定致シマシタノハ、御承知ノ通、我國ハ農ヲ以テ國ヲ立ツテ居ル位ノ農國デゴザイマス、而シテ農家ノ有様ハ如何ト申シマスニ、諸般ノ事業ノ一段々改良進歩スルニ拘ラズ、此農事ノ改良ト云フコトニ於キマシテハ、諸君御承知ノ通、實ニ割合上進歩シテ居ナイト云第一ト致サナケレバナラヌ、其農ヲ以テ國ヲ富スト云フコトニ於キマシテ云ハ、是マデノ農事ノ致方ヲバ改良致サシメテ、例ヘバ米穀ニ致シマシテモ、一石ノ收穫ヲ一石五斗ニモナルト云フヤウナ所ニ力ヲ致サナケレバナラヌ、傍テ其農事改良ヲ致スニハ、如何ニシテ改良ヲスレバ宜イカト云ヘバ、或ハ學理ヲ應用シ、或ハ農具ヲ改良シ、或ハ肥料ヲ改良シ、以テ發達ヲ致サナケレバナラヌト云フコトハ、私ガ喋々俟タヌ話デアル、傍其改良ヲ致スニハ、必ズ此試驗場ト云フモノヲ置キマシテ、ソレく試驗ヲ致シテ見マセヌケレバ、農家自ラ各自ニ試驗ヲ致スト云フコトハ、到底言フベクシテ行フベカラザル事デアル、ソレ故ニ既ニ農商務省ノ管轄内ニ僅ナ農事試驗場モアリマスケレドモ、何分此農事ノ事ト申シマスレバ、風土氣候ニ依ツテ其改良試驗等ノ事ニ於キマシテ趣ヲ異ニスルト云フ譯デゴザイマス、唯全國ニ五箇所ヤ六箇所ノ試驗場ヲ設立テ、必ズ爲シ得ルコトデアル、國庫ガ之ヲ補助シテ以テ獎勵スル必要ハナイト云フ議論モゴザイマセウ、此各自ニ任カシテ、地方ハ地主ニ於テ試驗場ヲ設ケテ、決シテ國庫ノ補助ヲ致スト云フコトハ要サヌト云フ議論ガ、少數意見ノ御議論デゴザイマス、諸君ハ能ク地方ノ狀況ニ御熟知ノ御方モゴザイマスガ、府縣會ノ有様ハドウデゴザイマス、決シテ自治ニ任カシテ置イテ、是ガ十分普及スルカト云フタナラバ、私ハ普及スルコトハナイト斷言スルニ憚ラヌ、如何トナレバ此試驗的ノ事業ノ如キハ、數年ヲ經

テ始メテ結果ヲ得ルモノノデゴザイマス、然ルニ府縣會ノ如キハ年々歲々議決ヲ致スモノデゴザイマスガ故ニ、斯ノ如キ試驗場ノ如キヲ繼續費デ極メルト云フコトハ容易ニ出來ナイコトデアル、ソレ故ニ是マデ或ル縣ニ於キマシテハ、試驗場或ハ講習所ヲ設ケタコトモアルガ、或ハ一年、或ハ二年デ之ヲ廢シタト云フヤウナ事モゴザイマス、其廢シタ所ガ、試驗ノ結果ガ云々ダトカ、其地方ノ長官ニ對シテ感情ガ惡ルイトカ云フヤウナコトデ、否、ソレヲシテ繫イテ置キマスレバ、必ズ縣會モ能ク通過シテ必ズ、數年ノ試驗ヲ經テ、始テ實地ニ應用スルコトノ效果ヲ奏スルト云フ場合ニ爲ルノデアリマス、ソレ故ニ必ズ半額以内ノ補助ヲ得ナケレバ、地方ニ出來ナイト云フ事業デハナイ、斯ノ如キ必要ノモノデアレバ、必ズ地方ハ地方デ出來ナケレバナラヌ筈デゴザイマスケレドモ、斯ノ如キ事業ハ、國家ガ助ケテ其地方ニ奮勵セシムル所ノ獎勵ヲ與ヘナケリヤナラヌト云フ趣意カラ、之ヲ贊成スルノデゴザイマス、既ニ一昨年デシタカ實業學校補助法ガ出マシタ以來、容易ニ興リマセナカツタ所ノ實業學校ハ彼ノ補助ノタメニ各地ニ興リマシテ、其洪益ハイカバカリデゴザイマス、僅ナ補助ノタメニ國家ニ利益スル所ノモノハイカバカリデゴザリマス、丁度アレト同ジ結果ニ爲ルト信ジマス、尙ホ或ル論者ハ各府縣ニ斯ノ如キ多數ノ試驗場ヲ置クニ於テハ、技師ニ不足ヲ告ゲル、決シテ學者ハソンナ澤山居ナイト云フ御議論モアリマス、併ナガラ……（小室重弘君）ソレハ委員長ノ報告デスカト呼フ）左様デス、委員會ニ於テ協議致シマシタ所ノモノヲ御話致ス、斯ウ云フ少數意見ガアリマスカラ、私ハ此議論ヲ申シマス、ソレデ技師ガ不足デアルカラト云フ議論モアリマシタケレドモ、決シテ不足ハ致シマセヌ、若シ技師ガ不足ニシテ所謂第一條ニ定ムル所ノ試驗場デナイト認メマスレバ、則チ農商務大臣ハ之ヲ認可ラシナイデ宜イノデアル、必シモ善シ惡シモ認可スルト云フノデハナイ、即チ確實ト認メテ之ヲ認可シ、相當ナ技師ヲ利用スルト認メテ此補助ヲ與ヘルト云フ結果ニ爲リマスカラ、萬一技師ニ不足ヲ告ゲタトキハ、補助ノアルタメニ濫ニ不必要ナ試驗場ヲ與スコトハ決シテ農商務大臣モ許サズ、又府縣知事ニ於テモ與ヘナイ、或シムルニハ試驗ヲ以テ示サナケレバ功ヲ奏スルコトハ出來ナイ、儲テ試驗場縣會デモ許シマセヌ、若シ供給ニ不足ヲ告ゲマス分ハ、或ハ農學校ナリ、或ハ農學士ナリ、段々其道ノ學問ヲ希望シテ來ルモノモ出來ルノデアル、斯ノ如キ議論ヲ以テ此不足ト云フコトニ就イテ言ハレタノデアル、以上述ベマスル如ク、我國ハ此農事ノ改良ト云フコトハ極必要デアル、又此改良ヲ爲サシムルニハ試驗ヲ以テ示サナケレバ功ヲ奏スルコトハ出來ナイ、儲テ試驗場ヲ置クニハ、決シテ府縣ノ自治ニ任セテ置イテハ出來ナイ、不完全ナモノガ出來ル、現ニ今日府縣農事試驗場ト云フモノハ、十四箇所アルノデゴザイマス、其十四箇所ノ中デ極少額ノモノハ七十七圓三十錢ノ試驗費ヲ以テ致シ

テ居ルノデアル、到底七十七圓三十錢デ試驗ノ出來ルコトデハゴザイマセヌ、或ハ一千圓ナリ、或ハ六百圓ナリ、或ハ五千圓ナリト云フ各府縣モアリマスガ、其中最モ其成績其功ヲ奏シマシタノハ、福岡縣ニ於キマシテハ八百圓ヲ以テ試驗ヲ致シテ居リマスガ、其結果ハ實ニ莫大ナモノデゴザイマス、其他兵庫縣、京都府ノ如キハ相當ナ費額ヲ以テ試驗ヲ致シテ居リマス故ニ、結果ガ宜イノデアル、併ナガラ其他アリマスル中デ多クハ千圓以内ノ費額ヲ以テ試驗場ヲ置イテ居リマスカラ、全ク不完全ニシテソレダケノ功ヲ奏スルコトガ出來ナイト云フ譯ニ爲シテ居リマス、斯ノ如キ自治ニ任セテ置キマスト、不完全ナル試驗場ヲ置イテ冗費ヲ爲スト云フ嫌モゴザイマスカラ、茲ニ相當ナ補助ヲ與ヘテ而シテ立派ナ試驗場ヲ置イタナラバ、爲ニ國家ヲ益スルコト少カラズ、又僅カ十万圓位ナ金ヲ府縣農事試驗場ニ補助スルト云フコトハ、今日農家ガ負擔シテ居ル所ノ國家ニ對スル義務ノ上カラ申シテモ、農家ニ此位ナ金ヲ與ヘテ其改良ヲ勧ムルト云フコトハ國家ノ義務デアルト信ジマス、諸君モ必ズ此事ハ大贊成デアラウト信ジマスカラ、ドウゾ速ニ御確定アランコトヲ希望致シマス

○小畠岩次郎君（二百三十六番）此第二條ニ在リマス「補助金ヲ交付スヘシ」今委員長ノ報告ニ依リマスト、國家ノ義務デヤト云フコトモゴザイマシタガ、是ハ府縣會ニ於テ若シ必要ト認メタマラバ自分ガ自分ノ縣ニ經濟ヲ立テル、ナンノ三千圓ヤ四千圓ノ經費ヲ國庫カラ受ケル必要ガナイ、故ニ地方費ヲ以テ立テルト云フ所デモ、此本文ニ依ルト交付スペシトアリマスカラ、交付スルノデアリマスカ、承リタイ

○松尾寛三君（百五十五番）サウデス、既ニ今試驗場ヲ設ケテ居リマスノモ未ダ十分ニ參リマセヌ、故ニ是等モ常ニ國庫補助ノ事ハ希望シテ居ルノデゴザイマス、又縱令現ニ在リマス其功ヲ奏スル試驗場ニ致シマシテモ、先キニ決シテ不足ハ致シマセヌ、若シ技師ガ不足ニシテ所謂第一條ニ定ムル所ノ試驗場デナイト認メマスレバ、則チ農商務大臣ハ之ヲ認可ラシナイデ宜イノデアル、必シモ善シ惡シモ認可スルト云フノデハナイ、即チ確實ト認メテ之ヲ認可シ、相當ナ技師ヲ利用スルト認メテ此補助ヲ與ヘルト云フコトヲ致サシムルニハ、國庫ヨリ幾分ノ補助ヲシマセヌト出來マセヌ、ソレ等ハ小畠君杯ハ實地ニ就イテ能ク御承知ノコト、信ジマス

○小畠岩次郎君（二百三十六番）本員ノ質問スル要旨ハ、三千圓ナリ五千圓ノ金ハ一地方ノ經濟デ出來ル、然ルニ此法律ニ依シテ「交付スヘシ」トスルト、地方ノ自治デヤルト云フテモ、國庫カラ金ヲ下ゲルノデスカ

○松尾寛三君（百五十五番）左様デス

○小畠岩次郎君（二百三十六番）ソレカラ第六條ハ更ニ修正ニ爲リマシテ「府縣農事講習所」トアリマシテ、農事ノ方ハ是デ分リマシタガ、蠶業試驗場ト云フモノガゴザイマシテ、其儘ニシテアリマスガ、蠶業試驗場ト云フモノハ、餘リ全國ニ立ツテ居ナイヤウデアリマスガ、府縣ノ模様ハ蠶業傳習所ト

云フヤウニ本員ハ思フテ居ル、蠶業傳習所ハ此中ニ這入シテアル意味デスカ

○松尾寛三君(百五十五番) 左様デス——其積デゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 少數者ノ意見説明ノタメ——小松三省君

(小松三省君演壇ニ登ル)

○小松三省君(九十四番) 少數者ノ意見ヲ御報道致シマス、先刻松尾君ガ此農事試驗場ヲ是非補助シナケレバナラムト云フコトニ就イテ、長ミシキ理由ヲ述ベテレタデゴザイマスルガ、少數者モ亦全ク反對ノ考ヲ持ツテ居リマスルテ、本案ハ否決スベキモノデアルト云フ考アゴザイマス、儲テ何故ニ此農事試驗場ノ國庫補助ト云フコトヲ否決シナケレバナラヌカト云フニ、固ヨリ此農事ヲ獎勵スルト云フコトモ、是ハ宜シイ事業デハアル、然レドモ此農事ヲ獎勵スルニハ各々方法ガアツテカラ、其方法ヲ誤ルトキニハ却テ益ナクシテ害ノアルコトガアルデ、斯ノ如キ補助ト云フモノハ此弊害ノ中ニ數フベキモノニアツテカラニ、寧ロ斯ノ如キ補助ヲ與ヘヌ方ガ宜シト云フノ考アゴザイマス、成程米ガ何石取レルトカ、收穫ガナンボウ餘計ニ爲ルトカ、斯ノ如キ空想ヲ畫イテ、サウシテカラニ此結果ヲ受ケルニハ農事試驗場へ補助ヲ與ヘナケレバナラムト斷定ヲスルト云フコトハ、頗る早計ナ話アゴザイマス、斯ノ如キ補助ト云フモノハ、常ニ此補助ノ弊害ヲ濫發スル基本ニ爲ルノデゴザイマス、斯ノ如キ事ニ盡ク國庫ガ補助ヲ與フルト云フコトニ爲レバ、何モ斯ニモ當ニ國庫ノ補助ヲ以テ成立タセナケレバナラムト云フコトノ結果ガ生ズルノデゴザイマスル、地方ノ事業ハ市町村ノ事業、即チ自治體ガ自立自衛ヲ以テスベキ事柄ヲ、國庫ガ一タビ補助ヲスルト云フコトニ爲レバ、補助ノ事柄ト云フモノハ遂ニ千萬ヲ以テ數ヘナケレバナラムト云フコトニ爲ルノデゴザイマスル、若シ此農事試驗場ヲ補助スルト云フコトニ爲レバ、茲ニ書イテアル通、矢張此蠶業モ補助ヲセンナラムト云フコトニ爲シテ來ル、機業モ補助ヲセシナラムト云フコトニ爲ルノデゴザイマス、若シ斯ノ如キ事ガ地方ノ負擔ニ堪ヘラレヌ大事業デアルトカ、又一地方ノ自立シテ爲シ得ザル事柄デアルトカ云フナラバ、國庫ガ之ニ助カヌル、其他何ヤ斯ヤ盡ク補助ヲ目的トシテ國庫ガ之ニ助カヌル、則ニ爲レバ、殆ド保護干涉ノ政ト云フモノハ其弊ニ堪ヘラレヌデアラウト云フ考アゴザイマス、若シ斯ノ如キ事ガ地方ノ負擔ニ堪ヘラレヌ大事業デアルトカ、又一地方ノ自立シテ爲シ得ザル事柄デアルトカ云フナラバ、國庫ガ之ニ助カヌルト云フコトモ亦已ムヲ得ヌ次第デアラウト信ジマス、然レドモ斯ノ如キ補助ハ地方ノ力ヲ以テ十分仕途得ベキ事柄デゴザイマスル、十万圓ノ國庫補助ト云フモノハ、之ヲ地方ニ割シテ見レバ誠ニ些細ナ金ニ爲ルノデゴザイマスル、二千圓乃至三千圓ノ金ヲ國庫ヨリシテ地方々々ヘ補助ヲスルト云フコトニ爲ルノデゴザイマスル、僅カ此二三千圓ノ金ガ堂々タル地方ノ團體デ以テ支辨スルコトガ出來ナイト云フコトハ私ハ殆ド驚ク、而モ出來ナイニ就イテ之ガタメニ國庫ノ補助マデモ仰ガナケレバナラム、是ハナツテハ、私ハ誠ニ地方團體ノ力モ亦弱イモノデアルト言ハナケレバナラナ、然レドモ此提出者ノ考ヘルガ如ク、地方團體ハ僅カ二三千圓ノ金ヲ國庫

コリ補助シテ貰ハナケレバナラムト云フヤウナ微力ノ團體デヘナイト云フコトニ至ツテハ、地方團體ヲ輕蔑スルト同時ニ、地方團體ノ無能力ヲ表白スルコトモ亦甚シイト言ハナケレバナリマセヌ、何故ニ三千圓ノ金——國庫ノ補助ヲ待タナケレバ農事試驗が出來ヌカ、既ニ福岡ノ如キ、京都ノ如キ、兵庫ノ如キ、自ラ此農事試驗ノ必要ナルコトヲ知リ、有益ナルコトヲ知ツテカラ、地方ノ費用ヲ抛シテカラ、既ニ其事業ヲ成就致シテ、十分ニ其結果ヲ收メテ居ルノデゴザイマス、若シ他ノ府縣ニシテ果シテ此農事試驗場ノ必要ナルト云フコトガ分ツタ以上ハ、自カラ進デカラ農事試驗場ヲ立派ニ成立テ、カラ、サウシテ其利益ヲ受クルデゴザイマセウ、凡ソ斯ノ如ク地方ノ團體ニ屬スベキ事柄、地方ノ分權ニ屬スベキ事柄、地方ノ自治ニ屬スベキ事柄ニ、國庫ノ費用ヲ以テ補助シテ、サウシテ國庫ヨリシテ干渉セラル、ト云フコトハ、地方ノ人モ誠ニ理由ノ分ラヌ希望ヲスルモノデアルト言ハナケレバナラヌ、國庫ノ補助ノ傍ハ國家ノ干涉ト云フコトガ來ルノデゴザイマスル、國庫ハ謂レナク無制限的ニ府縣ヲ補助スルコトハ致シマセヌ、補助ヲスルナラバ補助ヲスルダケニ檢束ト云フモノハ必ず地方ノ上ニ來ルノデゴザイマス、ニスル案ヲ出シテカラ自ラ此地方權力ニ制限ヲ加ヘント致スノデゴザイマスルカ、私ハ殆ド其理由ニ苦シムノデゴザイマス、若シ期ノ如キ案ヲ出シテ政治ノ源ヲ素ルニ至ツタ時ニハ、國庫ト云フモノハ殆ド其負擔ニ堪ヘナイコトニ爲ル、何モ斯モ國庫ヨリ與ヘナケレバナラムト云フ結果ニ爲シテ來ル、即チ此一補助ハ百ノ弊害ヲ產ミ出スノ淵源ト爲ルノデゴザイマス、又此三千圓ノ金ノ性質ヲ御調べナサイ、誠ニ是ハ補助ヲ受ケルト云フコトハ誠ニ迂ナコトガ分ル、此三千圓ノ國庫ノ金ト云フモノハ如何ナルモノデゴザイマスルカ、是ハ天ヨリ降ツテ來タモノデモゴザイマセヌ、地ヨリ湧イタモノデモゴザイマセヌ、國費トシテカラ皆全國ヨリ徵收シテ居ルモノデゴザイマス、ソレガ一タビ國庫ヘ這入シテ、其這入シタ國庫ノ金ヲ又地方ヘ取ツテ來ルト云フ程迂ナル事ハゴザイマセヌ、一タビ地方ヨリ出シタ金ヲ、又府縣ガ割シテ取ツテ歸ランナラムト云フ、サウ云フ御手數ハ眞平御免ヲ蒙リタイト考ヘルノデゴザイマス、サウシテ又此府縣農事試驗場ト云フモノハ、果シテ此實際今日十分ノ成績ヲ現シテ居ルモノデアルカト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ、是ハ政府委員ノ意見ニ大イニ聽クベキ所ガアル、政府委員ガ固ヨリ此法案ニ對シテ絶対ノ不同意ト云フ譯デハナイガ、此案ハ遂ニ實行スベカラザルモノデア

ルト云フコトヲ言フ、或ハ私モ實行スベカラザルモノデアルト考ヘル、此國庫補助ガアツテ地方ニ此試驗場ガ續々起ルト云フコトハ、最モ憂フル事ニアルト政府委員ハ言フ、何故ニ云フカト言ヘバ、即チ此府縣農事ノ試驗場ニ供給スペキ技師ガナイ、今日農學校ヲ卒業ヲシ、其地農事ノ事ニ關係シテ居ル所ノ人ハ定數ガアル、既ニモウ殆ド其地位ヲ得テカラ他ニ轉ズルコトノ出來ナイヤウニナツテ居ル、デ、今日此府縣農事試驗場ガ起ツテ居ルノハ、立派ノ農事試驗場ハ起ツタガ、ソレニ對シマシテ差遣ハスペキ技師ガナイ、又技師ガアツテモ適當ノ技師ハナイ、適當ノ技師ガナク若クハ全ク技師ガナクシテ、續々此農事試驗場ガ起ツタ云フトキニナレバ、農事試驗場ノ結果ハ誠ニ不十分デアリマシテ、實ニ農民ノ輕蔑ヲ引クノ中心ト爲ル、デ、一度此案ガ通過シテ續々起ツタ折ニハ、農民ハ遂ニ此善イ技師ヲ得ズシテ試驗場ノ成蹟ガ惡ルイタメニ、試驗其物ハ惡ルイコトデアル、詰ラナイモノデアルト云フノ觀念ヲ起スト云フ、或ハサウ云フ事ガアルカモ分ラナイ、私共ガ府縣ニ於テカラ試驗場ト稱スルモノ往々見タ事ガアルガ、民間ノ苗ハ能ク出揃ツテ居ルニ、試驗場ノ苗ハ誠ニ其處ハ低クナリ此處ハ高クナリ、誠ニ不體裁ナ體裁ヲ爲シテ居ル、而シテ農夫ニ問ヘバ却テ試驗ハ詰リマセヌト云フテ輕蔑シテ居ル、是ガ試驗場ノ今日創立前ヨリ振ハヌ所以、各府縣ニ起ラヌ所以デゴザイマス、今此案ヲ通過シテ續々試驗場ガ出来タナレバ、必ズ此不體裁ヲ以テカラ農民ニ示スト云フコトニ爲ル、農民ハ必ズ農事試驗場ト云フモノヲ輕蔑シテ、モウ農事試驗場ト云フモノハ駄目デヤト云フコトニ爲シテシマロマセウ、サウシタナラバ折角此農業ヲ振ハスガタメニ興ス所ノ此案ガ、却テ農業ヲ衰頽セシムルノ原因ト爲ルノデゴザイマス、一面ニ利益ガアル、唯利益ガアルト云フテ利益ノアル點バカリ見テ半面ノ害ノアル點ヲ見ナイト、大ナル弊害ヲ遺スト云フコトハ此類ノ案ノコトデアラウト思フ、若シ此農事試驗ト云フ試驗場ニシテ創立スルノ必要ガアルカナイカト云フコトニナレバ、私ハ固ヨリ必要ガアル、宜シク是ハ全國ニ大農區デモ起スガ宜シイ、今日ノ本場若クハ支場ノ事業ヲ十分ニ擴張シテ、有效ナル結果ヲ收メラル、ヤウニスルモ宜シイ、又ハ日本ト云フモノハ、西南ヨリ東北ニ向ツテカラ、ヤタラニ延長シテ居ル國デ、或ハ潮流ノ工合或ハ氣候ノ經緯度ノ變更ニ依ツテ氣候ノ相違ガ非常デアル、斯ル國ニ向ツテカラ農事試驗ヲ起スト云フコトナレバ、宣シク此氣候ノ溫度、地質ナンドヲ能ク調べテカラ、サウシテ總テノ此地方ノ行政區畫ニ依ツテ大キナモノヲ捨ヘテ、ソレニ全力ヲ注イデサウシテ此處ヨリ有益ナル試驗ノ出ヅル淵源ヲ作ルト云フコトハ、無論必要ナ事デアラウト思フガ、是ハ私ハ他日ノ計畫ニ遺シテ大ニ他日穿鑿ヲスルノ必要ガアラウト思フ、此實際試驗場ヲ各府縣ニ置イテカラ、サウシテカラ政府ガ之ニ補助ヲシテカラ無駄ニ唯費用ヲ使フト云フコトハ、私ハ最モ不同意ナ事デゴザイマス、又此進歩黨ノ諸君デモ、又是マデノ改進黨ノ諸君デモ、苟モ此自由民權ノ伸張ヲ望ミ、地方分權ノ實ヲ舉ゲントシ、自治分權ノ目的ヲ達セントスル

時ニ當ツテカラ、進デ此國家ノ補助ヲ仰ギ同時ニ國家干涉ノ幾分ヲ府縣ニ及スト云フヤウナ案ニ、私ハ御贊成ナサル、コトハナカラウト確信ヲスルノデゴザイマス、デ、ドウカ成ルベク贊成ト云フコトデモゴザイマスルナラバ、成ルベク否決ト云フ方ニ私ハ願ヒタイト思フ、サウナケレバ吾々亦諸君ト共ニ執ル所ノ此地方分權トカ自治自營トカ云フノ目的ニ於テ、是ハ大衝突ノアル事デアル、即チ干涉特別保護ノ源ハ是ヨリ開ケル事デアルト思ヒマス、私ハ諸君ガ本案ニ對シテカラ不異意ヲ表スルコトヲ確信スルモノデゴザイマス、少シク少數ノ意見ヲ述ベマシタ

○議長(楠本正隆君) 通告ニ從ツテ登壇ヲ促シマス——小烟岩次郎君

(「討論終結」ト呼フ者アリ「贊成々々」ノ聲起ル)

○小烟岩次郎君(二百三十六番) 私ガ此案ニ反對ノ通告ヲ致シテ居リマスガ、私ハ元來實業ノ事ニ就キマシテハ、極贊成ヲスル人間デアル、然レドモ此案ニ對シテハ如何セン反對ヲセナケレバナラヌ、其所以ハ本案ガ通過致シマシテモ希望ノ如ク實行スルコトガ出來ナイト云フコトガアリマス、實行スルコトガ出來ナイモノナラバ、是非反對シテ之ヲ弃ヘルノ必要ガナイ、是ニ止ル、其理由ヲ少シク述ベマス、今此本案ノ第一條ニハ十万圓ト云フ金ヲ法律ヲ以テ極メテ置イテ年々國庫ニ措ヘテ置ク、サウシテ府縣ニ試驗場ヲ拵ヘタナラバ、イヤデモ何ンデモ補助シテヤル、斯ウ云フ趣意ノデス、質問ヲシマシテモ其通ノデス、然ルニ地方ニ於キマシテハ、地方ノ經濟デ必要ト認メテ試驗場ヲ置ク、假ニ言ヒマスルト、此東京府ニ於テ一ノ試驗場ヲ起シタ、試驗場ヲ建テヤウト云フテ建テタ時分ニ、此法律ガアリマシタナラバ、東京府ノ如キ大キナ府デアリマスルナラバ、三千ヤ四千ノ金ハ支出シテ立派ナ試驗場ヲ起サウト云フニ拘ラズ、此法律ハ尙ホ金ヲヤラウト云フヤウニ委員長ノ報告デハ聽エマス、是ガ第一不都合デアル、イラヌモノマデモ補助ト云フ名ヲ附ケテ金ヲヤラウト云フノデアル、尙ホ此十万圓ト云フモノハ如何ナル分配デアラウカト考ヘマスルニ、今日農商務省ノ所謂認可ヲ得テ試驗場ヲ設ケアル府縣ハ六縣ゴザイマス、六縣ゴザイマスルガ、其費用ヲ申シマスルト福岡縣デ六千幾ラ、其外ハ四千、三千、二千ト云フヤウナ金額ニハ如何テアリマスルガ、シテ見マスルト其半額ト致シマスレバ、一縣ニ千圓位ナ金モアリマスルガ、シテ見マスルト其半額ト致シマスレバ、一縣ニ千圓位ナ金ヲ補助シヤウト云フ、十萬圓デ二千圓ノ金ヲ補助シヤウトスレバ、之ヲ分配シマシタナレバ凡ソ三十何箇所、四十箇所ニ置クヤウナ工合ニ爲リマス、三十一箇所ヲモ試驗場ヲ置タトシマシテ、今日試驗場ト云フモノ、必要ハドレ位ノ程度ノモノヲ置クカト云ヒマスレバ、十年以前ノ林遠里、或ハ中村眞造ト云フ如キ老農ノ取ツテ來タ所ノ農事ノ經驗ヲ應用スルト云フ譯デハゴザイマスマイ、委員長ノ報告ノ如ク、學理ヲ應用シテ試驗ヲシヤウト云フノデ、果シテサウデアレバ、此試驗場ニ於テハ必ヤ農學士ノ一人ハ是非必要トシナケレバナラヌ、農學士一人必要ナリトスレバ、此十萬圓支出スル所ニ三十有餘ノ農學士ガ必ズイルト假定セナケレバナラヌ、ソレニ要スル所ノ農學士ハ今

日ノ有様ハ如何デアルカト言ヘバ、各府縣ヨリモ請求ヲシテ、農商務省ニ學士ガアツタナラバ世話ヲシテ吳レヨト云フコトノ請求ガアル、ソレニ從^クテ農商務省ハ從來世話ヲシテヤツテ居^クタ云フニ、今日農學士ノ供給ガ如何デアルカト言ヘバ、他ノ地方カラ請求ガアル、現ニ近頃山形縣、或ハ長崎縣カラ農學士ヲ世話ヲシテ吳レヨト云フ請求ガアツタガ、此府縣ニ應ジテ世話ヲスルノ農學士ガナイ、現今農學士ノ手ヲ明イテ、或ハ事故ガアツテ出ラレヌト云フモノヲ合セテ十六名農學士ガアルケレドモ、其中ニ於テ今云フ山形縣、或ハ長野縣ノ請求ニ應ジヤウト云フモノハナイカラ、已ムヲ得ズ断リヲシタト云フコトヲ私ハ聞キマシタ、是ハモウ極近イ話デアリマス、果シテ府縣ヨリ請求ガアリ、二名ノ農學士スラ請來ニ應ジテ世話ガ出來ヌト云フノ有様デアリマス、其場合ニ於テ三十有餘ノ試驗場ニ一人ヅ、農學士が必要ト致シマスレバ如何ト致シマスルカ、私ハ此農學士ノ相應ニ學力アルモノガテナイトナレバ、此事ヲ決議シテモ望ノ通實行スルコトガ出來ナイ、年々十萬圓ト云フモノヲ茲ニ極メテ置イテ、イヤデモ補助スルト云フノハ、今日ニ於テ爲スペキコト、ハ思ヒマセヌ、殊ニ此中央或ハ國庫カラ支出シテスペキ仕事ハ、農事試驗ニ於テモ眼ノ前ニ在ル、昨年モ當議會カラ建議サレマシテ、今日政府が建テ、居ル所ノ農事試驗場ハ今少シ擴張スマイト思ヒマス、果シヌ、又支場ヲ殖スト云フコトデアツテ、政府ハ本年度ニ於テ三箇所ノ支場増設ノ豫算モ出マシタ、其頃私ハ豫算委員會ニ於テ支場ヲ殖ヤスハ宜シイガ、在來爲シ來^クテ居ル所ノ農事試驗場ノ如キハ、完全ナル分析ヲシヤウト云^クテモ其機械ニ乏シイ、試驗ヲシヤウト云フノハ、實ニ是ハ當然ノ順序デゴザイマス、然ニ今日如何デアルカト申シマスレバ、府縣ノ農事試驗場ハ先程松尾君カラ御話ガアリマシタガ、或ル試驗場ハ誠ニ宜ク往^クテ居ルノガゴザイマス、併ナガラ他ノモノハ良ク往カヌ、又ヤルコトガ出來ナイ、ソレハ唯出來ナインデハナイ、實際金ガアツテモ出來ナイノデアル、ソレデスノ如ク今日此法律ニ依リマシテ政府ガ金ヲ出スコトヲ致スト云フコトハ、第一ニ財源ニ於テ許サズ、又第二ニ縱シ財源ニ於テ許スコトガアリトシマシテモ、實際是ダケノ云フコトヲ聽キマシタ、果シテ然ラバ中央政府、所謂國庫ガ費用ヲ費シテ爲スベキ農事試驗場スラ未ダ完全ニ至^クテ居ラヌ、一地方ニ於テ爲スペキコトヲ、ダ不都合ナ事デアルト本員ハ考ヘマス、故ニ反對ノ意思ヲ少シ……。

○議長(楠本正隆君) 岡村貢君——登壇ヲ促シマス

(岡村貢君演壇ニ登ル)

○岡村貢君(百十七番) 諸君、本員ハ此府縣農事試驗場國庫補助法案ニ大賛成ヲ致スモノデゴザイマス、此農事ノ改良セザルベカラザルコトハ私ノ言フマデモナク、諸君ノ御承知事デアル、近年各地方ニ於テ農事試驗場ヲ設ケマシテ、地方稅ヨリ其經費ノ幾分ヲ輔助シ、或ハ其經費ノ全額ヲ支辨スルモノモゴザイマス、然レドモ如何セン、地方稅ハ年々増加シ來リマスルニ依^クテ、地方會議モ其支辨ニ苦シミ、爲ニ既設ノ試驗場モ其基礎甚ダ堅カラズ、又未ダ設立セザル所ニアリテハ、固ヨリ其必要ヲ感ジタルモ、經費ノ支辨ニ窮シ

テ設立セザルモノモ澤山ゴザイマス、而シテ此農事試驗場ノ事モ實行ヲ見ルコトハ難イモノデアルシ、數年若クハ數十年間ノ經験ヲ要スルコトデゴザイマスレバ、其基礎ハ飽クマデ確實ナルヲ要シマス、故ニ國庫ヨリ毎年幾分ノ補助金ヲ下附シ、之ガ獎勵ヲ爲スハ目下ノ急務ナリト信ジマス、且ツ又農業中蠶業ハ特別ニ發達致シマシテ、國產ノ首位ニシテ、海外貿易品ノ第一等ニ位シテ居リマスル、伊太利、佛蘭西、其他ノ競争勁敵モゴザイマスレバ、此際府縣蠶業試驗場ニ向^クテ、農事試驗場同様ニ國庫ヨリ補助金ヲ下付シ、以テ此業ノ改良振張ヲ計ル必要アリト信ジマスル、故ニ金額ニ限リ原案ノ通致シタト云フノデゴザイマスル、其他ノ箇條ニ至リマシテハ委員會ニ於テ御修正通ニ致シタイ、滿場ノ諸君、御贊成アランコトヲ希望致シマス

(政府委員農商務省農務局長藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 本案ニ就キマシテハ、政府ノ見ル所ハ既ニ委員會ニ於キマシテ一應申上ゲマシタガ、尙ホ一寸此案ニ對シテ申上ゲタイト思ヒマス、此府縣ノ農事試驗場ノ儀ハ誠ニ必要ナモノデゴザイマス、又此府縣ノ農事試驗場ト、中央ニ在ル所ノ國庫ノ支辨ノ試驗場ト相待^クテ、連絡致シテ來マシテ農事ノ改良ヲ圖ルト云フノハ、實ニ是ハ當然ノ順序デゴザイマス、然ルニ今日如何デアルカト申シマスレバ、府縣ノ農事試驗場ハ先程松尾君カラ御話ガアリマシタガ、或ル試驗場ハ誠ニ宜ク往^クテ居ルノガゴザイマス、併ナガラ他ノモノハ良ク往カヌ、又ヤルコトガ出來ナイ、ソレハ唯出來ナインデハナイ、實際金ガアツテモ出來ナイノデアル、ソレデスノ如ク今日此法律ニ依リマシテ政府ガ金ヲ出スコトヲ致スト云フコトハ、第一ニ財源ニ於テ許サズ、又第二ニ縱シ財源ニ於テ許スコトガアリトシマシテモ、實際是ダケノ試驗場ヲ有益ニ有效ニ維持シテ往^クト云フコトハ出來ナイノデアリマス、ソレモ時ヲ得マシタナラバ、或ハ往クデゴザンセウガ、若シ法律ニ依^クテスウ云フモノヲ成立タスト云フコトニ爲リマシタナラバ、勢ヒ地方ニ於テ續々起ルノデアル、是ハ現ニ文部省ニ於テ彼ノ實業補習學校ノ例ニ於テ能ク分^クテ居ルノデアル、即チ今實業補習學校ト云フ方ニ於キマシテモ澤山成立ツモノニ對シテ、實際人ヲ出スノニハ農商務省ニ於テ多クハ人ヲ選ンデ居リマスガ、實際其人ヲ指名スルニ困難ヲ感シテ居ルノデゴザリマス、デゴザリマスカラシテ此餘ニ農事試驗場ガ今金ヲ出サヌデスラ興^クテ居ルモノヲ、實業補習學校ガ一ヶモナカツタノガ、金ヲ出スコトニ爲^クテ僅ニ八百圓位ノ——六百圓位ノ補助デモ續々興ル、況ヤ是ハ半額以内ヲ補助スルト云フノデ、而モ是マデ現ニアルモノニ一層斯ノ如キモノガ起^クタナラバ益々續々起ルノデアル、ソレニ對シテ人ヲ供給スルコトガ出來ヌノデアル、今供給スルコトガ出來ナイノハ、適當ナ良イ人ヲ供給スルニ困ルノデアリマス、又歐モゴザイマス、然レドモ如何セン、地方稅ハ年々増加シ來リマスルニ依^クテ、府ニ於キマシテハ現ニ在ル所ノ府縣試驗場ト云フモノヲ成ルタケ之ヲ維持シタイト云フ希望ヲ持^クテ居リマス、故ニ財源ノ許ス場合ニ於テハ豫算ヲ以テ請求スルコトガ適當ト云フ考ヲ持^クテ居ル、又出來ルダケノ力ヲ盡シテ往カ

ウト云フ方針ヲ執テ居リマスカラ、本案ハ甚ダ殘念デゴザリマスガ否決アランコトヲ希望致シマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ「質問々々、質問ハ許スペシ」ト呼フ者アリ

○多田作兵衛君(二百一十五番) 質問致シマス

○議長(楠本正隆君) 討論終局ノ動議ガアルケレドモ、質問ナラバ仕方ガナ

イ—多田作兵衛君

○多田作兵衛君(二百一十五番) 農學士ノ數ハ三百十五名ゴザリマス、農科

大學卒業者百六十七名、札幌農學校ノ卒業生八十八名中十六名就職シテ居ル

ト云フコトハ、巧者ノ人ノ調テゴザリマスガ、是ハ學術ニモ適當ナ人デナク、

地方ノ農事試驗場ニ遣セバ大變仕損ヒガ出來テ、或ル論者ノ言フガ如ク、大

變ナル農事試驗ヲ妨害スル人達デゴザイマスカ、一寸御尋ヲ致シマス

〔ヒヤクト呼フ者アリ〕

○政府委員(藤田四郎君) 多田君ニ御答致シマスガ、成ル程數ハ東京ノ側ト

札幌ノ方ヲ併セテ御話ノ通ゴザイマスル、然ルニ其人ト云フモノハ札幌ノ方

ハ多クハ學校ノ教員ヲ致シテ居リマスル、又此東京農科大學ノ方ノモ、是マデ

出シマシタ者ハ或ハ師範學校、又ハ農學校等ノ教員ヲ致シテ居リ、又府縣ノ

技術ヲ致シテ居ル者ガゴザイマス、ソレデ此内地方ノ府縣試驗所ノ技術ヲシ

テ居ル人ニハ、多年ノ経験ニ依テ實ニ老農ニモ相並ンテ往クダケノ技術ノア

ル者ガゴザイマス、又唯今ノ人ノ中ニモ往クミサウ云フ人ニ爲ル人ガアル

デゴザリマセウガ、併ナガラ殘念ナルコトニハ深ク學問ヲシタ多クノ部分ハ、

農事ノ實際ニ從事スルヨリハ、農學若クハ教育ト云フコトニ身ヲ委ネテ居ル

者ガ多クゴザリマシテ、ソレガタメニ殘念ノ事ハ、續々興ラントスル試驗場ニ

對シテ供給スル方ニハ向カナイノデゴザリマス

〔討論終結ノ聲起ル〕

○安田益太郎君(二百四十五番) 少シ質問ヲシ、尙ホ又之ヲ提出致シマシタ

理由ヲ述べタイ

〔無用カ討論終結〕ト呼フ者アリ「發言終結」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 質問ナラバ已ムヲ得マセヌガ、最早大分……

〔反對スル者ガ間違フテ居ルカラ是非演説セシメヨ〕ト呼フ者アリ

○安田益太郎君(二百四十五番) 政府委員ハ人ガナイト言フガ、決シテ人ガ

ナイ筈ハナキ、私共ガ提出致シマシタ此案ヲ擇ヘマシタ者ハ皆農學士、或ハ

現ニ農商務省ニ居リマス即チ農務課長ヲシタ人達ガ擇ヘタノデアル、ソレデ

人ガアルト云フコトハ能ク分ツテ居ル、政府委員ハ農商務省デ勢力ガナイカ

ラ、金ヲ取ラヌ、能ウ金ヲ取ラヌナラバ、金ヲ能ウ取ラヌト言ツテ否決ト言

フガ宜シイ、吾力ノナイコトヲ言ハズシテ(ヒヤクト呼フ者アリ)農學士

ガナイト云フノハ一向合點ガ往カヌ(笑聲起ル)農學士ハ三百人カラアル、現ニ此原案ヲ擇ヘタノハ農學士ヤ、現ニ農商務省ノ課長ヲシタ人ガ擇ヘタノデ

アルカラ……

○政府委員(藤田四郎君) 三年前ニサウ思ツタコトフ今日モサウト言フタラ、或ハ其人達ノ誤解デアラウト思ヒマス

〔討論終結討論終結ノ聲起ル〕

(東尾平太郎君發言ヲ求ム)

○議長(楠本正隆君) 討論終結ノ動議ガ成立シマシタカラ、東尾君ハ登壇ヲ見合セテハ……

○東尾平太郎君(二百八番) 討論終結ガ多數ナラバ據ナイ

○議長(楠本正隆君) 討論終局ノ動議ニ附イテ決議ヲ採リマス、討論終局ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 少數ト認メマス

〔多數々々〕ト呼フ者アリ「少數々々ト呼フ者アリ「異議ヲ申立テマ

ス」ト呼フ者アリ議場騒然〕

○議長(楠本正隆君) 暫ク——御著席ヲ請ヒマス——確ニ少數ト認メマシタ

〔異議ヲ申立テマス〕ト呼フ者アリ「書記官杯ガ數ヘタノハ分ラヌ」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) ソレデハ仕方ガナイ、閉鎖ヲ命ズ——時間ヲ多ク費サヌヤウニ記名投票ヲ用ヒマス——二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君ハ、白票、反對

ハ青票三記名シテ御持チヲ請ヒマス——點呼ヲ始メマス

(町田書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(楠本正隆君) ソレデハ仕方ガナイ、閉鎖ヲ命ズ——時間ヲ多ク費サ

ヌヤウニ記名投票ヲ用ヒマス——二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君ハ、白票、反對

ハ青票三記名シテ御持チヲ請ヒマス——點呼ヲ始メマス

○議長(楠本正隆君) 開鎖——開匣ヲ致シマスル

○議長(楠本正隆君) (書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○議長(楠本正隆君) 投票ノ結果ヲ報ジマス

外ニ青ノ無效票 一

○議長(楠本正隆君) 即チ該案ノ二讀會ヲ開クニ決シマス——著席ヲ請ヒマスル

○吉本榮吉君(八十二番) 斯ウナリマシタ以上ハ、二讀會ヲ省略シテ確定セラ

レタイ

○議長(楠本正隆君) 直チニ讀會ヲ省略シテ確定議ニ附キ會議スペシト云フ

動議ガ吉本君ニ依ツテ提出セラレマシタ

〔贊成或ハ「反對」ノ聲交起ル〕

(谷澤龍藏君) 修正說ガゴザイマス」ト呼フ

○議長(楠本正隆君) 修正說ハ直チニ讀會省略ヲ以テ議スペシト云フ動議ガ

決シテカラデナクテハナラヌ、——直チニ讀會ヲ省略致シテ確定議ヲ採ルト
云フコトニ附イテ決議ヲ採リマス、是ハ三分ノ二以上ノ贊成ヲ要シマス——
讀會ヲ省略スルコトニ同意ノ諸君ハ起立シマスル

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 多數ト認メマス、因テ直チニ讀會ヲ省略シテ會議スル
コトニ決シマシタ——委員會ノ修正案ヲ以テ議題トナシマスル、朗讀ハ省略
シマスル

府縣農事試驗場國庫補助法案

確定議

○谷澤龍藏君(百六十二番) 少シバカリ修正ヲシタイ、單簡ノコトデスカラ、
此處カラ——此第一條ノ農事試驗ノ事業ノ獎勵確實ナラシムルト云フコトガ
アリマス、此確實ト云フコトハ取リタイ、何ゼ取リタイト云フコトハ、ドウ
デアルカト言ヒマスルニ國家ガ此補助ヲスル、國家ガ補助スルニハ即チ獎勵
スルノデゴザイマス、獎勵スルヨリ外ニ、他ニ確實ナラシムルト云フ事柄カ
ラシテ補助スルト云フヤウナコトハナイ、是ハ大變事ガ小サイヤウデスケレ
ドモ、大體ノ趣意ニ關係ヲ來ス故ニ、確實ナラシムルト云フ字ヲ除イテ、獎
勵セシムルタメニト云フコトニ直シタイ、大變此確實ト云フコトハ語弊ガア
ラウ、ソレカラ第二條ニ補助金ヲ交付スペシト云フコトガアル、是ハ交付ス
ルコトヲ得ト云フコトニシタイ、ドウモ求メナイモノニモ無理ニヤルト云フ
コトハ大變イカナイ、故ニ二條ヲ「交付スルコトヲ得」ト云フコトニシタイ、
ソレカラ四條ヲ削除シタイ、何ゼト言ヒマスルト、斯ノ如キ強制的ノ事ヲシ
テ、國ガ獎勵スルタメニ、此繼續スル所ノ義務ヲ國ニ負ハスト云フヤウナコ
トハ、甚ダ強制的ノ事ヲ面白クナイ、イケナイ、故ニ四條ヲ削除シタイト云
フ考デゴザイマス、故ニ是ダケ動議ヲ起シマス

(賛成ノ聲起ル)

○大原重右衛門君(百五十九番) 私モ少シ修正ヲ試ミタイト思ヒマス、此第
六條ニ「府縣農事講習所及府縣蠶業試驗場」ト云フコトニシタイ、是ガ何ゼ「茶」ノ字ヲ加ヘタイト申シ
マスルト、既ニ第八議會ニ於キマシテモ、此製茶ノ試驗ト云フコトハ最モ
下ノ急務ナルヲ以テ、宜シク國家ハ試驗場ヲ設ケラレタイト云フコトヲ本院
ガ建議シタ譯デゴザイマス、幸ニ本年ハ豫算案ニモ其事ガ僅少ナガラモ原案
トシテ出サレマシタ譯デゴザイマシテ、幸ヒ本會ノ贊成ヲ得テ通過致シマシ
タ譯デゴザイマス、其趣意カラ申シテモ、若シ此各府縣ニ完全ナル茶業ノ試
驗場ト云フコトヲ設ケマシテ、其仕事ヲ爲サント欲スル者ガアツタナラバ、宜
シク國家ハソレヲ補助シテ、十分ニ製造ト云フコトニ改良ヲ加ヘルト云フコ
トハ、目下實ニ必要デアラウト云フ考デアリマス、長クハ述ベマセヌデゴザ
イマスガ、願ハクハ諸君ニ於キマシテモ「茶」ノ一字ヲ加ヘルコトニ同意アラ
ンコトヲ希望致シマス

(「贊成」ト呼フ者多シ)
○東尾平太郎(二百八番) 私ハ委員會ノ多數ノ意見ヲ是認シマスカラ、速
雷トニ決シマシタ——唯今少シ心付キマシテ、サウ改メヤウト思フテ

居リマンタノデ、是ハ草刈君ノ說ノ通ニ改メマス

○草刈親明君(二百三十二番) 私ハ谷澤君ニ一寸御照會致シタインデスガ、
第二條ノ「農商務大臣ハ其試驗場ニ補助金ヲ交付スヘシ」トアルノヲ「交付ス
ルコトヲ得」ト訂正致シマスル以上ハ、其一條ノ「國庫ハ毎年度金十万圓ヲ
支出シテ其費用ヲ補助スヘシ」トアルノヲ「補助スルコト得」トスルノガ至
當ト思ヒマス、此一條ノ方モ修正相成ルコトニ御改メニナリマスカ

ニ……

○谷澤龍藏君(百六十二番) 唯今少シ心付キマシテ、サウ改メヤウト思フテ

(草刈親明君「贊成シマス」ト呼フ)

○小畠次郎君(二百三十上番) 私モ修正致シマス、谷澤君ニ尙ホ照會致
マス、此第一條ノ國庫ハ毎年度金十万圓ヲ支出スル云々、此私ハ十万圓ト云
フノヲ取ッテシマフノデ、創立ニ十万圓ヲ支出スルト極メテ、永遠ニ遺スト
云フノハ甚ダ分ラヌ、ワレデ補助スペキモノガアツナラバ、十万圓ニ限ラ
ズ、十五万圓デモ、或ハ少クテ三万圓デ宜ケレバ三万圓デモスルガ宜イ、政
府ガ年々豫算ヲ以テスルガ宜イ、法律デ十万圓ト云フテ極メルノハ分ラヌ、
故ニ國庫ヨリ其費用ヲ補助スルコトヲ得、斯ウ致シマシテ、毎年度以下支出
シテト云フマデヲ削ル、又費用ヲノ「ヲ」ノ字ヲ「ノ」ニスル、アトハ谷澤君ノ
通ニ致シマス、サウ致シマスレバ、私ハ或ハ稍、法律ニ爲ルダラウト思ヒマス、
諸君モ——此案ヲ提出セラレタ諸君モ、斯ク修正スルノニ、サウシテ反對モ
ゴザイマスマイト思ヒマス、成ルベクハ斯ウナリマスレバ、本年度ニ於テ三
シデモ、四シデモ、必要ノモノガ起ツテ補助スルト云フ必要ヲ認メタナラバ、
補助スルガ宜イ、ワレガ有ル無イニ拘ラズ、十万圓ヅツヲ毎年積シテ置クト
云フノハ甚ダ分ラヌ、故ニ此處ニ金額ヲ擧グヌデモ宜シイ、ナイ方ガ法律ノ
體裁ヲ爲ス、是ハ豫算デスルコトニシタイ、十万圓ヲ削除スレバ私ハ同意致シ
マス、サウナラヌナレバ、第一條ニ於テ本員ノ修正說トシテ出スト云フ考
何ヲ調査シマス

(町田書記官朗讀)

谷澤君修正

府縣農事試驗場ノ事業ヲ獎勵スルタメニ國庫ハ其費用ノ補助ヲ爲スコトヲ

出シテ費用ヲ補助スルコトヲ得

小畠君ノ修正

府縣農事試驗ノ事業ヲ獎勵スルタメニ國庫ハ其費用ノ補助ヲ爲スコトヲ

○谷澤龍藏君(百六十三番) 前ノ少シ修正ヲ致シマス、「十五万」以内ト云フ
ノヲ「十万圓」以内ト致シマス

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○小松三省君(九十四番) 本員ハ、此際此案ノ全部ヲ廢棄スルト云フ說ヲ提
出致シマス

〔「ヒヤク」又ハ「往ケナイ」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 谷澤龍藏君ノ修正ニハ、定數ノ贊成ガアリマスカ

〔「贊成々々」ト呼フ者多シ〕

○議長(楠本正隆君) 定數ノ贊成ニ充チマス、小畠岩次郎君ノ修正ガアリマ
スガ——小畠君ノ修正ニハ定數ノ贊成ヲ得ラレマセヌ、次ハ第二條ノ修正、

谷澤君ノハ矢張交付スルコトヲ得」ト改メル、第四條ハ削除スルト云フノハ
谷澤君ノ意見デアリマス、ソレヨリ第六ニ大原重右衛門君ノ修正ガアリマ
ス……

○草刈親明君(二百三十二番) 私ハ此議案ノ第二條カラ第七條マテ削除致ス
ト云フ說ヲ出シマス、其理由ハ結局小松君ガ先刻御陳述ニナリマシタ所ノ通

ノ說ニ基クノデゴザリマスカラ、別ニ喋キ致シマセヌ、サウスレバ本案ハ第
一條ノ府縣農事試驗場ノ事業ヲ獎勵スルタメニ、國庫ハ毎年度金十万圓以下
ヲ支出シテ其費用ヲ補助スト云フコト、第八條ノ附則、此法律ハ明治二十

九年四月一日ヨリ施行スト云フコトダケ残ルノデ、左様御承知ヲ請ヒマス
○議長(楠本正隆君) 該案ハ讀會省略ヲ以テ決議ヲ採ルコトニ決シテ居リマ
ス、第一條、谷澤君ノ修正ヨリ決議ヲ採リマス、——谷澤君ノ修正ニ同意ノ
諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數、因テ谷澤君ノ修正說ハ消滅致シマシタ、次ハ委
員會ノ修正ニ就イテ決議ヲ採リマス——委員會ノ修正案ニ就イテ決議ヲ採リマ
ス、——第一條原案ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數、因テ委員會ノ修正案ハ否決セラレマシタ、是ヨ
リ原案ニ就イテ決議ヲ採リマス、即チ第一條ノ原案ニ就イテ決議ヲ採リマ
ス、——第一條原案ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 是レ亦少數、因テ第一條原案モ否決セラレマシタ

〔笑聲起ル〕

○草刈親明君(二百三十二番) 然ニ至ツテ、本員ガ先刻提出致シマシタ、第
二條以下ヲ削除スルト云フ說ニ就イテ採決アランコトヲ希望致シマス

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 次ハ第二條及第三條、委員會ノ修正ニ附イテ決議ヲ採
リマス、谷澤君ノ修正「得ル」ト云フコトハ前ニ否決サレテ居ル——委員會ノ
修正案ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(楠本正隆君) 是亦少數、因テ第二條及第三條ノ委員會ノ修正案ハ否
決致シマシタ、次ハ原案ニ附イテ決議ヲ採リマス、第二條及第三條、原案ニ贊
成ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數、因テ原案モ亦否決セラレマシタ、諸君、第四條
以下ハ、三條マテノ否決ノ結果ニ依テ、決議ヲ爲スノ必要ハナイト思ヒマ
ス、因テ委員付託ノ說ガナケレバ

○東尾平太郎君(二百八番) 否決スルノ精神デナクシテ、議題ニ於テ成立致
シマセヌ以上ハ、更ニ委員ヲ選ンデ調査セラレンコトヲ希望致シマス

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 東尾平太郎君ノ、更ニ委員ニ付託シテ更ニ其案ヲ起サ
シムルト云フ動議

〔「贊成々々」ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 是ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

〔「多數々々」ト呼フ者アリ「少數々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 多數ト認メマス

〔「異議ノ申立ヲ爲シマス」ト呼フ者アリ〕

○東尾平太郎君(二百八番) 委員ハ、議長ノ指名デ九名ト云フコトニシタイ

○小松三省君(九十四番) 異議ノ申立ヲ爲シマス

〔「贊成々々」ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 委員ハ、議長ニ於テ指名シマス

○議長(楠本正隆君) 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○小松三省君(九十四番) 異議ノ申立ガアルノニ、何故ニ議長ハ採決ヲ爲サ
ラヌカ

〔「又此次ニヤリ給ヘ「整理ノ上デ又反對シ給ヘ」「我慢セヨ」「取消スベ
シ」ト呼フ者アリ〕

○小松三省君(九十四番) 異議ノ申立ガアルノニ、既ニ贊成者ガアリマ
ス

〔「無用々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 最早確ニ其結果ヲ報告致シマシタ

○小松三省君(九十四番) ソレデハ議長ニ伺ヒタイ、本員ガ異議ノ申立ヲ爲
シテ、贊成者ガアツタノヲ、議長ハ御聽取ガナインデアリマスカ

○議長(楠本正隆君) 斯ノ如キ議論ヲ強テナサレバ、議長モ強テ申スアハア
リマセヌガ、大ニ茲ニ平和ノ御相談ヲ遂ゲタ積デアルノデス

○小松三省君(九十四番) 平和ノ御相談ト云フナレバ、私共ハ異議ガアリマ
スニ依クテ多數ナルヤ少數ナルヤヲ調ベテ戴キタイ

○議長(楠本正隆君) 然ラバ、二十名以上ノ贊成者ガアルヤ否ヤヲ確メマス
 (「贊成々々」ノ聲起ル)
 ○議長(楠本正隆君) 定數ノ贊成者アリト認メマス——閉鎖——前例ノ通、
 記名投票ヲ用ヒマスル、點呼ヲ始メマスル

○議長(楠本正隆君) 開匣ヲ致シマスル
 (町田書記官氏名ヲ點呼ス)

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○議長(楠本正隆君) 投票ノ結果ヲ報ジマスル

總數 百四十

可トスル者 八十二

否トスル者 五十八

因テ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、——日程ノ第七二移
 リマス、商法中改正法律案、朗讀ヲ省略致シマス——提出者小室重弘君

第七 商法中改正法律案(小室重弘君外一名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

商法中改正法律案(小室重弘君演壇ニ登ル)
 商法第百七十五條中又以下二十五字ヲ削除ス

○小室重弘君(八十八番) 諸君、極々簡單ニ提出ノ理由ヲ述ベテ置キマス、
 全體此商法等ニ關シマスル事ハ、法律専門家、或ハ實業家ノ諸君が能ク御承
 知デアルンデアリマシテ、私共ノ決シテ自ラ是等ノ事ニ就イテ委シイモノデ
 ゴザイマセヌガ、唯此簡條ニ就イテ私共ガ改正シナケレバナラスト云フ必要
 ニ迫ツテ居ルコトヲ一言述ベテ置キマスル、商法百七十五條ニ株式會社ノ各
 株式ノ金額ハ二十圓ヲ以テ最低度トシテゴザイマスガ、資本金ガ十万圓以上
 ニ爲リマシタトキハ、五十圓ヲ下ルコトハ出來スト云フコトニナシテ居リマ
 ス、ソレ故ニ此實際ノ上ニ之ヲ行ツテ見マスノニ、今日ノ事實トシテ十万圓以
 上ニ爲ルトキハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ヌト云フコトガゴザイマヌタメニ、
 株式會社ノ活用ノ上ニ於テ頗爾妨ガアル、ソレ故私共ノ案デハ商法ノ百七十
 條ノ「又其資本十万圓以上ナルトキハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス」ト云フノヲ
 削(テシマヒタイト思フ、即チ彼ノ株式會社ノ各株式ノ金額ハ會社資本ヲ一
 定平等ニ分チタルモノニシテ、二十圓ヲ下ルコトヲ得ズト云フ是ダケノモノ
 ニ百七十五條ヲシテシマフト思フノデアリマス、是等ハ私共ノ私見デハゴザ
 イマセヌノデ、現ニ名古屋ノ商業會議所、或ハ四日市、或ハ津、桑名、其
 他ノ商業會議所ニ於テ、商法實施以來此事ニ就イテハ研究ヲシテ、其決議ヲ
 以テ此議會ニモ度々請願書ガ出テ居ル譯デアリマス、思フニ小サイ資本ヲ集
 メテ大キナ事業ヲ爲スト云フコトハ、此株式會社ノ所以デゴザイマシタナラ
 バ、斯ノ如ク十萬圓以上ニシタナラバ五十圓ハ下ルコトハ出來スト云フヤウ

ナコトハ設ケル必要ハアルマイト思フ、當時法律ヲ作ツタモノハ、蓋シ十萬
 圓以上ニモナル所ノ大キイ會社ニ至ツテ、其株ヲ二十圓ト云フ細カナモノニ
 シタナラバ煩雜ニナル憂ガアルト云フ考デアツタカモ知レヌガ故ニ、斯ノ如
 ク致シマシタノデアラウガ、今日ニ於テ一方カラ考ヘルト、決シテ是ガグメ
 ニ煩雜ヲ省クト云フ譯ニ往カナイ、十万圓以上ノモノハ五十圓ヨリモツト大
 キクシテモ矢張同ジヤウナ譯ニナツテ往ク、例ヘバ十万圓以下ノ會社デゴザ
 イマスレバ、其範圍ヲ出來ル丈廣グテ往ツテモ二十圓ノ株ガ四千九百九十九
 株、十分ニ廣ゲテ往ツテモソレダケデアル、十万圓以上ノモノハ五十圓ヨリモツト大
 バ、例ヘバ百万圓ノ會社ガアルトシテモ、五十圓株ガ二万株ニ爲ル、一千
 万圓トシタナラバ二十萬株ニナルモノデアリマスカラ、會社ノ資本ガ大キク
 ナレバ、五十圓ヲ最低度トスレバトテ、矢張煩雜ヲ防イデ往クコトハ出來
 ヌ、又私が此程諸君ガ決議ニナリマシタ農工銀行等ヲ見マスルニ、大キニ此
 商法ノ規定トハ違ツテ居リマスル、尤モ是ハ特別ナ法律ダカラ、ドウデモ宜
 イデゴザイマセウガ、農工銀行案ヲ見マスト二十萬圓ノ資本デアツテ、株式
 ガ二十圓ト云フコトニ爲ツテ居ルヤウデアリマス、斯ノ如クデゴザイマシ
 タナラバ、今日ニ於テ之ヲドウシテモ削ツタ方ガ宜イデアラウ、又近頃會社ノ
 出來マスルノヲ見マスルニ、十万圓ヨリカ下ノ端數ノ附イテ居ル資本ノ會社
 ガ、例ヘバ九万九千圓ト云フヤウナ會社ガゴザリマス、何故斯ノ如クデアル
 カト云フト、十万圓ニスルコトハ便利デアルケレドモ、株式ノ金額ヲ五十圓
 ニシナケレバナラスト云フ制限ヲ立テラレタタメニ、十万圓以上ニスルコト
 ガ出來ヌト云フ場合デゴザイマス、其實際ハ一々茲ニ申上ゲマセヌ、議案ノ
 理由書ニ細カク書イテゴザイマスカラ、私ハ略シテ申シマセヌガ、或ハ諸君
 中ニ斯ウ云フ議論ガアルカモ知レナイ、商法ノ中テ改正シナケレバナラヌ
 條ハ獨リ是バカリデハナイ、外ニ幾ラモアルカラ、ソレ等ノモノヲ一ツ調べ
 テ、一ノ商法ノ改正案ト云フモノヲ捨ヘルガ宜カラウト云フ議論モアツタ
 ウデス、併ナガラ其事ハサウデゴザイマセウガ、此百七十五條ノ簡條ト云フ
 モノハ、日本株式會社杯ノ盛シニ起リマス今日ノ場合デアツテ、ドウシテモ
 之ヲ改正シテ置キマセヌケレバ、自ラ不都合ガ出來ヤウ、從ツテ株式會社等
 ノ活動ノ上ニ妨ガアルト考ヘルデゴザイマスカミ、御贊成ヲ請フ譯デゴザイ
 マス、聊カ簡單ニ述ベテ置キマス

(政府委員法制局長官文學博士男爵末松謙澄君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵末松謙澄君) 此商法中改正ノ法案ニ就キマシテハ、提出者
 ニ向ヒ一應再考アランコトヲ希望シ、竝ニ衆議院ニ向ツテ篤ト御熟慮ノ上ニ
 御決議ニナランコトヲ希望致ス譯デゴザイマス、一寸見マシタ處デハ、如何
 ニモ提出者ノ唯今言ハレタ所、竝ニ此理由トシテ本案ニ附加致シタル所ノモ
 ノトモ、共ニ大ニ理由アルガ如クニ見エマスケレドモ、篤ト御考ニナリマ
 スレバ、決シテ現行法ニ於キマシテハ、唯今言ハレタル如キ漠然タル考ノミ
 バ、斯ノ如ク十萬圓以上ニシタナラバ五十圓ハ下ルコトハ出來スト云フヤウ

出者ノ重ニ立論セラレタル所ハ、今日株式ノ活動ヲ助ケルガタメニ斯ノ如キ拘束ガアルコトハイケナイト云フコトデアリマス、成程昨今ノ状況ヲ見マスレバ、株式會社實ニ陸續トシテ起ルヤウナル状況ニ相違ナイノデアリマス、又其目的タルヤ多クハ殖産興業ノタメニスルモノニシテ、其基礎モ確實ナモノガ多イニ相違ナイノデゴザイマス、決シテ之ヲ希望セザルニアラズ、否ナ、益々獎勵スルコトハ當然ノ事デアリマス、サリナガラ能ク々考ヘマスルト、元來株式會社ナルモノハ如何ナルモノデアルカ、一方ニ於キマシテハ少額ノ資本ヲ集メテ大事業ヲ爲スガ故ニ、其利益ハ大ナルニ相違ナイケレドモ、又之ニ伴フ所ノ危險ト云フモノハ頗ル大ナルモノデアル、隨分株式ノ名前ヲ藉リテ、種々詐偽詐術ノ起ルヤウナルコトモアル、或ハ詐偽詐術ノ積デナクテモ、其形跡ガソレニ陷ルヤウナ事モ續々ト各國ニ起ル譯デアル、故ニ各國ニ於キマシテモ、株式會社ニ對スル立法上ノコトハ頗ル鄭重ニ致シテ居ル譯ニ爲ツテ居ルノデゴザイマス、而シテ其危險ナル所以ハ、株券ヲ小ニ致シマスレバ尙更其事が甚シクナルノデアリマス、故ニ凡ソ株ノ一番最下額ト云フモノハ、第一極メテ置カナクテハナラヌノデアル、又ソレノミナラズ、或金額以上ニハ幾千以上ト、其額ヲ極メルト云フコトモ、是モ亦必要ナ譯ニ爲ツテ來マスルノデアル、勿論之ヲ極メマスルニ就キマシテハ種々理由モアリマス、社員ガ餘リ多キニ過ギテハナラナイト云フコトモ是モ一理由ニ相違ナイ、即チ提出者ノ言ハレタル如キ意味デアリマスケレドモ、ソレガ決シテ單一ノ理由デナイ、例ヘバ資本總額ノ少イ所ノ十万圓未滿ト云フ會社ニ於キシテハ、先づ二十圓位ガ相當デアラウト云フコトヲ唯今ノ商法デ認メタノデアリマス、而シテ十萬圓以上ニモナリマスケレドモ、ソレガ決シテ單致シタノハ、自ラ大金額ニ爲リマスト云フト此差ヲ生ズル必要ガ生ズル、如何トナレバ株式會社ノ失敗ヲ來シタル如キ場合ニ於テ一番難儀ヲ被ルモノハ如何ナルモノニアルカト云ヘバ、極ク小前ノモノ即チ無識ノ綱民トモ云フベキモノニアルノデアル、二十圓カラノ金デモ出シ得ルト云フヤウナルモノニ多イノデアリマスカラ、遠方カラソシナニ評判ヲ聞イテ株加入ヲ申込ミ或ハ其株ヲ買込ムト云フ如キコトハ少ナイ、併シ總額ノ十万圓以上ニモナルト云フ會社ニナリマシテハ、隨分大キナ會社デアリマスガ故ニ、遠方カラモ評モ狄イノデアリマスカラ、遠方カラソシナニ評判ヲ聞イテ株加入ヲ申込ミ或結果若モ其會社ガ斯ノ如ク確實ノモノデアツタラ宜ウゴザイマセウガ、事實ニ於テサウ行カナイ事ガアルノデアル、故ニ是ヲ保護シテヤルニハ、矢張株ノ最下額ト云フモノヲ自ラ極メテ置カナクテハナラナイヤウナル次第ノモノデアリマス、而シテ又株ノ金高ヲ餘リ少額ニ致シテ置キマスルト云フト、投機ノ性質ガ愈々容易ニ出來ルコトニ爲ツテ來ルノデアル、即チ拂込ノ金額ハ僅ニ致シテ、即チ直キニ拂込メルコトが出來ル、今日ニ於テ空權利ノ賣買ト云フコトモ實際ヤツテ居ル、是ハ法律上デハ效能ノナイ事デアリマセウトモ

考ヘラレル、又或ハ法律上デ言拔ケガ出來マシテモ、殆ドモグリ同様デアリマスカラ、暫ク論外ニ致シテモ宜イガ、法律上ノ立派ナ理窟ノ上ニ於テ賣買ノ出來ル部分ニ至リテモ、其コトガ容易ニナリマス、何トナレバ正當賣買ノ出来ル四分ノ一ノ金額ガ隨ツテ少額ニ爲リマスカラ、投機賣買ノ機會ガ早く出來ル、要スルニ大キナ會社ノ續々ト出來ルノニ、此株券ト云フモノガ僅ノ拂込デ、直ニ賣買ガ出來ル、廣ク流通スルト云フコトハ宜クナイノデアル、是等ノコトヲ見マシタガ故ニ、既ニ他國ノ立法例ヲ見マシテモ、例ヘバ佛蘭西ニ於キマシテハ十万圓未滿ノ會社ニ於テハ株券二十圓、其以上ニ於キマシテハ百圓以下ニスルコトハ出來ナイト云フコトニ爲ツテ居リマス（東尾平太郎君譯ニ爲ツテ居ルノデゴザイマス、而シテ其危險ナル所以ハ、株券ヲ小ニ致シマスレバ尙更其事が甚シクナルノデアリマス、故ニ凡ソ株ノ一番最下額ト云フモノハ、第一極メテ置カナクテハナラヌノデアル、又ソレノミナラズ、或金額以上ニハ幾千以上ト、其額ヲ極メルト云フコトモ、是モ亦必要ナ譯ニ爲ツテ來マスルノデアル、勿論之ヲ極メマスルニ就キマシテハ種々理由モアリマス、社員ガ餘リ多キニ過ギテハナラナイト云フコトモ是モ一理由ニ相違ナイ、即チ提出者ノ言ハレタル如キ意味デアリマスケレドモ、ソレガ決シテ單一ノ理由デナイ、例ヘバ資本總額ノ少イ所ノ十万圓未滿ト云フ會社ニ於キシテハ、先づ二十圓位ガ相當デアラウト云フコトヲ唯今ノ商法デ認メタノデアリマス、而シテ十萬圓以上ニモナリマスケレドモ、ソレガ決シテ單致シタノハ、自ラ大金額ニ爲リマスト云フト此差ヲ生ズル必要ガ生ズル、如何トナレバ株式會社ノ失敗ヲ來シタル如キ場合ニ於テ一番難儀ヲ被ルモノハ如何ナルモノニアルカト云ヘバ、極ク小前ノモノ即チ無識ノ綱民トモ云フベキモノニアルノデアル、二十圓カラノ金デモ出シ得ルト云フヤウナルモノニ多イノデアリマスカラ、遠方カラソシナニ評判ヲ聞イテ株加入ヲ申込ミ或ハ其株ヲ買込ムト云フ如キコトハ少ナイ、併シ總額ノ十万圓以上ニモナルト云フ會社ニナリマシテハ、隨分大キナ會社デアリマスガ故ニ、遠方カラモ評モ狄イノデアリマスカラ、遠方カラソシナニ評判ヲ聞イテ株加入ヲ申込ミ或結果若モ其會社ガ斯ノ如ク確實ノモノデアツタラ宜ウゴザイマセウガ、事實ニ於テサウ行カナイ事ガアルノデアル、故ニ是ヲ保護シテヤルニハ、矢張株ノ最下額ト云フモノヲ自ラ極メテ置カナクテハナラナイヤウナル次第ノモノデアリマス、而シテ又株ノ金高ヲ餘リ少額ニ致シテ置キマスルト云フト、投機ノ性質ガ愈々容易ニ出來ルコトニ爲ツテ來ルノデアル、即チ拂込ノ金額ハ僅ニ致シテ、即チ直キニ拂込メルコトが出來ル、今日ニ於テ空權利ノ賣買ト云フコトモ實際ヤツテ居ル、是ハ法律上デハ效能ノナイ事デアリマセウトモ致シマス、若モ此株金ヲ少シニスルト云フコトガ害ガアルト云フナラバ、其

○小室重弘君（八十八番）末松君ニ御尋致シマスルガ、末松君ハ斯ノ如ク御辯明ニナリマスル譯デアリマシタナラバ、私共ハモウ少シ精シク演説ヲスル筈デアツタ、全體末松君ノ演説ヲ聽キマスルト、自ラトカ、程度トカ云會社バカリガ世ニアルト云フヤウナコトノミヲ以テ、直チニ御論ニナリ、直チニ御改正ニナルト云フコトハ、御同意致シ兼ネマスルガ故ニ、諸君ニ於テモ成ルベク御再考御熟考アランコトヲ希望致シマス

レバ何ガ害ガアルカト云フコトヲ承ラナケレバナリマセウ、末松君ニ反問ヲ

株式ノ減少セラレタモノガアルカラ、是ニ就イテノ害ヲ擧ゲテ貰ハナケレバ
オラヌガ、例ヘバ五年前第一銀行ガ百圓株ヲ五十圓株ニ引直シタ、ソレヲ
小サクシタノガドンナ害ガアルカ、或ハ日本紡績會社ノ如キハ、商法實施以
前ノ設立デアルノデ、二百万ノ資本ノ大會社モ矢張二十五圓ノ小サナ株式
デヤシテ居ル、斯ウ云フモノハ害ガアラタト云フコトヲ見ルコトガ出來ナリ、
又若シモ十万圓以上ハ五十圓株ト云フコトニ極メテゴザイマスレバ、會社ノ
資本ヲ増シテ行キマシタ時ニ——増資ヲシヤウト云フコトガ行レマシタ時分
ニハ、今度ハ株式ヲ持ッテ居ル人ノ頭ヲ減ラシテ參ラナケレバナラヌ、十
万以上ニスルト株式ヲ五十圓ニシナケレバナラヌカラ、株式ヲ減サナケレバ
ナラヌ、ソレガ出來ヌト云フヤウナコトデ増資會社ガ頻ニ苦シニ居ルト云フ
コトモ末松君杯ハ御存知ノ事ト思フ、其等ニ就イテ御考ノアル點ハ何レニ在
ルカト云フコトヲ承ッテ置カナケレバナラヌ

○政府委員(男爵末松謙澄君) 唯今ノ御尋ニ御答致シマスルガ、株券ノ額面
ノ極ク小サイノ、害ト云フコトハ、額面ガ小サケレバ小民モタテ之ヲ所有
スルコトガ出來ル、即チ貧乏人ガ之ヲ所有スルコトガ出來ル、貧乏人ガ所有
スルノガ惡ルイト云フノデハアリマセヌケレドモ、無理ヲシタ金デ段々持ツ
ト云フ風ニ爲シテ來タ時ニ、萬一失敗デモアラタトキニハ其恐慌タルコトガ、
最モ甚シイノデアル、恐慌ガ最モ甚シク、ソレガタメニ非常ノ艱難ガ起ルノ
デアル、又詐偽ノ場合ニ於テ多クノ無識ノ細民ガ之ニ陥リ易イノデアリマス、
其等ガ小株ヲ不利トスル第一ノ論點デアルノデゴザイマス

○草刈親明君(二百三十二番) 私ハ反對ヲ致シマス

○議長(楠本正隆君) 質問ヲ先キニ致シマス
○星亨君(八番) 一寸末松君ニ御答ヲ願ヒタイ、末松君ハ今演説サレタ中ニ
権利株ノ如キハ效ガナイト云フヤウナコトヲ仰シヤシタヤウデゴザイマスル
ガ、末松君ハ法制局長官デアレバ、此議論ト云フモノハ大ニ社會ニ對シテ影
響ヲ生ズルコト、考ヘル、私共ハ決シテ權利株賣買ハ效ノナイトハ思ハナイ
ト書イテアルノデゴザイマスカラ、若シ末松君ハ或ハ其權利ヲ賣ルコトハ出
來ルケレドモ、ソレガマルデ——會社ハ其人ニ向シテ權利ガナクナシテシマフ
ト云フダケノ意味デアルナラバ免モアレ、マルデ賣買ガ效ノナイト云フコト
ニナルト、大ナル影響ヲ生ズルコト、思ヒマスカラ、一應承ッテ置キタイト
思ヒマス

○政府委員(男爵末松謙澄君) 唯今ノ星君ノ御尋ニ就キマシテハ、私ハ權利
株ト云フ語ヲ用ヒタ積デハアリマセヌ、權利株賣買ハ如何ト確ト法律論ヲシ
タ積デハアリマセヌ、唯世間デハ詰リ斯ウ云フヤウナ會社ヲ起サウト思フ、
ドッコイ己モ一ツ乗ラウ、宜シイ、己ニモ利益ヲ分ケテ吳レロ、幾ラカ金ヲ
出サウカラ、君ノ豫約ノ株ヲ幾ラ僕ニ吳レロト云フヤウナ話デ、隨分漠然タル

事デヤシテ居ル者ガアル、サウ云フモノハ隨分法律上疑ハシイモノデアル譯
デアルガ、ソレハ姑ク措キ、若モ本當ニ株券額面何分ノ一ト云フモノヲ拂ッ
タ時ニハ賣買ガ出來ルト云フコトヲ重モニ申シタ
○星亨君(八番) サウスルト、唯今ノ一圓ナリ二圓ナリ拂込シタ、其點ニ就
ノ割合ハ額面ノ金高ニ伴フ故、額面ガ少ケレバ其割合モ極低クナル、故ニ投
機賣買ヲスルタメニ、早く流通スル性質ヲ有スルト云フコトヲ重モニ申シタ
イテハ賣ルコトガ出來ルト云フ點ダケニ止ルト考ヘマスルガ、ソレデ宜シケ
レバ、私ハ此案ニ就イテハ又考ヲ持ッテ居ル

○政府委員(男爵末松謙澄君) 私ハ今申シマシタ所ハ、一圓ナリ二圓ナリ拂
込シタ權利ヲ賣ル杯ト云フ類ノ事ガ、違法トカ、何トカ極テ論シタ譯デハナ
ク、唯一般ニ世間ニ有觸レタル事ヲ指シタモノデス、即チ例ヘバ茲ニ一人アリ、
或ル會社ヲ發起ヲシテ、自分が幾株持ッテ居ル時ニ、何モ拂込モナイモノヲ、
將來此株ヲ讓ッテ吳レト云フテ幾分ノ代價ヲ拂フト云フヤウナ事ハ世間ニ多
ク流行シテ居ル、此等ノ事ニ況然ト言ヒ及シタルマデマス

○星亨君(八番) 分リマシタ

○草刈親明君(二百三十二番) 私ハ是カラ申シマス、小室君ハ折角御提出ニ
爲リマシタカラ、成ルベク贊成ヲ致シタイト云フ考デアリマスルケレドモ、
ドウ考ヘテモドウモ商法中ノ此一部改正ト云フコトハ、甚ダ輕率ニ失シテ居
ルト云フ考デゴザイマス、到底贊成スルコトガ出來マセヌガ故ニ、聊カ反對
ノ理由ヲ述ベマス、勿論本案ノ如キハ委員付託ト云フ說モゴザイマセウガ、
商法中ノ一箇條ノ其一部分ヲ削除スルト云フコトニ就イテ、何モ別ニ委員會
ニ之ヲ付託スルト云フ必要ガナイト思ヒマスルガ故ニ、直ニ反對ノ意見ヲ述
ベマス、法律ヲ新ニ設定シタ、法律ヲ新ニ其國ニ實施シタト云フトキニハ、
ドウシテモ多少ノ異論ト云フモノハ免レナイ、獨リ商法ニ限シタ事デナシ、
況ヤ商法ノ如キモノハ最モ其社會ニ廣く行レテアリマスルガ故ニ、此異論モ
モノガ果シテ適當ノ故障デアルカ、事實ニ適中シテ居ルカ否ヤト云フコト
ハ、先づ商法ガ實施ニナシテ未ダ一年足ラズノ今日ニ於テ之ヲ斷定スルコト
ガ出來ナイノデアル、即チ小室君ニ反對スル所ノ政府委員ノ説明ヲ聽イテ見
レバ、或ハ政府委員ノ説明ガ適當カモ分ラナイノデアル、殊ニ況ヤ商法ノ如
キハ數百箇條ノ中催カ一部分ダケ實行ニ相成ツタノデゴザイマス、其大部分
ト云フモノハ未ダ實行ガナインデアル、即チ此商法ト云フモノニ就イテハ當
時政府が法典調査委員會ニ附シテ是ニ修正ノ手續中デアルト云フコトデア
ル、果シテ左様デゴザイマシタナラバ、此商法ノ百七十五條ニ多少不都合ナ
事ガアルトシテモ全部ノ商法ノ實行ノ期ヲ待タレヌコトモナケレバ、又全
部ノ商法ノ實行ノ期ヲ待ッテ他ニ不都合ガゴザイマスル條項ト共ニ、是ガ改

正ヲ爲スコトガ出來ナイト云フヤウナ必要ニ迫シタ今日デハ私ハナイト思フノデアル、要スルニ今日ハ商法ノ實行尙ホ日淺クシテ、即チ其全部ノ實行ヲ見ザルトキデゴザイマスルガ故ニ、小室君ノ所謂五十圓ヲ一株トスルト云フコトハ、果シテ此日本國ニ害ガアルカ害ガナイカト云フコトハ、何人ト雖モ未ダ見定メノ付カナイコトデアラウト思ヒマス、故ニ此百七十五條ノ一箇條ニ限シテ今日之ガ訂正ヲ爲サントスルハ、少シク事輕燥ニ失シテ居シテ、苟モ議員タル者ノ爲スペキ事デナカラウト思フノデアル、願ハクハ満場ノ諸君ニ置カセラレマシテモ、宜シク御考ノアランコトヲ希望致シマスル

〔採決タク〕ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 該案ニ附イテ二讀會ヲ開ク如何ノ決議ヲ採リマス、該案ノ二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數、即チ二讀會ヲ開クベカラザルモノト決シマシタ、次ハ第八、水利組合條例中改正追加法律案第一讀會、此ノ以下ハ皆朗讀ヲ省略致シマスル——大田信一君

第八 改正追加法律案(大田信一君外四名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十三年法律第四十六號水利組合條例中改正追加法律案

明治二十三年法律第四十六號水利組合條例中左ノ通改正追加ス

第三十條 組合會議員選舉人被選舉人ノ資格、議員ノ數、任期及選舉ノ方法ハ組合規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條 組合會議員選舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ其事ノ輕微ニシテ選舉ノ結果ニ異動ヲ生セス若ハ其事ノ更正シ得ヘキ場合ヲ除クノ外其選舉ヲ無効トス又當選者中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其當選ヲ無効トス

選舉權被選舉權及選舉ノ效力ニ關スル異議ハ組合會之ヲ議決ス
議員中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其職ヲ失フモノトス其要件ノ有無ハ組合會之ヲ議決ス

本條組合會ノ議決ニ不服アル者ハ次項ノ場合ヲ除クノ外郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコト得
組合ノ區域郡市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ本條組合會ノ議決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコト得
但組合ノ區域二府縣以上ニ涉ル場合ニ於テ府縣參事會ニ訴願スルコト得
トキハ其關係參事會連署ヲ以テ内務大臣ニ具申シ主管ノ指定ヲ請フヘシ

本條府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得本條ノ事件ニ付テハ管理者ヨリモ亦異議ヲ申立又ハ訴願若ハ訴訟ヲ爲スコトヲ得

選舉人選舉ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ノ日ヨリ七日以内ニ申立ヘシ

本條ノ異議、訴願若ハ訴訟ノ爲ニ處分若ハ議決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス但議決若ハ裁決確定シ又ハ判決アルニ非サレハ更ニ選舉ヲ行フコトヲ得ス

第三十二條

二 組合會ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スル事

組合會ノ議決其權限ヲ越ヘ若ハ法律命令ニ背キ若ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ管理者ハ自己ノ意見ニ依リ若ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ(議決ニシテ執行ヲ要スルモノハ其執行ヲ停止シ)之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ改メサルトキハ次項ニ掲タル場合ヲ除クノ外郡參事會ノ裁決ヲ請フヘシ郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

組合ノ區域郡市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ組合會其議決ヲ改メサルトキハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四十四條末項中「府縣知事」トアルヲ「監督官廳」ト改ム

第四十五條 水利組合ハ次項ニ掲タル場合ヲ除クノ外第一次ニ郡長第二次ニ府縣知事第三次ニ内務大臣之ヲ監督ス

組合ノ區域郡市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ハ第一次ニ府縣知事第二次ニ内務大臣之ヲ監督ス

組合ノ區域二府縣以上ニ涉ル場合ニ於テ此法律中府縣知事ノ職權ニ屬スル監督上ノ事項ハ其關係ノ府縣知事協議ノ上之ヲ處分スヘシ若シ互ニ意見ヲ異ニスルトキハ内務大臣ニ具狀シ指揮ヲ請フヘシ
第四十六條 組合ノ行政ニ關スル第一次監督官廳ノ處分ニ不服アル者ハ其區域郡市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ内務大臣ニ訴願シ其他ノ場合ニ於テハ府縣知事ニ訴願シ府縣知事ノ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此法律中ニ規定スル異議若ハ訴願ハ處分書若ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ二十一日以内ニ提出スヘシ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

中別ニ期限ヲ定メタルモノハ此限ニ在ラス

此法律中ニ規定スル行政訴訟ハ處分書若ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知

シタル日ヨリ二十一日以内ニ提出スヘシ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定アリ又ハ當該官廳ノ意見ニ依リ其停止ノ爲ニ組合ノ公益ニ害アリト爲ストキハ此限ニ在ラス

第四十七條 組合費賦課ノ錯誤ニ關スル異議ハ管理者之ヲ決定ス
本條管理者ノ決定ニ不服アル者ハ次項ニ掲タル場合ヲ除クノ外郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

組合ノ區域都市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ本條管理者ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得但組合ノ區域ニ府縣以上ニ涉ル場合ニ於テ府縣參事會ニ訴願スル者アルトキハ第二十三條第五項但書ノ例ニ依ル

本條府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
本條ノ異議ハ賦課令狀ノ交付後三箇月以内ニ之ヲ申立ツヘシ
本條ノ異議若ハ訴願ノ爲ニ處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス

第五十一條 水利組合關係者若ハ總代人總會議ニ出席セサル爲總會議ヲ開クコト能ハサルトキ若ハ其議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ處分スルコトヲ得但組合ノ區域ニ府縣以上ニ涉ル場合ニ於テハ關係府縣參事會ノ意見ヲ聞キ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ處分スルコトヲ得

水利組合會招集ニ應セス若ハ成立セサルトキ又ハ其議決スヘキ事件ヲ議決セス若ハ議了セサルトキハ管理者ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ處分スルコトヲ得
水害豫防組合會ニ於テ組合事業ノ爲必要ノ費用ヲ否決シ若ハ議決スト雖必需要ノ給需ヲ缺クトキハ管理者ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ處分スルコトヲ得

第五十四條 第二十九條及第三十條ニ依リ組合ノ事務ヲ管掌スル官吏及市町村吏員ヲ除クノ外組合ノ吏員ニ對シ懲戒處分ヲ要スルコトアルトキハ組合ノ區域都市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ前項ノ處分ヲ要スルトキハ市制第百二十四條ノ例

此改正法律ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(大田信一君演壇ニ登ル)

ニ依ル但組合ノ區域ニ府縣以上ニ涉ル場合ニ於テ府縣參事會ノ裁決ヲ要スルコトアルトキハ第二十三條第五項但書ノ例ニ依ル

附則

○大田信一君(九十二番) 諸君、私ハ明治二十三年法律第四十六號水利組合條例ノ改正案ヲ提出シマシタル一人デゴザイマス故ニ、簡單ニ其理由ヲ述べテ諸君ノ御賛成ヲ仰ガウト存ジマス、然ルニ此水利組合條例ノ改正案ハ、既ニ諸君モ御承知ノ如ク第八議會ニ於テ本院ニ之ヲ提出シマシタコトデゴザイマス、サウシテ第八議會ニ於キマシテハ幸ニ諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、大多數ヲ以テ本院ヲ通過シマシタルコトデゴザイマシタガ、不幸ニモ貴族院ニ於テ二三ノ少數デ以テ否決ヲ致シマシタコトデゴザイマス、其貴族院ニ於テ否決サレマシタル理由トスル所ハ、一ハ訴願訴訟法等ノ不完全ニ云々ト云フ論據モアリマシタガ、重ナル所ハ唯斯ノ如キ議案ハ本年ノ場合ニ議スルトキデナイ、斯ウ云フヤウナ誠ニ薄弱ナル議論デ以テ僅々三四名ノ少數デ否決ヲ致シタコトデゴザイマス、誠ニ此點ニ就キマシテハ私共ハ遺憾トスル所デモゴザイマスル、又獨リ私ガ遺憾トスルノミナラズ、幸ニ本院ガ多數ヲ以テ通過ヲ致シタル議案デゴザイマスル上ニ、諸君モ共ニ御同感ノコト、私ハ信シテ疑ハヌノデゴザイマス、ソレデ其畢竟スルニ唯本年ノ如キ時機ニハ、斯ノ如キ議案ハ議スル必要ガナイ、斯ウ云フガ如キ諸君デアツテハ、畢竟此水利組合條例ノ不完全デアル、是非改正ヲシナケレバナラヌト云フ必要ヲ感ジナリ、之ヲ平タク言ヘバ則チ水利組合條例ヲ實行スルトニフコトノ經驗ノナイス君デアツタデアラウト私ハ信ズルノデアリマス、尤モ此水利組合條例ナルモノヲ常ニ活用シテ、即チ適用ヲシナケレバナラヌト云フ所ノ地方人民ニ至リマシテハ、悉ク此現行法ノ不完全ニシテ、ドウシテモ改正ヲシナケレバナラヌト云フコトヲ熱心ニ思フテ居ルト云フコトハ、私ノ喋々フ俟タナイ次第デゴザイマス、況ヤ此法律ヲ活用シナケレバナラヌト云フ地方ガラ選出セラレテ居ル所ノ議員諸君ニ於テハ、勿論御同感デアラウト私ハ信シマス、ソレデ此改正ヲシナケレバナラヌト云フコトノ理由ハ既ニ前ニ申上ゲルガ如ク、昨年大多數ヲ以テ本會ヲ通過シマシタルコトデモゴザイマスルカラシテ、別段此理由ニ至ツテハ私ハ喋々ヲ述ベマセヌデゴザイマスルガ、唯希ハクハ最ザイマスル、ワレデ此場合ニ幸ニ諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、貴族院ニ送付ノ手順ニナリマシタル所ガ、萬一貴族院ニ於テ又昨年ノ如キ場合ト爲リマスレバ、誠ニ私ノ遺憾トスルノミナラズ、之ヲ活用シナケレバナラヌト云フ地方カラレテ選出セラレテ居ル所ノ諸君ニ於テモ、定テ御同感デアラウト存ジマスカラ、成ルタケ此場合ニハ、速ニ本案ヲ通過セラレテ、ドウカ此現行ノ水

利組合條例ノ完全ヲ期スルト云フコトニ致シタイト存ジマスルコトデゴザイマス、且又昨年即チ第八議會ニ於テ、此案ハ委員ニ付託ニナリマシタ當時ニ、委員會ニ於テモ數回ノ特別委員會ヲ開キマシテ、ソレニハ當時ノ政府委員前縣治局長江木君デゴザイマスガ、毎回出席サレテ其委員諸君ノ意見ト、又政府委員タル江木前縣治局長ノ意見ト互ニ交渉ノ上テ、反覆審議ヲシタ末、唯今諸君ニ御頒チ申シテアルガ如キ議案ガ、乃チ委員會ノ決議ト爲ツテ、其委員會ノ結果ガ今諸君ニ御頒チニナツテ居ルガ如キモノニ相成ツタノデゴザイマス、ソレデ本年モ昨年モ本案ヲ通過シタ如クノ儘、一字一點ノ相違モナイ所ヲ以テ本院ニ提出致シタ譯デゴザイマスルカラ、諸君ハドウカ其邊ヲ御諒知戴キタイト思ヒマス、且ツ又此修正ノ箇所ニ就キマシテハ、大體ノ意味ヲ變ヘルト云フコトハ、即チ諸君ノ御承知ノ通ニ三箇所ニ過ギナイコトデゴザイマス、併ナガラ色々字句ノ上、其他些末ナ場所、些末ナ改正ヲスルコトハ箇所ニ依ツテ多クアリマスルカラシテ一々是ガ諸君ノ御尋ヲ蒙リ、又是ニ對シテ應答ヲスルト云フコトハ餘程煩雜ヲ極メマスル譯デゴザイマスカラ、即チ諸君ニ御渡シテ致シマシタ議案ノ末尾ニ、參照書類トシテ其理由、及市町村制等ノ規則ヲ引用致シタ所ノモノヲ添付致シテアリマスカラ、諸君モ御承知デアリマセウ、ドウカ諸君ニ於テハ此改正ヲシナケレバナラムト云フノ理由トシテ、其箇條ニ就イテ宜シク御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、何分今申上げマシタ如キ理由デゴザイマスルカラ、ドウカ本案ヲ速ニ諸君ノ御賛成ヲ得テ、本會ヲ通過セラレンコトヲ偏ニ希望シマスル次第デゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 通告ガアリマスル——草刈親明君

(草刈親明君演壇ニ登ル)

○草刈親明君(二百三十二番) 本案ハ昨年ノ議會ニ提出ニ相成リマシテ、サウシテ本院ハ首尾能ク通過致シテ、貴族院ニ回ツテ否決セラレタト云フ事柄ハ、大田君ガ唯今御演説ニ相成ツタ通ニ相違ナイコト、信ジテ居リマス、併ナガラ貴族院ガ此議案ヲ否決致シタト云フ理由ニ至ツテハ、大田君ノ言フ所ト大變ニ違ツテ居ルノデアル、實ハ昨年議會ニ於キマシテハ、本員等モ能ク此議案ト云フモノヲ考ヘマセイテ、即チ盲判ヲ押シテ、サウシテ此議場ヲ通過セシメタト云フヤウナ考ガ後トカラ分ッタ、即チ貴族院議員ノ意見ヲ聞イト大變ニ違ツテ居ルノデアル、而シテドウ云フ考ヲ起シタカト云フト、實ニ衆議院ハ貴族院ニ對シテ面目次第モナイコトヲ致シタ、大失策ヲ致シタノデアルト云フコトヲ感シタノデアル、即チ貴族院ガ此議案ヲ否決致シマシタ所ノ理由ハ、此議案ハ人民ノ権利ヲ縮小スルモノデアル、民權ヲ擴張シナケレバナラムト云フ今日ノ時代ニ於テ、民權ヲ縮小スル議案ヲ出スト云フコトガナイ、法律ヲ拵ヘルト云フ倒サマナル理窟ハナイト云フコトデ貴族院ガ否決シタ、即チ其條項ヲ尋ねテ見レバ、如何ニモ貴族院ノ言フ通りニナルノデゴザイマス、貴族院ノ言フコト少シモ過チガナイノデアル、是ニ於テ衆議院タルモノ、即チ直接ニ人民ヲ代表スル者ハ、ドウシテモ害ガアルト言ハナケレバナラムト私

ハ思フノデアル、先づ水利組合條例ヲ改正セントセラル、點ハ何處デアルカト云フニ、現行水利組合條例ノ第二十條、第四十六條、ソレカラ第四十七條ノ此三箇條デゴザイマス、其他ハ法律ノ改正ノ結果、即チ第二十條ノ法律ノ精神ヲ改メタル故ニ、何十條ハ斯様ノ手續ニシナケレバナラヌ、斯ウ云フ法律ヲ適用シナケレバナラムト云フ如キ、若クハ字句ノ修正ノ如キニ過ギナインデゴザイマス、故ニ此改正案ノ根本、土臺ト云フモノハ、唯今申シマシタ所ノ二十條、四十六條、四十七條ノ三箇條デ改正スルト云フコトデゴザイマスルガ故ニ、此三箇條ニ對シテ反対ナル以上ハ、即チ全部ニ對シテモ反対デナケレバナラムト信ジマスルガ故ニ、私ハ全部反対ノ演説ヲ致スノデアル、皆テ其前ニ一言申シテ置カナケレバナラムト思ヒマスノハ、抑々昨年度ノ議會ニ水利組合條例ト云フモノ、改正法律案ガ提出ニ爲ツタ、其提出案ハドウデアルカト斯様ニ考ヘテ見レバ、單ニ二十條ヲ改正スルダケノ法律案デアタノデス、而シテ是ヲ委員會ニ付託シタ所ガ、委員會ニ於キマシテハ唯今大田君ノ言フ通、大變ナル條項ノ改正案ヲ可決シテ此議會ニ報告シタ、而シテ其委員會ガ修正シタ所ノモノハ誰ガ捺ヘタモノデアルト思ツテ探シテ見レバ、政府ノ御捺ヘニナツタノヲ直チニ頂戴シテ此議場ニ報告シタノアアル、参考書ト爲ツテ居ル所ノ此法文ノ全部、及理由ノ全部ト云フモノハ、政府ガ捺ヘタモノヲソレヲ委員會ガ貰ツテ、サウシテ委員會ノ意見トシテ此議場ニ報告シタノデアル、斯ウ云フノデアル故ニ、其議案ノ改正ニ爲ツタ跡ニ就イテ之ヲ見レバ、貴族院ノ云フ通、一方カラシテハ人民ノ権利ヲ縮小セントスルモノト、又一方ヨリシテハ行政官ノ権利ヲ擴張セントスルモノ、二ツニ過ギナイト、又一方ヨリシテハ行政官ノ権利ヲ擴張セントスルモノ、二ツニ過ギナ

○德増源太郎君(三十五番) 其時ニ草刈君ハ贊成シタノデスカ

○草刈親明君(二百三十二番) 贊成ハシナカツタラウト思フ

○德増源太郎君(三十五番) 盲判ヲ押シタナラバ辭職シ給ヘ

○草刈親明君(二百三十二番) 此議案ノ第二十條ヲ見マスレバ、二十條ノ理由ニドウ云フコトガアルカ、驚入ツタコトヲ書イテ居ル、私ノ演説ヲ傍聴スル人ノ如キハ、此條項ヲ讀シテ説明セラレタナレバ、顏カラ汗が流レルデアラウ、ドウ云フコトヲ書イテアルカト云フト、現行ノ法律ニ依レバ、組合員タル以上ハ總テ組合會員ノ選舉權ヲ有シテ、サウシテ被選舉權ヲモ有スルノデアル、故ニ組合會員ノ選舉權ト云フモノニ制限ヲ置カナケレバナラヌノデアル、今日ノ水利組合員ト云フモノ、其上ニ制限ヲ置カナケレバナラヌ、即チ語ヲ換ヘテ言ヘバ、是マデノ選舉權ト云フモノハ廣過ギルカラ、此選舉權ヲ狭クシナケレバナラムトスウ云フノデアル、是ガ果シテ今日ノ國論ニ適フテ居リマスカ、私ハ甚ダ怪訝ニ堪ヘナインデアル、

斯様ナ法案ヲ攻撃シテ、サウシテ自由主義ヲ執ル人ニヨリ御叱ヲ蒙ルト云フコトハ、實ハ意外千萬デアル、倘テ現行法ノ第二十條ヲ見ラレヨ、現行法ノ二十條ヲ見レバ、斯ウナツテ居ル「組合會議員ハ其組合會ニ於テ之ヲ選舉ス云フモノハ、普通選舉、即チ無制限選舉ナルガ如クニ見エテ居ル、無制限選舉ハ我國ニ行レテ居ラヌカラ、制限ヲ附ケルト云フノハ尤ナル議論デアルデゴザイマセウガ、此箇條バカリヲ讀マナイデ、其他ノ條項モ御讀ミナサイ、此水利組合會ナルモノハ二ツアルノデアル、一ハ普通水利組合會、一ハ水害豫防ノコト、云フノデアル、而シテ普通組合會ノ其組合會員ハドウ云フ資格ヲ有スルカト云フテ見レバ、第七條ニ「普通水利組合員タル者ハ組合事務ノタメ利益ヲ受ケル土地ヲ以テ區域トス」其土地所有者ヲ以テ組合員ト云フノデアル、即チ水利組合員ナル者ハ、其區域内ニ在シテ土地ノ所有者デナケレバナラヌト云フコトニ爲シテ居ル、諸君、既ニ水產組合員タル者ハ不動產ヲ有スル所ノ立派ナル公民デアル、不動產ヲ有スル所ノ實ニ今日世間ヨリ名譽アル人トシテ尊マル、所ノ人民デアル、倘テ又水害豫防組合ノ方ニ移シテ見マスレバ、第十四條ニゴザリマシテ、是ハソレト少シ違ヒマス、即チ水害豫防組合員ノ組合議員タル者ハ、土地ヲ有スルノ外ニ家屋ヲ有サナケレバナラヌ、普通水利組合員ハ土地ヲ有スレバ宜シイガ、水害豫防組合員ハ土地ヲ持ツタ上ニ家屋ヲ持タナケレバナラヌ、家屋ヲモ有シテ居ル、土地ヲ有シテ居ル所ノ人間ガ即チ組合會員トナル、水利組合員ト爲ルベキ要素ハ不動產ヲ有サナケレバナラヌト云フモノデアルトシタナラバ、其不動產ヲ有シタ所ノ全部カラ各自ガ信ズル所ノ議員ヲ擧ゲテ、サウシテ組合會ノ議員トシテ何ノ不都合ガゴザイマス（「簡單々々ト呼フ者アリ）是ハ條項ガ長ウゴザイマスカラ、サウ云フ譯ニハイキマセス、デ、何シロ簡單ニ言ヒマス、唯今謂シタ通デアルバ、何故ニ此上ニ又資格ト云フモノヲ定メナケレバナラヌト云フ必要ガアルヤ、而シテ水組合ト云フモノハ御承知ノ通り、第一條デ定メラレテ居リマス所ノ府縣稅、又ハ郡費ノ支出ニ屬セザル所ノ水利、土工事業ニ關スル組合デアル、即チ一縣一郡ノ全體ニ深ク利害得失ヲ有スルモノデゴザイマス、ドウ云フベキモノニ屬スルカノ疑ナキ能ハザル所ノ至シテ國ニ取シテハ輕少ナル組合デアル、其組合ノ組合員ガ唯今ノヤウナ資格ヲ有スレバ、此上ニノ權利ヲ、此法律改正案ヲ以テ權利ヲ小サクスル、縮メテシマフ、是ガ所謂今地租ヲ幾ラ納メナケレバナラヌトカ、何年間其土地ニ住居ヲシナケレバナラヌ、ドウ云フコトガナケレバナラヌト云フコトヲ此上ニ擧ヘル必要ハナイ、即チ言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、先キモ言フ通大ナル權利ヲ有シテ居ル水害組合員ノ權利ヲ、此法律改正案ヲ以テ權利ヲ小サクスル、縮メテシマフ、是ガ所謂今地租ヲ幾ラ納メナケレバナラヌトカ、何年間其土地ニ住居ヲシナケレバナラヌ、ドウ云フコトガナケレバナラヌト云フコトヲ此上ニ擧ヘル必要ハナイ、

ハ御再考ヲ得タイモノデアル、ソレカラ又第
四十六條ニ移ツテ申シマセウ、
御承知ガナケレバ御賛成ニナリマスカラ私ハ申シテ置キマス、現行ノ四十六
條ニ依レバ、組合會員タルモノハ、其組合ノ管理者即チ一郡ヲ以テ一區域ト
シテ居ルナラバ郡長、一村ヲ以テ區域トシテ居ルモノナラバ、村長ノ處分ニ
就イテ不服アルトキニハ、或ハ縣會、或ハ府縣參事會、或ハ内務大臣等ニ訴願
スルコトガ出來ヌノデアル、而シテ其訴願スル條項ノ如キハ限ラナイ、何
事デモ、自分が其管理者ノ所爲ニ就イテ不服ガゴザリマシタナラバ、訴願ス
ルコトガ出來ルト云フコトデアルガ、勝敗ハ暫ク措キマシテ……所ガ是ガ改
正シテサシテ訴願スル權利ト云フモノヲ制限スルコトガ、改正法律ノ理由デ
アル、デ、訴願ノ權利ヲ制限シナケレバナラスト云フ理由デアルカト考ヘテ
理由書ヲ見レバ、現行法ノ如ク其制限ヲ置カザル以上ハ、行政官ガ頗ル困難
ヲスル、即チ行政理事者ノ行爲ヲ萎縮セシムルモノデアル、行政官ノ權利ヲ
小サクスルモノデアルカラ、人民ノ權利ヲ縮メテ行政官吏ノ權利ヲ大キクシ
ナケレバナラスト云フ改正ノ理由デアル、是ガ何故ニ國論トシテ見ルコトガ
出來マセウカ、今日ノ官吏ノ權利ヲ大キシタイタメニ、今日ノ人民ノ權
ナリト云フ場合ニ於テ組合員ハ直チニ郡長ナリ、郡參事會ナリ、縣參事會ナリ
バ直チニ組合會員ニ其費用ノ徵稅ニ掛ル、現行法ニ依シテ見マスレバ例ヘバ
外ハナイ、ソレカラ又第四十七條ノ方ヲ見レバ第四十七條ノ方ニハ斯ウナッ
テ居ル、稅金ノ賦課ノ事デゴザリマス、組合會デ費用ヲ議定スル、サウスレ
バ直チニ組合會員ニ其費用ノ徵稅ニ掛ル、現行法ニ依シテ見マスレバ例ヘバ
組合會員ガ一人ニ就イテ一圓ノ負擔額ヲ議決スル、サウスレバ此議決ガ不當
ナリト云フ場合ニ於テ組合員ハ直チニ郡長ナリ、郡參事會ナリ、縣參事會ナリ
ニ訴願スルコトガ出來マス、然ルニ今度此法ヲ改メテドウスルカト云フト、町
村制ノ規則ニ依クテ——市町村制ノ規則ニ依クテ、サウシテ左様ナ場合ハ賦
課令狀ノ交附期ノ三箇月前ニ限ッテ之ヲ爲スコトヲ得ルト云フノデアル、今
ノ法律デハ今日議決シタ、ソレガ不都合トナレタラ直チニ連判狀ヲ取フテ訴
ヘルコトガ出來ルガ、此改正案ハ今決議シタ甚ダ不都合ヲシタト云フテ言フ
テモ、割符ノ令狀ガ來ナケレバ訴ガ起サレナイ、茲ニ實際ヲ舉ゲテ満場諸君
ノ御参考ニ供シタイコトガ、我地方ノコトヲ申ズモ異ナコトデゴザリマス
ガ、言ハネバ事實ガ舉リマセヌカラ申シマスガ、我仙臺市デハ昨年虎列刺病
ノ大變猖獗ノ際ニ、市參事會ガ市會ノ決議ヲ經テ三万餘圓ノ臨時豫防費ヲ徵
收スル決議ヲナシタ、市參事會ハ其金ヲ一時借入シテ支辨スルト云フ決議ヲ
認シタ、市長ノ所爲ハ始メ市會ノ決議ヲ履シテサウシテ三万圓ト云フ稅額ノ
負擔ヲ人民ニ命ジタガ、抑其事タルヤ必要已ムコトヲ得ザル事デアルカラ、
此市會ハ之ヲ是認スルト決議シタ、此決議ニ對シテ市民ガ頗ル不服ナノデア
リマス、不服ナルガ故ニ直チニ訴願スル、訴ヘントスルガ、ソレガ出來ヌ、

ナセ出来ヌカ、先キニ言フ通其金ト云フモノハ市債ヲ起シテサウシテ一時支辨シテ置クノデゴザリマスガ故ニ、市債ノ返済期限ガ來タ時ニ徵稅切符ヲ發

スル、即チ今日惡ルイコトヲシタガ、三年ノ後ニ返スコトニシタカラ、其三

年ノ後ニ至ツテ始テ切符ヲ出ス、唯今市町村ニハ割符ノ配付ニナラナケレバ訴ヲ起サレナイカラ、既ニ今日不都合ナコトガアルテモ、市民ガ泣イテ三年ノ後ヲ待ツテ其訴ヲシナケレバナラスト云フヤウニナツテ居ル、然ル所諸君

今日アツタ三万圓ノ金ハ、三年ノ後マデモアルカ、三年ノ後ハドウナルカト言ヘバ、私ハ此以上ニ言葉ヲ續ケル必要ハナイト思ロマス、即チ此水利組合條

例ニシテ現行法ノ如クデアツタナラバ、水利組合ガ不法ナ決議ヲシタ、一方ニハ直チニ訴ヲ起ス、一方ニ於テハ假處分ヲ爲シテ其不法行為ヲ中止スルコトガ出來ル、然ルニ此改正案ノ如クスレバ、三年ノ後ヲ待ツテ割符サレタ徵

收票ガ下コテ後デナケレバ、訴ガ起セヌト云フノデアル、建物ヲ捐ヘル、河ヲ掘ル、土地ヲドウスル、凡テノ事既ニ去ツタ後ノ仕事ニ屬スル、満場ノ諸

君、此改正案ニ就キマシテハ十分ノ御考慮ヲ煩シタイト存ジマス、私ハ徒ニ反對ヲ致スノデハナイ、既ニ昨年衆議院ガ大多數ヲ以テ決シマシタ所ノ議案

デアルカラ、大抵ノ事ナラバ泣イテ此議案ニ服從致シマスケレドモ、能ク貴族院等ノ意見ヲ聞イテ熟考致シテ見マスレバ、實ニ此議案ト云フモノハ國民ノ權利ヲ縮小スル、而シテ國民ノ權利ヲ縮小スルハ何ノタメデアルカ、何ノ

必要ニ依ルカト云ヘバ、行政官ノ權利ヲ膨脹サセ、擴張センガタメデアル、擴張センガタメデアルナレバ、ドウシテモ私ハ此議案ヲ通過セシムルコトハ出來ナイコト、存ジマス、デ、是ダケノ理由ヲ述べマス

○田中鳥雄君(百二十八番) 本案ハ提出者ヨリモ述ベマシタ通、實ハ昨年モ

大多數デ可決シマシタカラ、速決デモ宜シカラウト考ヘマシタガ、唯今草刈君ノ御演説モアリマシタ、何程カ不完全ナ處ガアルカモ知レマセヌ、寧ロ特別委員ヲ設ケマシテ、モウ一應調査シタ方ガ宜シクハナイカト考ヘル、九名

ノ委員ヲ議長指名ヲ以テ選定セラレンコトヲ希望シマス

○議長(楠本正隆君) 田中鳥雄君ノ委員付託ノ動議ニハ、別ニ御異議ハアリ多數 マセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ草刈親明君「異議アリ、反対ノ演説ヲシタ以テ上ハ異議アリ」ト呼フ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ起立ニ諸ヒマス——九名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルコトニ同意ノ諸君ハ起立
起立者 多數
○議長(楠本正隆君) 多數、因テ其通決シマス——次ハ日程ノ第九ニ進ミマスル、日本銀行課稅法案第一讀會、——提出者石田貫之助君

第九 日本銀行課稅法案(石田貫之助君外三名提出) 第一讀會
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス)

日本銀行課稅法案

日本銀行ハ其ノ純益金ヲ配當スルニ當リ株金拂込高ニ對シ年五分以上ノ割合ニ當ルトキハ純益金ノ内ヨリ年五分ニ相當スル金額及積立金並前季繰越金ヲ控除シ其ノ殘額ノ十分ノ五ヲ政府へ納稅スヘン

但シ納稅期限ハ一箇年ヲ兩度ニ區分シ前半季分ヲ八月三十一日後半季分ヲ翌年二月二十八日限り納ムルモノトス

此ノ法律ハ明治二十九年七月一日ヨリ施行ス

(石田貫之助君演壇ニ登ル)

○石田貫之助君(二百四十八番) 日本銀行課稅法案ハ、既ニ數年前カラ拙者又ハ同志ノ諸君カラ本院ニ提出ヲ致シマシテ、而シテ前會ニ於キマシテハ大

多數ヲ以テ課稅ヲスルト云フコトニ決シタノデゴザリマス、デ、最早本法ノ理由等ニ至リマシテハ、說明ヲスルニ及バナイト考ヘルノデゴザイマス、デ、

既ニ前年ニ於キマシテモ、此稅ノ均一ヲ保ツ上ニ、且國家ガ斯様ナル一會社ニ向ツテ特典ヲ與ヘタ結果トシテ、其利益ノ幾分ヲ割イテ以テ納稅セシムルコトハ極適當ナ處分デアルト云フコトハ、本會ニ認メラレタ所デゴザリマシテ、殊ニ戰後ノ今日、即チ數多ノ人民、細民マデニモ此善後策ノ結果ニ對シテハ新稅ヲ課シ、或ハ增稅ヲスル今日デゴザリマスカラ、益々本案ノ必要ヲ感ズル次第デゴザリマス、其稅率等ハ是ニ記載シテアリマスル通、又此稅率ニ依ツテ、此結果即チ納稅ノ金額等モ参考書ニ示シテゴザリマス、デ、最

早本案ニ就イテハ理由ヲ陳述スル必要ハナイト考ヘマス、唯此日本銀行カラ諸君ノ御手許ヘモ回シテモ居リマスルデアリマセウ、又私ノ附言ヲ致シテゴザリマスルガ、本案ガ出マシテカラ、即チ日本銀行ガ特權ト任務ノ比較ト云フモノヲ回シテ居リマス、デ、此參考書ナルモノ、ヤウナモノヲ以テ、此立法府デ如何、堂々ト論ズルノハ極非ナ事デゴザリマス、然レドモ是ハ他ヨリ、若クハ一個ノ有志ヨリ出タルモノデハナクシテ、端的其日本銀行ニ課稅ヲセントスル所ノ日本銀行其モノカラ参考書トシテ回シテ居ルノデアリマス、前年日本銀行ガ或團體、或ル會議所ト云フヤウナ所カラ回シテ、圓滑ニ遠回シニ回シテ來タ意見書ナルモノトハ達フノデアル、乃公ガ自ラ所謂責任ヲ負フテ算盤ヲ立テ、責任ヲ負フテ任務、此特權ト云フモノヲ對照シテ出

シテ來タモノデアリマスルカラ、聊カ私共ノ見ル所ト達フ一二ノ要點ヲ茲デ論ジテ置クト云フコトハ、亦諸君ノ御参考ニナラウト思フノデゴザリマス、ソレデ色々私共ハ此要點ヲ見マスルト云フト、得心シナイン廉ガ澤山ニゴザリマシテ、先づ此利益ト云フモノヲ掲ゲテ居リマスルノハ、即チ明治二十三年現行兌換銀行券條例發布以來ノ平均ヲ取ツタ、ソレハ即チ二千二百七十七万餘デアルト云フコトデアル物ニ、數箇年ノ平均ヲ取ルト云フコトハ極公平ラ

シクゴザリマシテ、隨分必要ナ事デアルケレドモ、平均ト云フモノモマルデ
今日カラ見レバ趣ヲ異ニシ、趨勢ヲ異ニシテ居ル所ノモノヲ混合シテ平均ヲ
取リマスルト、平均ト云フモノハ必要ノミナラズ、マルデ實ヲ失フト云フコ
トニ爲ルノデアル、二十三年ノ此兌換銀行條例ガ出マシタ時分ト云ヒマスル
モノハ、極ソレハ經濟ノ——此日本ノ經濟ノ國位一般カラ云ヒマシテモ、亦
日本經濟ノ運用上カラ云ヒマシテモ極ク小サイ時デアル、今日ノ、否、今日
デハナイ、近年ノ膨脹シタル所ノ日本ノ經濟トハ決シテ比較スペキモノデハ
ナイ、平均杯ニ成ルベキモノデハナイ、スルカラ適當ニ之ヲ平均ヲ取ルト云
フナレバ、兩三年ト云フ最近ノ平均ヲ取ツテ見レバ、決シテ實ヲ得タモノデ
ナイト云フコトヲ一言シテ置クノデアル、ソレカラ又此國庫金ノ取扱金ニ於
テ二十万圓損ヲスル、是等モ私共ハ信ジナインデゴザリマス、唯損ヲ——實
費ノ損ヲスルト云フコトガ書イテアル、日本銀行ト云フ銀行ハ、最モ名譽ア
ル銀行デアル、國家ニ重キヲ措カレル所ノ銀行デアルカラ以テ、斯ク斷言ス
ル以上ニ於テハ、一點ノ社會カラ疑ヲ容レルベキ事ハ記載スペキモノノデハナ
イ、然レドモ私ハ是ニ疑團ヲ抱ク、決シテ其實費ナルモノハ六十万ト云フヤ
ウナ實費ニハナラヌト云フコトヲ私ハ申ス、サリナガラ當局者デナイ、又一
算盤ヲ取ツタモノデハゴザリマセヌ、此推測ハドウ云フ推測カラ來ルト云
フナラバ、私ガ此案ヲ起スニ就イテ二十四年ノ事デアル、是ニ控ガゴザリマ
スルガ、日本銀行ノ未ダ今日ノ如ク出張所ト云フモノガ出來ナイ時分デア
ル——多數ニナイ時分デス、ソレハ全國ノ各國立、若クハ私立銀行ニ、澤山
ニ此國庫金ノ取扱ヲ委託シテ居ル時ノ話デアル、サウシテ日本銀行ニ其時ハ
五十万圓出タル時デアル、其内ヲ幾ラ日本全國ノ各銀行ノ取扱所ニ渡シテ居ル
トカ云フ金額ヲ締メテ見ルナラバ二十三万有餘圓デアル、其アト日本銀行ガ
即チ自身ノ取扱費ト云フモノニナッテシマッテ居ルノデアル、其當時ヨリハ日本銀行ガ出張店ト云フモノモ、自ラ行フ所ノモノガ多數
殖エテ居リマス、シマスルカラソレカラ澤山ニ事務ガ殖エタト云フ譯デモ
ナイカラ以テ、今日日本銀行ガ各國立銀行、私立銀行ニ委託シテ取扱料ヲ出シ
ガ掛ルト云フコトハ容易ニ私共信ヲ措クコトガ出來ヌ、是ヲ詳細ニ算盤ヲ立
テ、見マシタナラバ、二十七年ノ日本銀行ノ決算報告ガゴザイマスガ、日本
銀行ノ悉皆ノ費用ヲ積算シテ見テ、ドノ位ニナルト云フコトガ分カル、ソン
ナコトニ爲リマスト、日本銀行ハ殆ド國庫ノ金ヲ扱フテ居ッテ、其他ノ仕事ハ
出來ナイト云フコトノ算盤ガ出ルカラ、是等ハ私ハ信用ガ出來ナイ、ソレカラ
兌換券取扱ノ二十万ト云フヤウナコトハ、差ガアツタ所ガ聊デアル、次
ニ百七十万幾ラト云フモノガ利損ガイクト云フ、ドウモ是等ハ妙ナ算盤ノ立
方デアリマシテ、言ハヤ兌換券ヲ出ス所謂無利息ノ紙幣ヲ出ス、無利息ノ紙

幣ヲ出スノハヂヤ保證準備ト云フモノガアル、ソレデ公債證券ヲ備ヘテア
ル、スルカラ利分ガ安イト云フノデアル、ソレハ利分ガ安イニ相違ナイ、ソ
レデ損ガ往クト云フコトハ決シテナインデアル、無利息ノ紙幣ヲ出スガタメ
ニ、ソレダケ五分ノ利ト云フモノガ取レル、二千万圓ナラバ百万圓ト云フ利
息ガ取レル、丸取りニナル、若シソレガ一割モイケルトナラバ、二百万圓儲
カル、公債證書ヲ保證ニ備ヘテ居ルカラ、百万圓ヨリ取レヌゾト云フコト
デ、損ガイクト云フ勘定ノ立テ方ハ餘程妙チキリシナル立テ方ト云フコトヲ
考ヘル、斯様ナ算盤モアルモノカ知リマセヌケレドモ、サウ云フ立テ方ヲ致
シマシタナラバマダノ百五十万カ七十万カノ所デ千万圓ノ損ガ往クト云フ
コトモ立テラレルヤウニ思ハレル、ソシナ算盤ノ立テ方ハ知ラヌ、ソレカラ
義務ト云フ一段ニモ澤山羅列シテアリマスケレドモ、要ハ私共斯様ナモノガ
一大特典ヲ受ケテ、三十万圓若クハ四十万圓ト云フ無利息義務ヲ發行シテ居
ル所ノ損分ナリ、或ハ義務ナリト云フヤウナコトニハヂヤ、比較シテ一々論ズ
ル程ノ是ガ事項デハナイト思フノデアリマス、ソレデ斯ク書キマスナラバ、
利益ノ點モ澤山掲ゲルコトガアリマセウト思ヒマス、日本銀行ハ國庫金ヲ
取扱フガタメニ大ニ世ノ中ノ信用ヲ受ケル、其信用ヲ受ケル結果トシテハ、
半年ニ二億有餘万ノ預り金ガ出來ル、其利益ハ隨分廣大ナルモノト云フ箇條
書ガ出來ルデアラウ、是ハ決シテ空説ニアリマスマイト思ヒマス、又日本銀
行ガ國庫金ヲ取扱フ、又ハ發行權ヲ持ツテ居ルト云フガ上ノ間接ノ信用上ノ
利益ト云フモノハ、ナカノ容易ナラザルモノノデアル、近クハ國立銀行ヲ株
式會社ニセネバナラヌト云フトキニ、國立ト云フ文字ヲ取リトモナイト云フ
コトデ、大變煩フタコトデアル、ソレハドウ云フモノカト言ヘバ、國立ト云
フ文字ヲ省イテシマフト、マルデ私立會社ノ如キモノニ爲リマス、サウスル
ト世ノ中ノ信用ヲ薄カラシメルト云フコトハ、私共度々國立銀行ノ人達カラ
コトデ、大變煩フタコトデアル、況ヤ國家ノ全國ノ國庫金ヲ取扱フト云フ信用ト云フモノ
ハ、實ニ廣大モナイモノデゴザイマセウ、利益ト云フモノハ、漸ク此頃コソ必
要カ將タドウ云フ感シガ二千万圓ノ拂込ニナリマシタケレドモ、ソイ昨年マ
デハ千万圓ノ銀行デアル、僅々千万圓ノ銀行デアル、然ルニモ拘ラズ此二十
何億ト云フ金ノ運轉ヲ致スト云フコトハ、即チ丁度仰山ノ箇條ガ書イテア
ル所ノ反比例デ、國庫金ヲ取扱フ事、紙幣ヲ出ス事、其公債證書ヲ出ス事等
ノ信用ノ結果デ、サウ云フコトニ爲ルト思ヒマス、最早此上理由ハ必要ガナ
イト考ヘマス、ドウカ速ニ御決議アランコトヲ望ミマス、又是マデハ貴族院
ニ於キマシテハ、本案ニ於テハ殆ド贊成ノナイガ如クニ承ツテ居リマスケレ
ドモ、戰後ノ今日トシテ諸稅ヲ課スル上ニ於テ、私共他院ノコトデアルカラ
固ヨリ其實ハ分ラヌガ、當然ノ論理上カラ言フテ見レバ、今日ノ境遇上カラ
言フテ見レバ、昔日ノ如キデナイ、今年ハ稅ノ均一ヲ保チ、且戰後ノ經營ノ
一端トシテ稅源ヲ始テ開クコトガ出來マスカラ、悦テ居リマス、希望ヲ持
テ居リマス、ドウカ速ニ御決議アランコトヲ望ミマス

○漆間民夫君(二百十七番)此石田君外三君ノ御提出ニ係ル日本銀行課稅法案ノ此賛成者ノ署名ノ中ニ、本員ノ名ヲ加ヘテゴザイマスガ、是ハ一向存ジ致シマセヌノデ、何カ間違テ斯様ニナツテ居ツタモノト考ヘマスカラ、議長ニ於テ御取消ノ御取計ヲ願ヒタイ豫テ申シテ置キマスガ、日本銀行條例改正法律案ニモ右様ニナツテ居リマスカラ、是レ亦併テ御取消ノ御取計ヲ願ヒマス

○松尾寛三君(百五十五番)議長、質問致シマス

○議長(楠本正隆君)該案ニハ通告ガアリマスガ、質問ナレバ先キニ許シマス

○松尾寛三君(百五十五番)質問致シマス、唯今提出者ノ石田君ノ御演説ヲ承リマスト、此理由書ニハ兌換券發行ノ特權ヲ以テ居ル故ニ、此銀行ニ課稅スルト云フ趣旨ニナル、然ルニ此法律案ヲ見マスニ、日本銀行ハ其純益金ヲ配當スルニ當リ云々ト云フノデ、全體ノ營業ノ上ニ掛ツタ利益ノ中ヨリ課稅ヲスルト云フノ意味ニ爲ツテ居ルヤウニ私ハ考ヘマスガ、又今ノ御演説中ニハ、或ハ利益が澤山アルカラト云フヤウナ意味モアリ、又信用ガ日本銀行ハアル故ト云フ御説モアル、シマスルト此理由書ノ一ヲ見マスレバ、兌換券發行ノ特權ガアルタメニシテ、其特權ニ對シテ課稅ヲスルト云フ一方面ニ爲ツテ居ルヤウデアル、併ナガラ御演説中ニハ今申シマスル通、種々ナ事ガ含蓄シテ居ルヤウデアリマスガ、其趣旨ニ依ツテハ吾々ハ大ニ反対シナケレバナラヌ、私ハ決シテ先刻御話ノ日本銀行カラ何カ比較表ノヤウナモノガ來タカラ云々ト云フヤウナ考テナイ、昨年モ私ハ反対致シタノデアル、ソレデ其御趣意ハ孰ガ根本ニ爲ツテ居ルカ、伺ヒタイ

(加賀美嘉兵衛君演壇ニ登ル)

○加賀美嘉兵衛君(二百八十八番)本員ハ唯今ノ案ニ對シテ反対ヲ致シマス、反對論者ノ主眼ト致ス所ハ、日本銀行が兌換券ノ特權ヲ得テ居ル、其特權カラシテ相當ノ利益ヲ占メテ居ルカラ、是ニ向ツテ課稅スルガ至當デアルト云フコトニ外ナラヌト思ヒマス、是ハ誠ニ單純見易キ、尤モナル道理ト心得マスガ、然ラバ茲ニ例ヲ設ケテ、若シ茲ニ一つノ營業會社ガアル、其營業會社ニ向ツテ政府ガ國家ノ任務ヲ命ジテ從事セシムルト假定メタナラバ、是ニ依ツテ生ズル費用ハ矢張國家ハ償ハナケレバナラヌト云フコトハ、是モ亦見易キ道理ト心得マス、然ラバ日本銀行が兌換券ノ特權ニ依ツテ得ル利益ガアルト同時ニ、兌換券ノ特權ヲ行フガタメニ生ズル費用ガアツテ、其費用ハ何人ガ出スカト謂ツタナラバ、矢張國家ガ出サナケレバナラヌト云フコトモ亦明デアラウト思ヒマス、サウシテ其國家ノ出スペキ所ノ費用ト、日本銀行ノ兌換券ノ特權ヲ付與サレテ居ル、ソレガタメニ得ル所ノ利益ト相對照シテ、若シ平衡ヲ得タ場合ニハ、課稅論ノ根據ト云フモノハ既ニ破レナケレバナラヌコト、心得マスル、此議論ヲ證明致シマスルニハ、重モニ數字ノ排列ヲシテ居ルト云フ簡條ガ多々書イテアリマスルカラ、以テ此反対ヲ云フタナラバ、云フノデゴザイマス、信用云々ト云フコトハ、信用ガアルカラ稅ヲ課スルト云フコトハ述ベナカツタノデゴザイマス、日本銀行ガ即チ斯様ナ任務ヲ帶ビテ居ルト云フ簡條ガ多々書イテアリマスルカラ、以テ此反対ヲ云フタナラバ、即チ其任務ナルモノガアルガ故ニ、大ナル信用ガアルト云フ利益ガアルダラウ、信用ト云フモノ、即チ利益が附クト、斯ウ云フ事ヲ述ベマシタノデ……

○松尾寛三君(百五十五番)此法律案ヲ見マスルト、兌換券發行ノタメニ――發行ヨリ生ズル利益ヲ――利益ノ中ヨリ課稅ヲスルト云フコトハ見エナイ、ニ課スルト云フ御趣意デアリマスカ
○石田貫之助君(二百四十八番)ソレデ此稅法ノ精神ト申シマスルモノハ、因テ起ツタ根原ト云フモノハ、今御尋ノ通即チ理由書ニ書イテアル、此特典ノ結果ハ大利益ガアルト云フノデ、サリナガラ是ハ保證準備ナルモ

ノト、彼ノ資本金ト區別シテ札ヲ分ケテ置イテ、又ハ金庫ヲ別ニシテ置イテ營業ノ出來得ベカラザルモノデアリマス、ソレヲ區別セヨト云フノハ殆ド難事デアツテ、又必要モナシ、又縱令特典トスル所ノ利益ヲ生ズルモノヲ主トシテ稅ヲ取ルニモセヨ、他ニ關係ガアルカラ少モ一步モ足ヲ踏込マレヌト云フ譯デモナイ、或ハ斯ウ云フ特典ノナニ會社ニ稅ヲ課スルコトモ出來マス、又有リモシマセウト思ヒマスカラ……

○松尾寛三君(百五十五番)サウシマスト、兌換券發行ニ課稅スルト云フノデ、利益ガ多イカラト云フノデハナイ
○議長(楠本正隆君)通告ニハ賛成、反対各々兩名アリマス――加賀美嘉兵衛君

(加賀美嘉兵衛君演壇ニ登ル)

○加賀美嘉兵衛君(二百八十八番)本員ハ唯今ノ案ニ對シテ反対ヲ致シマス、反對論者ノ主眼ト致ス所ハ、日本銀行が兌換券ノ特權ヲ得テ居ル、其特權カラシテ相當ノ利益ヲ占メテ居ルカラ、是ニ向ツテ課稅スルガ至當デアルト云フコトニ外ナラヌト思ヒマス、是ハ誠ニ單純見易キ、尤モナル道理ト心得マスガ、然ラバ茲ニ例ヲ設ケテ、若シ茲ニ一つノ營業會社ガアル、其營業會社ニ向ツテ政府ガ國家ノ任務ヲ命ジテ從事セシムルト假定メタナラバ、是ニ依ツテ生ズル費用ハ矢張國家ハ償ハナケレバナラヌト云フコトハ、是モ亦見易キ道理ト心得マス、然ラバ日本銀行が兌換券ノ特權ニ依ツテ得ル利益ガアルト同時ニ、兌換券ノ特權ヲ行フガタメニ生ズル費用ガアツテ、其費用ハ何人ガ出スカト謂ツタナラバ、矢張國家ガ出サナケレバナラヌト云フコトモ亦明デアラウト思ヒマス、サウシテ其國家ノ出スペキ所ノ費用ト、日本銀行ノ兌換券ノ特權ヲ付與サレテ居ル、ソレガタメニ得ル所ノ利益ト相對照シテ、若シ平衡ヲ得タ場合ニハ、課稅論ノ根據ト云フモノハ既ニ破レナケレバナラヌコト、心得マスル、此議論ヲ證明致シマスルニハ、重モニ數字ノ排列ヲシテ居ルト云フ簡條ガ多々書イテアリマスルカラ、以テ此反対ヲ云フタナラバ、云フノデゴザイマス、如何トナレバ日本銀行ハ名譽アル、信用アル、我國ノ一大銀行デゴザイマスレバ、其銀行が自分ノ名ヲ署シテ議員ニ配付シタ所ノ書類ハ信用ヲ置イテ宜カラウト思ヒマス、其書類ノ中ニ書イテアル計算ハ、本員ハ信用ヲ置クモノデゴザイマス、如何トナレバ日本銀行ハ名譽アル、信用アル、我國ノ一大銀行デゴザイマスレバ、其銀行が自分ノ名ヲ署シテ議員ニ配付シタ所ノ書類ニ依リマシテモ、日本銀行ガ兌換券發行ノタメニ得ル所ノ利益ト、兌換券發行ノタメニ費ス所ト、其外國庫ノ任務ヲ負フタメニ費ス所ノ金ト差引キマス、デ、之ヲ詳シク述ベマスニハ、何千何万圓ト云フ數字ヲ申上げナケレバナリマセヌケレドモ是ハ敢テ必要モナカラウト思ヒマスカラ、私ハ此處ニ

○東尾平太郎君(二百八番) 私ハ此日本銀行ノ課稅問題ハ、餘程重要ノ問題
本公司ニ對スル配當ガ一割三分七厘七毛ト云フコトニナシテ居ル、然ルニ京濱
間ノ銀行ノ配當ハ是ヨリ下ヅテ居ルモノハ僅カ一二デアリマシテ、是ヨリ上ヅ
テ居ル者ハ一割五分ニ至シテ居リマス、積立金ニ對スル配當モ此例ニ依ツ
テ多クアリマセヌ、或ハ石田君ハ日本銀行ハ無形ノ信用ト名譽ガアル、故ニ
澤山ナ預リ金ガアル、故ニ大ナル利益ガアルト言ハレマシタケレドモ、成
程不釣合ナ利益ガアルニ相違ナイ、又間接ニ利益スル所ガ多イニ相違ナイ、
併ナガラ數字ノ上ニ現レル利益ハ、資本金ナリ、積立金ナリニ對シテ多クナ
カツタラ、他ノ銀行ヨリ特別ナ利益ガアルト云フコトハ言ヘナイ、サウスルト
矢張日本銀行ハ利益ガ多イカラ、課稅スルト云フ議論ニ致シテ見タ所ガ、是レ
亦其論據ハ破レヤウト心得マス、單純ナ理窟ヲ以テ兌換券ノ發行ハ國家ノ權
利デアルカラ之ヲ一銀行ニ付與シテ、其結果トシテ得ル利益ハ稅ヲ課シテモ
宜シイト云フコトハ、或ハ外形上日本銀行ガ利益ガ多イト云フヲ以テ、日本
銀行ニ輕々シク課稅スルコトヲ議決シタナラバ、其結果甚ダ恐ルベキ事ガア
アラウト思ヒマス、假リニ數歩ヲ譲シテ、日本銀行ハ澤山ナ利益ガアル、マダ
兌換券ノ發行ニ依ツテモ得ルコトガ多イト云フコトニシテ見タ所ガ、尙ホ課
稅スル理由ハアルマイト思ヒマス、然ラバ是ニ向ツテ尙ホ鞭達獎勵シテ任務
ヲ盡サシムルコトハ宜カラウト思ヒマスケレドモ、却テ之ヲ徵稅ニ苦メテ、
其業務ヲ收縮シテ、中央機關銀行ノ圓滑ヲ缺クト云フヤウナコトニ陥ラシム
ルト云フコトハ甚ダ不得策デアラウト考ヘマス、現ニ近頃ノ新聞ニ現レテ居
ル所ノ、彼ノ横濱ノ貿易商ガ生絲ノ不捌ノタメニ日本銀行ニ向ツテ、救濟策
トシテ一千万圓ノ無利子ノ金ヲ借りタイトイ云フコトガ書イテアル、是等ノ事
ハ姑ク措イテ、國家ノ經濟上非常ナル事ガアツテ、其救濟ヲ求ムル場合ニ至ツ
テ、何レノ處ニ持ツテ行ツタラ宜カラウカト云フト、日本銀行ヨリ外ニハ
ナイ、故ニ一ノ貿易ヲ爲シ、一ノ殖產ヲ開クニモ、金ニ基カヌモノハナイ、
其金ノ運轉ヲ滑ニシテ、差支ナイヤウニシヤウトスルニハ、中央機關銀行ノ
勤ヲ請フヨリ外ニ仕方ガナイ、我日本ハ前途貿易ナリ、殖產ナリ、總テノ事
ニ向ツテ、經濟社會ガ頗ル多事ニ苦シデ居ル場合デアリナガラ、其中央ノ機
關銀行ニ向ツテ稅ヲ課シテ、其勤ヲ止メ、其圓滑ヲ缺イテ、サウンシテ事業ノ
發達ヲ求ムルコトハ、恰モ本ニ縁シテ魚ヲ求ムルノ例ト同シテアルト思ヒマ
ス、僅々日本銀行カラ數十万圓ノ稅金ヲ得ルタメ、國家ノ中央機關ノ運轉ヲ
缺クコトニ至ツタラ甚ダ殘念ニ思ヒマス、故ニ假ニ數歩ヲ譲シテ日本銀行ニ
課稅スル如キ餘地アリト雖モ、尙ホ之ヲ鞭達獎勵シテ、中央機關銀行ノ任務
カラ盡サナケレバナラナイ、況ヤ課稅スペキ餘裕ナキニ於テハ大ニ顧慮シナ
ケレバナラヌコト、考ヘマス、故ニ私ハ本案ニ反對ヲ致シマス

ト思ヒマス、尙ホ吾ヨリモ課稅法案ヲ出シテアリマスルカラ、日程ノ第九、第十及第十一ヲ併セテ議長指名ノ特別委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○星亨君(八番) アナタノ仰シヤルヤウデハ、マルデ日本銀行ハ利益ノナイヤウニ思ハレルノデ、サレバ其日本銀行ハナゼサウ云フヤウナ馬鹿ナコトヲシテ、サウシテ任務ヲ盡シテ居ルノデアリマスカ、ソレヲ伺ヒタ、第一ハアナタハ日本銀行ノ株主デハナイカト云フコトヲ伺ヒタ

○加賀美嘉兵衛君(二百八十八番) 第一ノ御問ハ、利益ガナイト云フノハ、損ノアルト云フコトヲ申シタノデハナイ、利益ガナイカラ、ナゼ日本銀行ガ引受ケテ居ルカト云フコトニ就イテハ、今日私ガ日本銀行ヲ代表シテ御答申ス必要ハナイ、第二ノ御尋ニ就イテハ、御答申スノ必要ハナイト思ヒマス〔委員付託賛成ト呼フ者アリ〕

○早川龍介君(二百十一番) 詰リ三案ヲ合セテ、免ニ角是ハ委員ニ付託致スト云フ東尾君ノ説ニ賛成致シマス

(「賛成タク」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 日程ノ第九ヨリ第十一マテ、三案ヲ合セテ議長指名ノ委員ニ付託スルト云フ動議ガ、東尾君ヨリ提出セラレマンシタ、但シ日程ノ第十、及第十一ハ未ダ議題ト爲ラズ、從テ是ニ就イテマダ説明モナク、討論モゴザイマセヌケレドモ、此三案ハ互ニ相關聯シテ居ルモノデアルニ依ツテ、三案共ニ直チニ同一委員ニ付託スルト云フ東尾君ノ動議ニ就イテ決ヲ採ルコトニハ御異議ナイト認メマス、因テ決ヲ採リマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 御異議ガナケレバ、東尾君ノ動議ノ通決シマス

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

日本銀行條例中改正法律案
明治十五年第三十二號布告日本銀行條例中第十條ヲ左ノ通改正ス

第十條 純益金總額ヨリ第一株主割賦金ヲ引去リ其殘額ヨリ十分ノ一以上十分ノ三以下ヲ左ノ目的ヲ以テ積立金ト爲スヘシ
第一 資本金ノ損失ヲ補フ
第二 割賦金ノ不足ヲ補フ

日本銀行課稅法案

日本銀行ハ兌換銀行券條例第二條第二項ニ該當スル諸種ノ保證券ニ據り發行セル兌換券ノ每一箇月ノ平均發行高ニ對シ其ノ發行稅トシテ一箇年千分ノ七ノ割合ヲ以テ政府ヘ納稅スヘシ但シ政府ノ特命ニ依リ一箇年千分ノ十若ハ其ノ以内ノ低利又ハ無利足ヲ以テ政府又ハ其他ヘ貸付ケタル兌換券ニ對シテハ其ノ納稅義務ヲ免除ス
納稅期限ハ一箇月ヲ兩度ニ區分シ前半季分ヲ八月三十一日後半季分ヲ翌年二月二十八日限リ納ムモノトス
此ノ法律ハ明治二十九年七月一日ヨリ施行ス

○議長(楠本正隆君) 次ハ日程ノ第十二、家祿賞典祿處分法案第一讀會——

深山聳峯君

○議長(楠本正隆君) 次ハ日程ノ第十二、家祿賞典祿處分法案第一讀會——

外三十五名提出

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一讀會

家祿賞典祿處分法

第一條 明治三年九月十日藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有セシ者及本法實施ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名繼襲人タル者ニ限り左ノ各項ニ該當スル者ハ明治九年第百八號布告及同年第百五十二號布告ノ規定ニ依リタル金祿公債證書額ニ相當スル金額ヲ家祿整理ノ爲メ發行スル處ノ公債證書ヲ以テ給與ス

但シ正當ノ手續ニ依リ沒祿若ハ減祿ノ處分ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第一項

家祿賞典祿ヲ全ク給與セサル者

第二項

家祿賞典祿ニ對スル相當額ノ給與ニ不足アル者

第二條 前條ノ祿高ヲ金額ニ換算スルハ明治八年第三十八號布告ニ依ル

第三條 第一條ノ給與ヲ受ケムト欲スル者ハ元祿高及整理未済ノ證據事情ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏省ニ願出ヘシ

但シ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ願出サルトキハ給與ヲ受クル權利ヲ拋棄シタルモノトス

附則

第四條 明治六年第三十五號布告及明治九年第百二十三號ノ布告ハ此ノ法律實施ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フモノトス

(深山聳峯君演壇ニ登ル)

○深山聳峯君(二百三十番) 諸君、本員等ハ嘗テ諸君ノ御手許ニ迴ツテ居リマスル、家祿賞典祿處分法案ヲ提出致シマスルニ依ツテ、聊カ此提出ノ理由ヲ申述ベヤウト思ヒマス、成ルベク簡単ニ申述ベヤウト思ヒマス、併シ此問題ハ、御案内ノ如ク隨分大問題デアリマスルニ依ツテ或ハ少シノ時間ヲ拜借シナケレバナラヌト思ヒマスカラ、暫クノ間御静聽ヲ願ヒマス、倘テ此復祿處分問題ハ、諸君モ御案内ノ如ク是マデ數年間貧窮ノ士卒族等ガ、我立法部ニ向ツテ出願ヲシ來ヨルト云フコトハ、最早今日ニ於テ諒ミシク申上ゲルデモナニ事デアル、而シテ彼等ガ斯ク出願致シヨルト云フノハ、果シテ其理由アルカナイカト云フコトニ就イテハ、豫メ諸君モ早御承知ノ事デアル、既ニ昨年第八議會ニ於テ彼等ノ請願ニ係ル所ノ即チ願書ハ、本院ニ於テ御採擇ナセレタコトデアル、其採擇ノ結果政府ニ向ツテ願書ヲ差出シタルコトデアル、

而シテ本年モ數多出願シ來ヨルモノデゴザイマス、然ル所此法案ヲ提出致シタト云フノハ、今日ニ於テ之ヲ處分スペキカスベカラザルカト云フコトニ就コトハ出來ナイコトデアラウト考ヘル、即チ政府ニ向ツテ私共ガ義キニ要路ノ大臣ニ對シテ尋ねタコトモアリマス、此復祿問題ハイシマデモ棄置クト云フ十二年マデノ間ニハ高知ノ如キ、或ハ薩摩ノ如キ其他ニ對シテ矢張彼ノ士族ニ對シテ、又華族ニ對シテ恩典ノ處分ヲ致シテ居ルノデス、然ルニ他ノ出願シ居ル所ノ者等ニ對シテハ、幾度ノ出願ヲスルモ未ダ其處分ヲシナイト云フハ、彼等モ等シク日本臣民デアル、等シク臣民デアリナガラ、彼ニハ厚ク是ニハ薄イト云フノハ、所謂輕重ノ處置ヲ致シテ居ルト言ハナケレバナラヌ、否、輕重ナレバ宜シイガ、一方ニハ之ヲ與ヘテ一方ニハ與ヘナイト云フ偏頗ノ處置ヲ致シタト言ハナケレバナラヌ、然ル以上ハ彼等ガ今日ニ於テ出願ヲ致シヨルト云フノハ實ニ尤モノ事デアリマス、此法案ニ對シテ此處分ヲ爲現レズトモ、所謂彼等ハ屈セズ撓マズ、此處分ノ爲シ得ラレルマデハ殞レテ已マヌト云フ決心ヲ以テ續々出願ヲシテ來ルニ違ヒナイ、今日ハ申スマデモナク戰後ノ議會デアリ、大切ノ時デゴザイマス、此法案ニ對シテ此處分ヲ爲スト云フコトハ、事或ハ輕卒デハナイカト云フ誇ガアルカモ知レナイ、併ナガラ此處分案ハデス、此所ニ決シタ所ガ必シモ二十九年度内ニ於テ彼等ニ對シテ直ニ處分ヲスルト云フノデナク、所謂國力ガ許スナレバ片時モ早ク此處分ヲスルガ宜シイ、併ナガラ國力ガ許サヌナレバ仕方ガナイカラ、二年先デ與ヘルカ、三年先デ與ヘルカ、五年先デ與ヘルカ、斯ノ如ク即チ五年先ナラマシテ——然ラバ此處分ヲ致シマスレバドレダケ程ノ金額ガイルカト云フコトハ、第一ニ眼ヲ注ガナケレバナラヌ點ダラウト考ヘル、又諸君ノ方ミノ中ニモ其說ガ隨分アルノデアル、先づ昨年ヨリ今年ニ向ツテ出願致シ來ル所ノ其出願人ノ員數、及彼等ガ請求シ居ル所ノ金額ヲバ豫メ取調ベレバ、人員ハ一萬六千百二十人ト爲ル、ソレカラ此金額ハ四百九十六万七千八百四十三圓七十錢ト爲ル、此金額ハ確定ノ金額トハ見ラレマセヌ、サリナガラ是ヨリ多額ナルコトハナカラウト考ヘルノデアル、或ハ出願ノ中ニモデス、採用スペカラザル分モアリマスケレドモ、是等ハ最早請願者ニ於テモ觀念ヲシテ居ルコトデアル、所謂處分シ得ルダケノ理由ヲ具ヘテ居ルモノガ、前段申ス如キ人員ナリ金額デアラウト考ヘル、而シテ此金額ハデス、減ルコトハアルモ増スクトハナカラウト考ヘル、所謂彼等ノ要求額デアル以上ハ、此處分案ガ他日實施ノ場合ニ至リマンテモ、果シテ彼等ガ藩制ノ時ニ幾ラ貰ツテ居ツタ賞典祿、幾ラ貰ツタ所ガ、是ハ永世祿ヲ貰フベキモノガ當リ前デアラウト云フ

ヤウナ、ソレ是ノ小差ハ隨分アラウト思フ、此ニ至ツテ或ハ此中ニハ幾分カ蟠ルモノガアラウカト考ヘル、即チ除ケルモノガアラウカトモ考ヘルノデアル、然ラバ此金額ヨリ増ス氣遣ハナイト考ヘル、或ハ是マデノ説デハ一千萬圓ヲ要スルトカ、或ハ二千万圓ヲ要スルトカ云フコトデアツタガ、到底二千万圓ノ三千万圓ノト云フコトデ、到底此處分ヲスルコトハ出來ナイ、限アル金ヲ以テ限ナキ望ヲ満サシムルヤウナコトハ出來ヌト云フコトデアツタガ、結局之ヲ取調ベテ見マスレバ、今申ス如クデアリマシテ、是ダケナラバ餘リ多額ト云フモノデモナカラウカト考ヘルノデアル、ソレカラ先づ此出願シ居ル所ノ者如何ナル者等ガ此出願ヲシテ居ルカ、ドウ云フ者等ニ對シテ是ハ處分スベキモノデアルカト云フコトハ、御参考ノタメニ一二ノ適例ヲ舉ゲテ御話ヲシヤウト考ヘル（「簡單」ト呼フ者アリ）先づ第一ニ御話ヲ致シマスレバ（「簡單」ノ聲起ル）簡單ニヤリマスガ、先刻モ申ス通、御承知ナイ方モアラウカラ申上ゲル方ガ宜カラウト考ヘルノテ、此處分ヲ致サウト云フコトノ中ニモ、最大憤ムベキノ至デ、是ヨリ甚シキモノハアルマイ、其者等ノ一點ニ就イテ御話ヲスレバ、明治三年ノ五百七十九號ノ達ニハ如何ナル事が書イテアルカ所謂藩制デアリマシテ、藩制ノ第六項ニハ「功アツテ祿ヲ增シ罪アツテ祿ヲ褫キ一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請ヘシ一時ノ賞竝ニ流以下ノ刑ハ收錄シテ年末ニ可差出事」斯様ニ書イテアル、是ガ即チ藩制ノ中ノ第六項デアリマシテ、今申スガ如キ場合ガ此明治三年九月十日以後祿ヲ貰ツテ居ツタ所謂卒族デアツタナラバ、必ズ此藩制ニ依ラナケレバナラヌ、之ヲ處分スルニ於テ——然ラバ藩制第六項ニ功アツテ祿ヲ増シ罪アツテ祿ヲ褫グ是等ハ皆朝裁ヲ請フトアル、然ラバ朝裁ヲ經テ即チ平民族ニ陷シ、或ハ族ヲ廢シタト云フナラバ致方モナイガ、然ルニ其手續モ經ナイデ、徒ラニ此處分ヲ致シタト云フ如キハ、實ニ傍若無人ナル處置ト斷言シナケレバナラヌ、是モ所謂藩々區々ノ時デアツテ、藩ハ其藩ニ依ツテ徒ラニ處置スル時デアツタナラバ、ソレハ今日ノ新政府ニ對シテ此咎ヲ爲スコトハ或ハ顧ミナケレバナラヌガ、然ルニ明治三年九月十日以後ハ謂フマデモナク此藩制ヲ施イタ時デアルガ故ニ、所謂政令一途ニ歸シテ、一ツノ法律ヲ以テ全國ヲ支配シ、全國ノ各藩ヲ處置スルト云フコトニ爲ツタノデアリマスカラ、藩ガ其時ニ當ツテ、其以後廢藩置縣ト爲ルマデノ間政治ヲ致シテ居ツテモ、言ハマ新政府ノ委任ノ政治デアリマス、先づ新政府カ責任ヲ持タナケレバナラス、ソレガ故ニ此本案ノ如キモ起點ガ明治三年九月十日以後ハイカヌト書イタノデアリマス、然ルニ今申シタ如ク此朝裁ヲ經ナイデ徒ラニ處置方ヲ致シタト云フノデアル、又明治五年ニハ二十九號ヲ以テ布告ガアリマス、是ニハ何ト書イテアルカト言ヘバ、是ハ諸君ノ御聽ヲ願ヒタトイト考ヘマス「各府縣賞典之內從前番代ノ節抱替等ノ稱ヲ以テ其

書ヲ以テ大藏省へ可伺出尤家祿ノ儀ハ從前ノ通り可相心得事トアル、其但書ニ「但新規一代限抱ノ輩ハ平民ニ復籍セシメ給祿ハ是迄ノ通可遣事」ト云フコトガ書イテアル、然ルニ斯ノ如キコトガアツテモ、所謂前段ノヤウナ無法ノ處置方ヲシテ居ルガ故ニ、此法文ハ蛇足デアル、無用ノ長物ニ爲ツテ仕舞ッタ（「簡單」ト呼フ者アリ）簡單ト云ウテモ言フダケハ言ハナケレバナラヌ、ソレカラ然ラバ此處置方ガ果シテ各藩共ニ斯ノ如キ無法ナル處置方ヲシタカト云フニ、決シテサウデナイ、所謂此適例ヲ舉ゲテ御話スレバ、隣藩ノ中ニ十二万三千石ノ家格ノ藩ト、六万石ノ家格ノ藩トアル、而シテ三十二万三千石ノ藩ハ、士族ハ今日ニ於テ幾人アルカト云フト、僅ニ千三百人アル、又一方ノ六万石ノ藩ハ士族が幾人アルカト云フト、是モ千三百人アル、即チ三十二万三千石ト六万石ト同一ナル士族ノ員數デアル、是ハ如何ナル譯カト云ヘバ、申スマデモナク、三十二万三千石ハ前申ス如ク嚴酷ノ處置ヲシタモノニアル、故ニ今日ニ於テ續々出願ヲシテ居ル、又六万石ノ方ハ如何アル、此處分ヲ致シテ吳レト云フ請願ヲシテ居ルカト云フト、決シテ一人モナイ、ナイ咎デアル、規則通ニ守ッテ來タノデアル、明治五年ニハ今朗讀シタ通ニ士族ニ編入シ祿ヲ與ヘルト云フコトガ書イテアル、此通ニシタカラ今日一人モ不服ハナイ、一方ハ申スマデモナイスノ如キ無法ナル處置ヲシタタメニ今日ノ出願ヲシテ居ル、所謂多言ヲ要セズシテ是ハ不法ノ處置ヲシタルコト、考ヘル、ソレカラ明治六年ニハ三十五號ノ達ヲ出シマシテ、如何ナル事ヲ即チ三十五號ニ書イテアルカト云フト是モ諸君ノ御耳ヲ煩ハシタイト考ヘル、明治六年三十五號中ニハ「舊藩々貫屬祿高人員帳」内舊官員調達ノ趣ヲ以テ當今ニ至リ屢々引直方申出或ハ卒ノ者士民ヘ編籍方今以申出向モ有之祿高調方ニ差支不都合ノ次第ニ付右様ノ類ハ都テ來ル三月三十一日限大藏省へ可申立右期限後ハ一切採用不致候條民籍編入ノ儀可相心得事ト書イテアル、成ル程此通至當ニ守ッテ來テ、サウシテ申出ザル者ガアル——未ダ申出ザル者ガアル、或ハ是迄ノ處分ガ、或ハ永世祿ヲ貰フ者ガ終身祿ヲ貰フト云フコトアル、其事ヲ出願シ來タ者ガ澤山アルカラ、來ル三月三十一日マデニ申出ザルモノハ採用シナイト云フコトデ、實際此事ヲバ實行セラレタナラバ宜シガ、畢竟スルニ名アツテ其實ガナイ、何ゼトナレバ、既ニ不法ノ處置方ヲシタモノナラバ、此時ニ當ッテ此出願ヲ出サヌケレバ採用セヌ、受理セヌ、唯ルモノハ採用シマツテ受理シナイ故ニ、斯クノ如キコトガ三月三十一日マデニ申出ヨト云フコトガアツテモ、申出テモ採用セヌ限ハ致方ハナイ、所謂名アツテ其實ハナイ、又明治九年ニハ如何ナル事ヲ達シタカト云ヘバ、所謂百二十三號ノ不都合ナル即チ達デアル、是モ一應朗讀シナケレバナラヌ「明治六年三月三十五號ヲ以テ舊藩々貫屬高引直シ願ノ儀同年三月三十一日限り可申出右期限後ハ一切採用不致旨布告候處爾後祿高ニ關シ種々願出候向モ有之候得共本年八月第八號布告ヲ以テ祿制改正候ニ付總テ現今ノ處置ヲ以テ定度トシ如何様ノ事實有之共一切採用不致候條此旨更ニ布告候事」ト云フコトヲ書イ

テアル、是デ詰リ切ッテシマフタノデアル、其以後所謂斯ノ如キ不法ノ處置ヲスルガタメニ、不法ノ處置ヲセラレタヨリ、届セズ撓マズ今日彼等ガ願ツテ來ル如キコトヲバ政府ニ向ツテ出願ヲシタノデアル、所ガ、明治九年ニ於テ又百二十三號ヲ以テ一切採用ヲセヌト云フコトヲ達シタノデアル、其後尙屈セズ撓マズ出願シテ居ルガ、百二十三號ノ達ガアルト云フノデ、幾度出願スルモ採用セズ、此百二十三號デ止メテ置イタト云フコトデアリマス、尙ホ今日ト雖モ百二十三號ト云フコトヲ政府ガ云フノデアル、實ニ無法ノ處置方ト云フモノ、中カラ、其支消方法ヲ立テ、届出テヨト云フコトガ書イテアル、然ルニ早ク此法ヲ守ッテ、所謂此法ヲ遵奉致シテ、其方法ヲ立テ、届出テタマスガ、舊藩ニ於テ藩債ナルモノハ、所謂藩主ノ如キ士族ナリ、又公廟費ト云フモノ、中カラ、其支消方法ヲ立テ、届出テヨト云フコトガ書イテアル、即チ實收額ト唱フル所ノ額二千石ヲ百石ニ減ラシタノデアル、今ノ祿制ト云フモノガアツテ、是ハ明治二年ニ達シマシタ、藩主ニ達シタ、藩主ハ是マデノ實收額ノ十分ノ一ト云フコトニナリマシタタメニ、士族ハ其振合ニ依ツテ減額シタタメニ、二千石ヲ百石ト改メタ、ソレ等ハ彼ノ藩制デ藩債ハ其士族、卒及公廟費ヨリ支辨セヨト云フコトノ達ガアツタタメニ、此百石ノ中ヲ借金ニ入レルト云フコトニ致シタノデアル、其旨ヲ届ケラ致シタノデアリマス（「簡單」ト呼フ者アリ）所ガ、斯ノ如キ事ガアツタタメニ、此支消法ヲ立テタガ、後チニ於テ明治五年ニ於テ百二十六號ノ達ヲ以テ、藩債ハ免除スルト云フコトノ達ガアツタノデアル、是ハ何ト書イテアルカト云ヘバ「舊藩債ノ儀ハ一藩ノ石高ニ關スル事ニ付支消年限目途相立舊知事竝士族卒家祿ノ内ヘモ分賦償却可致旨庚午九月中相達置候處今度負債ノ儀ハ悉ク大藏省へ引受處ガ、畢竟スルニ名アツテ其實ガナイ、何ゼトナレバ、既ニ不法ノ處置方ヲシタモノナラバ、此時ニ當ッテ此出願ヲ出サヌケレバ採用セヌ、受理セヌ、唯ルモノハ採用シマツテ受理シナイ故ニ、斯クノ如キコトガ三月三十一日マデニ申出ヨト云フコトガアツテモ、申出テモ採用セヌ限ハ致方ハナイ、所謂名アツテ其實ハナイ、又明治九年ニハ如何ナル事ヲ達シタカト云ヘバ、所謂百二十三號ノ不都合ナル即チ達デアル、是モ一應朗讀シナケレバナラヌ「明治六年三月三十五號ヲ以テ舊藩々貫屬高引直シ願ノ儀同年三月三十一日限り可申出右期限後ハ一切採用不致旨布告候處爾後祿高ニ關シ種々願出候向モ有之候得共本年八月第八號布告ヲ以テ祿制改正候ニ付總テ現今ノ處置ヲ以テ定度トシ如何様ノ事實有之共一切採用不致候條此旨更ニ布告候事」ト云フコトヲ書イ

ウ、然ルニ彼ノ藩債支消ノタメニ入レテ居ツタ八十石ト云フモノニ對シテハ、方ト言ハナケレバナラナイ、所デ、此藩債ノ支消ヲ立テナンダ藩ハ如何致シタカト云ヘバ、其儘デアル、所謂今言フ通、二千石ノ草高ノモノガ千石ノ實收額ニ改正ヲセラレタナラバ、今ノ八十石ヲ減ゼラレテ、二十石ノ公債證書ヲ貰シタカト云フト、サウデナイ、百石ニ對スル公債證書ヲ與ヘテアル、所謂ズルフ構ヘタモノハ幸福ナル處分ヲ受ケ、正直ニ守ツタ者ハ無法ノ處置方ヲ致シタト云フ如キコトデアル、其以來幾度出願スルモ、是等モ矢張百一十三號ノ達ノ次第ガアルカラ採用ニ及バ、實ニ無法ノ處置法ト言ハナケレバナラナイ(「モウ宜カラウ」ト呼フ者アリ)尙ホ歸田法ノ如キ(是等モサウデアル、歸田ト云フコトヲ大變勧メテ、所謂士族ヨリ農ニ歸セヨト云フコトヲ勧メテ、其資本金一人ニ就イテ三百圓ヲ遣ラウ、耕地八段歩ヲ遣ラウト云フコトヲ申シタノデアル、歸田法ヲ勸メラレテ、其通、歸田ヲ致シタナラバ、其通實行致シタカト云ヘバ、決シテ實行シナイ、何故トナレバ藩債ノ支消ヲシナケレバナラヌカラ、藩債ニ其祿ヲ入レヨト云フ如キコトデアツテ、遂ニ其處分ヲ得ズシテ、一錢モ與ヘナクシテカラニ、遂ニ平民籍ニ下シ入レ、又幸ニシテ士族ノ籍ニ回復致シタ所ガ、無祿ノ士族デ、一錢厘毛モ與ヘル如キコトガナカッタノデアル、段々簡單ト云フ御話デアリマスカラ、述ベタイコトハアリマスケレドモ、述ベマセヌガ、斯ノ如キ無法ナル處置ヲヤラシタノデアル、其他枚舉スレバ限ガナイ、或ハ永世祿ヲ與ヘル所ノモノハ、終身祿ト云フ即チ半額ヲ與ヘ、或ハ終身祿ヲ與ヘル所ノモノハ、年限祿ヲ與ヘテ、其四分ノ一ヲ與ヘルト云フ如キハ、實ニ不法モ亦甚シイ、言ハヤ一々列舉スレバ限ノナイ事デアリマス、斯ノ如キ無法ナ處置方ヲ致シタモノ等ガ、所謂一昨年來本年ニ至シテ續々請願シ來ルノデアリマス、斯ノ如キモノニ對シテ、此議會ガ先キニ彼ノ請願書ヲ採擇セラレタ以上ハ、無論此議會、イヤ、本院ニ於テハ、孰カ即チ處分ヲシテヤルト云フコトハ、豫メ其決心ノ上デ採擇セラレタモノデアリマス、然ラバ今日ニ於テ……

○議長(楠本正隆君) 定規ノ時間ニ達シマスカラ、少シク延長シマス

○深山聳岐君(二百三十番) 此處分ヲ致シ與ヘルト云フノガ極至當ノ事ト考ヘマス、幸ニ満場ノ諸君、此恩典ナル處分ヲバ與ヘラレント希望致シマス、尙ホ委員ハ、十八名ノ委員ヲ議長指名ヲ以テ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○新井啓一郎君(二百二十九番) 発言ノ許可ヲ得テ居リマス、本案ヲ見マスレバ執行期限ガナイヤウデゴザイマスルガ、即チアナタノ御演説ノ如ク、國力ノ許ス時執行スルト云フ御趣意カラ期限ヲ是ニハ附ケヌノデゴザイマスカ

○東尾平太郎君(二百八番) 委員ハ議長指名デ十八名ニセラレンコトヲ望ミマス

○「委員付託」ト呼フ者アリ又「贊成々々」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 定規ノ時間ニ達シマスカラ、少シク延長シマス

○深山聳岐君(二百三十番) 此處分ヲ致シ與ヘルト云フノガ極至當ノ事ト考ヘマス、幸ニ満場ノ諸君、此恩典ナル處分ヲバ與ヘラレント希望致シマス、尙ホ委員ハ、十八名ノ委員ヲ議長指名ヲ以テ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○深山聳岐君(二百三十番) 執行期限ノナイノハ、即チ法律ヲ發布シタ時ヲ以テ實施ノ期ト御承知ヲ願ヒマス

○新井啓一郎君(二百二十九番) 第二ニハ志願ノ人數トカ、若クハ身分等ヲタカト云ヘバ、其儘デアル、所謂今言フ通、二千石ノ草高ノモノガ千石ノ實收額ニ改正ヲセラレタナラバ、今ノ八十石ヲ減ゼラレテ、二十石ノ公債證書ヲ貰シタカト云フト、サウデナイ、百石ニ對スル公債證書ヲ與ヘテアル、所謂ズルフ構ヘタモノハ幸福ナル處分ヲ受ケ、正直ニ守ツタ者ハ無法ノ處置方ヲ致シタト云フ如キコトデアル、其以來幾度出願スルモ、是等モ矢張百一十三號ノ達ノ次第ガアルカラ採用ニ及バ、實ニ無法ノ處置法ト言ハナケレバナラナイ(「モウ宜カラウ」ト呼フ者アリ)尙ホ歸田法ノ如キ(是等モサウデアル、歸田ト云フコトヲ大變勧メテ、所謂士族ヨリ農ニ歸セヨト云フコトヲ勧メテ、其資本金一人ニ就イテ三百圓ヲ遣ラウ、耕地八段歩ヲ遣ラウト云フコトヲ申シタノデアル、歸田法ヲ勸メラレテ、其通、歸田ヲ致シタナラバ、其通實行致シタカト云ヘバ、決シテ實行シナイ、何故トナレバ藩債ノ支消ヲシナケレバナラヌカラ、藩債ニ其祿ヲ入レヨト云フ如キコトデアツテ、遂ニ其處分ヲ得ズシテ、一錢モ與ヘナクシテカラニ、遂ニ平民籍ニ下シ入レ、又幸ニシテ士族ノ籍ニ回復致シタ所ガ、無祿ノ士族デ、一錢厘毛モ與ヘル如キコトガナカッタノデアル、段々簡單ト云フ御話デアリマスカラ、述ベタイコトハアリマスケレドモ、述ベマセヌガ、斯ノ如キ無法ナル處置ヲヤラシタノデアル、其他枚舉スレバ限ガナイ、或ハ永世祿ヲ與ヘル所ノモノハ、終身祿ト云フ即チ半額ヲ與ヘ、或ハ終身祿ヲ與ヘル所ノモノハ、年限祿ヲ與ヘテ、其四分ノ一ヲ與ヘルト云フ如キハ、實ニ不法モ亦甚シイ、言ハヤ一々列舉スレバ限ノナイ事デアリマス、斯ノ如キ無法ナ處置方ヲ致シタモノ等ガ、所謂一昨年來本年ニ至シテ續々請願シ來ルノデアリマス、斯ノ如キモノニ對シテ、此議會ガ先キニ彼ノ請願書ヲ採擇セラレタ以上ハ、無論此議會、イヤ、本院ニ於テハ、孰カ即チ處分ヲシテヤルト云フコトハ、豫メ其決心ノ上デ採擇セラレタモノデアリマス、然ラバ今日ニ於テ……

○議長(楠本正隆君) 質問ガアレバ、後トテ幾ラモ出來マス

○新井啓一郎君(二百二十九番) 是マデサウ云フ例ハナイト思ヒマス、提出ノ理由ヲ御演説ニナツタ後ニ質問ト云フテ、發言ノ權ヲ得タ中ハ差止メルト云フコトハナイ

○議長(楠本正隆君) 差止メルト云フコトハアリマセヌガ、質問ハモウ濟ンダノデセウ

○議長(楠本正隆君) 質問ガアレバ、後トテ幾ラモ出來マス

○新井啓一郎君(二百二十九番) マダ濟ミマセヌデス、演説中デス

○議長(楠本正隆君) 先ツ免ニ角委員說ノ決ヲ採リマセウ、委員說ガ消滅ヲスレバ……

○新井啓一郎君(二百二十九番) 如何ニモ偏頗ト思ヒマス、答ヘル答ヘヌニスレバ……

○議長(楠本正隆君) 委員說ハ先決問題トシテ決議ヲ採リマス、即チ東尾君ノ日程ノ第十二ヲ十八名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルト云フ勧議ニ就イテ決拘ラズ

○新井啓一郎君(二百二十九番) マダ濟ミマセヌデス、演説中デス

○議長(楠本正隆君) 先ツ免ニ角委員說ノ決ヲ採リマセウ、委員說ガ消滅ヲスレバ……

○議長(楠本正隆君) 委員說ハ先決問題トシテ決議ヲ採リマス、即チ東尾君ノ日程ノ第十二ヲ十八名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルト云フ勧議ニ就イテ決拘ラズ

○議長(楠本正隆君) 委員說ニ就イテ——先決問題ノ決議ヲ採リマス——東

尾平太郎君ノ日程ノ第十二、即チ家祿處分法案ヲ議長指名ノ十八名ノ委員ニ付託スルト云フ動議ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 多數デアリマス、因テ日程ノ第十二ハ、十八名ノ議長指名ノ特別委員ニ付託スルコトニ決シマス

○井上角五郎君(二百七十六番) 本員ハ唯今ノ議長ノ處置ニ就イテ、一應意見ヲ述べマス、即チ議長ハ偏頗ナル處置ヲシタト云フコトヲ述べルノデアリマス、本員ハ此問題ヲバ即決ヲ以テ否決スルノ意見ヲ抱イテ居ル「モウ往カヌ」ト呼フ者アリソレダカラ偏頗ト云フノデアル、政府委員ハ何時トナク演説ヲスルノ権利ガアルノニ、即決問題デアルト云フコトヲ以テ、政府委員ヲ退ケタト云フノハ、即チ此案ヲシテ委員ニ付託セシムルコト、云フコトニ、不公平ナル利益ヲ與ヘタモノト思ヒマス、今政府委員ガ演説ヲシ掛ケタノデアル

○議長(楠本正隆君) 政府委員ニ一旦相談ヲシテ、即チ先決問題ノ決議ヲ採ルト云フコトニシタノデアル

○井上角五郎君(二百七十六番) 政府委員ハ演説ヲシ掛ケテ居ル

○議長(楠本正隆君) シ掛テ居テモ、議長ハ協議ヲ致シタ、即チ委員說ガ

消滅スレバ、政府委員ニ許スト云フ順序ニ爲ル

○井上角五郎君(二百七十六番) 折合ツタナラバ仕方ガナイ

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ明日ノ議事日程ヲ報ジマス

(佐脇書記官朗讀)

議事日程 第四十二號 明治二十九年三月十九日(木曜日)

午後一時開議

第一 地方學事通則中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 東京府下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第四 香川縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(長報告)

第五 明治二十七年法律第二十號中改正法律案(首藤陸三君外二十八名提出)

第一讀會

第六 輸入羊毛海關稅免除法律案(松尾寛三君外七名提出)

第一讀會

第七 大阪府兵庫縣境界變更法律案

第一讀會ノ續(特別委員)

第八 社寺林地保管法案

第一讀會ノ續(長報告)

第九 岡山縣廣島縣境界變更並廣島縣下郡界變更法律案(守屋此助君外二名提出)

第一讀會

第十 廣島縣下郡界變更法律案(井上角五郎君外三名提出)

第一讀會

第十一 糜種檢查法案(朝倉親爲君外三名提出)

第一讀會

第十二 輸出羽二重検査所法案(松田吉三郎君外六名提出)

清國及朝鮮國在留日本人取締法案(鈴木充美君外一名提出)

帝國圖書館設立ノ建議案(鈴木充美君外三名提出)

棉作改良獎勵費豫算案ニ關スル建議案(喜多川孝經君外二名提出)

牛痘苗製造業者處分ニ關スル建議案(脇坂行三君外三名提出)

絹織物保護建議案(久保九兵衛君外五名提出)

水產傳習所官設建議案(改野耕三君外二名提出)

測候所增設ニ關スル建議案(濱田儀一郎君外二名提出)

天氣豫報暴風警報ヲ全國ニ普及スル建議案(多田作兵衛君外三名提出)

高等學校ヲ獨立セシムルノ建議案(波多野傳義勇兵團設置建議案(直原守次郎君外一名提出)

第二十二 別格官幣社ヲ臺灣ニ建設スルノ建議案(北原三郎君外五名提出)

第二十三 信綱君外二名提出)

第二十四 延岡城築城建議案(延岡城主君外二名提出)

第二十五 桑原城築城建議案(桑原城主君外二名提出)

第二十六 伊賀城築城建議案(伊賀城主君外二名提出)

第二十七 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第二十八 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第二十九 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十一 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十二 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十三 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十四 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十五 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十六 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十七 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十八 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第三十九 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十一 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十二 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十三 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十四 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十五 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十六 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十七 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十八 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第四十九 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第五十 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

第五十一 丹波城築城建議案(丹波城主君外二名提出)

明治二十九年三月十八日